

(様式3)

会議の開催結果について

|                |                                                                                                                                                                              |
|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 会議名          | 令和6年度人権尊重のまちづくり審議会第1回会議                                                                                                                                                      |
| 2 開催日時         | 令和6年11月29日(金) 午前10時～11時20分                                                                                                                                                   |
| 3 開催場所         | 河内長野市役所 3階 301会議室                                                                                                                                                            |
| 4 会議の概要        | <ul style="list-style-type: none"><li>・正副会長の選出</li><li>・河内長野市人権施策推進プランの取り組み状況について</li><li>・河内長野市人権施策推進プランの次期計画について</li><li>・河内長野市人権に関する市民意識調査票の作成について</li><li>・その他</li></ul> |
| 5 公開・<br>非公開の別 | 公開                                                                                                                                                                           |
| 6 傍聴人数         | 0人                                                                                                                                                                           |
| 7 問い合わせ先       | 総合政策部 人権推進課(内線558)                                                                                                                                                           |
| 8 その他          |                                                                                                                                                                              |

\*同一の会議が1週間以内に複数回開催された場合は、まとめて記入できるものとする。

# 令和6年度人権尊重のまちづくり審議会第1回会議 議事録(要旨)

(日時) 令和6(2024)年11月29日(金曜日) 午前10時～午前11時20分

(場所) 河内長野市役所3階 301会議室

## <審議会委員>

(出席者)

中川 幾郎会長、西端 恵子副会長、垣内 孝重委員、工藤 兼弘委員、齋藤 一馬委員、野村 秀一委員、  
桒村 博子委員、峯 満寿人委員、吉竹 英行委員

(欠席者)

河浦 和哉委員、坂口 朗委員、富田 芳男委員、長橋 淳美委員

## <事務局>

西野 市長、早川 総合政策部長、尾上 人権推進課長、東畑 人権推進課課長補佐、堂山 人権推進課  
人権・男女共同参画係長、田中 人権推進課副主査、峰尾 学校教育課主幹

## 資料

- ・本日の会議次第
- ・河内長野市人権施策基本方針(一部改訂)
- ・河内長野市人権施策推進プラン(改訂版)
- ・河内長野市思いやりとぬくもりのある人権尊重のまちづくり条例
- ・河内長野市人権尊重のまちづくり審議会規則
- ・審議会委員名簿
- ・各種チラシ
- ・資料1 『河内長野市人権施策推進プラン(改訂版)』令和5年度 取り組み状況
- ・資料2 河内長野市人権施策推進プラン(第3期)の策定について(骨子案)
- ・資料3 人権施策推進プラン(第3期)策定に向けたスケジュール(案)
- ・資料4 令和7年度「人権に関する市民意識調査」の設問設定に関する基本的な考え方について
- ・資料5 河内長野市人権に関する市民意識調査票(案)

## ■ 会議録(要旨)

### 1. 開会

### 2. 市あいさつ

西野市長 挨拶。

### 3. 委員紹介

委員名簿のとおり。

事務局紹介。

#### 4. 案件

・13名中9名の出席により、本会議は成立。

##### (1) 会長及び副会長の選出

・会長に中川委員、副会長に西端委員を選出。

(2) 河内長野市人権施策推進プランの取り組み状況について

(3) 河内長野市人権施策推進プランの次期計画について

(4) 河内長野市人権に関する市民意識調査票の作成について

相互に関連する案件のため一括して審議

##### ○会長

それでは議事に入らせていただきます。議事の案件は(2)以降になります。

なお、今回の会議案件の中心となるものは、人権施策推進プランがございますが、その次期計画の策定に向けての審議かというふうに存じます。案件(2)及び案件(3)、案件(4)。これらについては、相互に関連するというふうにも思われますので、一括して事務局からご説明いただき、皆様方のご審議に付したいと思います。よろしくお願いします。

##### ○事務局

説明(次の資料の基づく)。

- ・資料1 『河内長野市人権施策推進プラン(改訂版)』令和5年度 取り組み状況
- ・資料2 河内長野市人権施策推進プラン(第3期)の策定について(骨子案)
- ・資料3 人権施策推進プラン(第3期)策定に向けたスケジュール(案)
- ・資料4 令和7年度「人権に関する市民意識調査」の設問設定に関する基本的な考え方について
- ・資料5 河内長野市人権に関する市民意識調査票(案)

##### ○会長

ありがとうございました。今、ご説明のありましたようなスケジュールと、バックグラウンドという参考データを基にして、新たな計画にシフトしていくというご説明だったと思いますが、ここからは順次ご意見を賜っていきたいと思います。

##### ○委員

少し気にかかるなと思う点をご意見いたしたいと思います。

資料4の4ですね、「市民意識調査の結果と第3期プランへの反映目標について」というところですね。言葉じりを捉えての大した言い方にはならないようにして発言するのですが、「マイノリティとの出会いを創出する取り組みの必要性」というここがね、単純に引っかかってしまいました。

「マイノリティ」というのと「出会いを創出」しにかかるということ自体のね、取り組み方というのがすでに蔑視しているからでしょ?と。マイノリティと出会ったときに、何ともないのが当たり前の様子ではないかというところまで少し引っかかったという点です。

だから、ここの言葉のとらえで、組み立て方っていうのを、少し気をつけたほうがいいのではないかと思います。当然、それをさわらない訳にはいかないというのはよくわかるのですが、このままの言葉だと少し違うという感想を持ったのは、正直な感想でございます。

##### ○委員

資料1ですが、この2ページのところに、「障がいの有無にかかわらずともに生きる社会の実現に向けて」ということで、就労継続支援事業所の平均工賃。これが現状の令和5年度では23,075円ということで、目標値を達成しているというお話ですけど、令和7年度の目標値が2万円となっているのは、前に作った段階での目標値ということですか。

この辺、現状値が目標値を超えているのであれば、これもう増やしたほうが良いと思いました。

これは障がい者の方だって生活そのものについては、大変な部分もあろうかと思いますが、みんなの賃金を上げなければならないということであれば、障がい者の人たちの賃金も上げるのは当たり前じゃないかなという気はします。

それから国際交流活動参加者数の目標値が6000人となっている。これも現状値では増えているし、外国人も増えているので、この辺の目標値は上げたほうがいいのかと思います。

あとアンケートについてですが、資料5の3ページの2番です。「差別されている人は、まず、自分たちが世の中に受け入れられるよう努力することが必要だ」というのがあるのですが、これは差別の内容によっては、変わってくるのではないかなという気もしますが、その辺りはどうでしょうか。私からはその二つをお願いします。

#### ○委員

私は教育関係なので、資料4の2番の人権意識の課題と設問に関する考え方についてですが、この中の④番に、学習経験が人権意識にどのような影響を与えているのかという、これってデータを取れてないですし、最近教職員もこうきちと学んでいない、部落問題を学んで来ずに教員になっていて、教員になってから研修して学び直しというのがありますので、どれだけこういったデータっていうのが、こうみるのは初めてだと思いますので。これを取って意識調査していただければありがたいなと思います。

#### ○会長

ありがとうございます。では、このお三方からそれぞれ質問いただいていますし、所見をお伺いしたいようなものもあります。それぞれ事務局からお答えいただけますでしょうか。

#### ○事務局

委員からいただいたご質問についてお答えをさせていただきます。委員のおっしゃるように、私たち人権担当課の目標としても、マイノリティとか関係ない、属性なんて関係ないという社会を最終目標として持っております。

この言葉の表現について、確かにご指摘のとおり、少しニュアンスがちゃんと伝わらないという部分を改めていかないといけないと思います。

ただ、この表現の元になっている考え方としては、資料4の2番の例えば②番などの考え方のところにも書いてあるのですが、今回設問の中でいうと資料5の問6番をご覧いただければと思います。

問6番で、「あなたの周りには、次のような人がいますか」という設問を設けています。

これはご自身がそうであるとか、ご家族やご友人にいたり、出会ったことあるけれど関わったことがないとか、その人の周りにいる人たちであったり、その人ご自身の経験っていうのが、この設問で一旦抽出されると考えています。そして、例えば、問2や問3、他には、問12や問13などのように、こういった人権に関する様々な意見っていうのがあって、その意見とその人のマイノリティ性のクロス集計を実施することで、より深まった意識がその人たちにはあるのではないかという仮説を立てて、クロス集計を実施する予定としています。

そのことによって、マジョリティである人たちが、その機会、経験や学習の機会がないがゆえに、やはりそういう意識が生まれてしまっているのではないか。意識の問題を解消していくためにも、マイノリティと関わる、マイノリティ性との繋がりを生むことで、マジョリティである人たちの意見や考え方が少しでも変わっていくのではないかという仮説のもと、こういった設問や表現をしています。

なので、委員がおっしゃられたように、この「出会い」という表現も含めて、全体を通してもう一度表現については見直しをさせていただきますが、そういった意図をご理解いただけたらと思います。

また、目標値を上方修正するのはどうかとのご提案ですが、もちろん、目標が達成されている部分については、一度、庁内の各担当課や、関係する機関、部局がありますので、そちらとの調整を進めていく必要があると考えています。目標値が達成できているのであれば、やはりそれを上方修正していく必要はあるのかなというふうに、私達どもも捉えておりますので、よろしくお願いいたします。

続いて、資料 5 の 3 ページ目の問 3 の(2)「差別されている人はまず自分たちが世の中に受け入れられるよう努力することが必要だ」という質問については、人権担当課といたしましては、差別の内容によっても差はないのかなと思っております。

どの差別においても、自分たちが世の中に受けられるよう努力することが「必要ではない」というふうに入権担当課としては思っているところでございます。

委員がおっしゃられるように、差別の内容によって違いがでるのではないかというご提案については、私たちも見落としている部分もあるかもしれないので、今後も調査や研究を進めていきたいと思いますが、一旦はそういう考えで設問を設定しております。

○会長

委員ご指摘の「出会い」という言葉が少し引っかかるとおっしゃったのは、絶対的少数者という意味にとらえると、少ない人たちの出会いということになるのだけど、いわゆるソーシャルマイノリティっていうのは、社会的少数者っていうのは、絶対的少数じゃないので、女性もソーシャルマイノリティになる。だけど人口比率は世界の半分以上やからね。そこの出会いって毎日出会っているよねっていうところがあるから、その辺ですこし何か科学的に、いかなる言葉なのかというご指摘かと思います。

そうするとマイノリティに対する存在認識とか関わりを持つことの大事さという意味だと思います。それを全部「出会い」という言葉で括ってしまうと、何か風呂敷に包まれてしまう不安を感じるというようなふうに僕は受けとめました。いずれにしろこの「出会い」という言葉は少しどう加工するか考えてみましょう。

○副会長

委員がおっしゃった通り、障がい者の平均工賃のことですけれども、目標値をもう少し上げる、現状値がこうであればということに関して、私もそれは最もだと思うのですが、現実問題、工賃にしましても、先日もある施設に行って、さをり織りを作っておられたのですが、支援する職員さんの努力っていうのですかね、苦労があつてこそ、たくさんの商品を作れて、それがまた、その買っていていただいている調達実績っていうのもあるのですけど、その基にある支援する職員さんの努力というか、苦労もまた増えるのですね。現実問題は、実際 12~13 年前には、安いところでは 5,000 円ぐらいの工賃でした。少し高いところでは 2 万円ぐらいの工賃をもらっている人も、平均がこうだということですから。

目標値だけを上げるのではなくて、そういった支援する職員のことも少し網羅しないと、数字だけを上げるのは少ししんどいかな、実態としてはしんどいかなっていうふうには思いますよね。もし、そこら辺の表現とかを加えていただいて、さらに目標値をとというのは理解できます。

○会長

ニュアンスをもう少し加えたらいいのではないかな。いずれにしても説明の記述で解決していく、いけるかなと思います。それでは、次いかがでしょうか。

○委員

資料 1 の 6 ページですが、成年後見制度の利用件数についてです。目標 100 件に対して、現状値が 117 件ということで、その辺のところ、後見人について知っていただいて、日常生活がスムーズになっていくようにしていただく、地域包括ケアを含めて、目標は達成できてきていて、一応評価できるのかなと、そんなふうに感じております。

それであともう 1 点なのですが、資料 2 に「社会の潮流や近年施行した法令等の反映」というところで、こども基本法というのが記載されています。これは大変ありがたいなと思います。それと同じように、認知症施策に対する基本法も 2023 年に制定されて 2024 年 1 月から、実際施行されています。

また、資料 5 の 3 ページ下から 2 番目、(13)に、「認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な人があることなど含め、多くの人にとって身近なものである」という設問をいただいています。

立場としては、こういうところから一つずつ拾い上げていけばいいなというふうにも思っていますので、資料 2 の(2)のところにも、こども基本法と並んで認知症基本法も載せていただきたいなというふう

思っています。以上です。

○会長

ありがとうございます。では、その記述も加えましょう。では、次どうぞ。

○委員

わたしは国際交流協会から来ておりますので、国際交流の方を説明させていただきたいと思います。先ほど委員がおっしゃったように、目標値からとてもオーバーになっていると思うのですが、これ増えるのではないかなと思っているのですが、意外とこれからはそんなに増えないという話です。

それともう一つは家族連れの外国籍の人がすごく多くなっているということです。そしたらやっぱり子どもの教育の問題、やはり日本で働いていただくのであれば、同じような扱いをしてあげて欲しい。

そうすると学校も今そういうことで、教員が日本語を教えるっていうことにすごく苦慮されているようで、大阪府から20人に1人の割合で、先生を派遣しておられるようですが、河内長野の千代田のほうでしたかね、21名ということで、うちの国際交流協会の日本語サロンからも、一人お手伝いについているという話もありまして、この日本語サロンのほうも本当にたくさんの方が、いろんな国の方が日本語勉強されてきていますので、これからは同じような扱いをしていかないと、トラブルが出てくるのではないかなと心配しておりますので、そのあたりを少しお願いしたいと思いました。

○会長

はい。ありがとうございます。では次、どうぞ。

○委員

少し確認をさせていただければと思います。今、資料5の人権に関する意識調査票案ということで、これは今日この審議を経て、今後、市民に何人かモニタリングという形で送付されて、回答をいただくという形になるということですね。

この資料4に関しては、その設問をクロス設問にしている中で、こういったことの皆さんの意識調査を引き出したいという意図があるという形で、これを事前にはお配りいただいて確認したのですが、なかなかまだ全部確認できていないというところもありますので、この設問が一つひとつですね、挙げていくとそれが正しいのか正しくないのかっていうことになってくるかなというふうに思います。それも踏まえて今日ゴーサインを出すということによろしいですか。

それはいいのですが、結局、人権というと、非常に多岐にわたりますし、自分がどの立ち位置にいらっしゃるということすら、自覚をされてない。市民の皆さんのご意見を、またこれをどういう形で人権の今後のプランというかそれに取り組んでいくのかっていうのも、忌憚のないご意見を、この説明をさっきから見ていまして、どういう結果が出るのだろうというふうには私も興味が非常にあるところではあるのですが、だからそういうこちら側、役所側の思惑と、それに返してきてくれる市民の皆さんのそのギャップというか、その辺はどういうふうな形で埋めるのかとか、それをこの設問だけで全部抽出ができるのかなというふうな、現時点ではそういうふうに思っております。

その立場というところできると、明らかに北朝鮮による拉致問題というものがあってはならんことですし、そういうことはあるのですが、いわゆるマイノリティと言われる立場の方が周りにいる中で、私が一人ならば、その中で私がマイノリティです。先ほど会長がおっしゃられたように、いわゆるソーシャルマイノリティというものの考え方っていうことと、個別のマイノリティという考え方っていうところの大変そのギャップも感じる場所ですし、子どもの権利条約にしても、結局子どもの成長を願わない親はいないわけですが、だからしつけの仕方であったりとか、そういった部分って見方、切り取り方によると、非常に人権に関わってくる問題になってくるのだなっていうのはあると思いますので、だからそれがこの調査票だけで、集約できるのかっていうところの疑問もあるのですが、今のところは以上でございます。

○会長

全部がこの意識調査でクリアできるかどうかというのが最後のご疑問ですが、はい事務局どうぞ。

## ○事務局

委員がおっしゃるようにギャップが生じて、市役所として、思っていた結果にはならないという可能性はもちろんあると思います。ただ今回、三つの柱を設けさせていただいておりまして、市の総合計画の考え方、なおかつ国であつたり府の作られた法律の考え方、こどもの権利条約であればこども基本法ができていて、子どもたちのその意見であつたり、本当に子どもたちのためにできるのか。大人はやっぱり子どものためにみたいな考えで動いてしまうのですけども、こどもの権利条約が言いたいことは、「子どもとともに」という視点がすごく大事だということだと思っています。

そういうことは、社会としてや、組織全体として一つの考え方があるので、それがぶれてしまうと、どんなことをやっていくのかが見えなくなってしまう。なので、三つの柱として、市としての総合計画と、国と府が作った法律の考え方、それらもやはりこのプランに反映して、なおかつ、やはり市民の方たち、市民の皆さんが、どんな意識の状態にあるのかって言うのを、やっぱり現状を確認しないと、その意識をどう醸成していくのか、どんな方法をしたことによってこの人の意識が変わったのかっていうのを確認する作業が要るのかなというふうに思っております。

ただ、今回作成したこの調査票の案では、委員がおっしゃるように、私たちもすべてが抽出できるとは思っておらず、大阪府人権協会など、より専門的な知見からご意見をいただく予定もございます。

今回、委員の皆様からいただいたご意見を基に、さらなる設問の設定が必要であれば、その設問について、さらにその専門家を交えて、どんな設問が必要なのかというのは、まだまだ案ではあるので、変えていくことができる部分もございますので、こういった部分、ご理解いただけたらと思います。

また、予定については、令和7年5月にアンケートを送付できるように準備を進めております。それで対象を市民だけでなく、職員も対象にするように考えているのですが、そういうふうを実施いたしまして、データを集めて、そのあと分析をするっていう形で、実施の期間は来年、5月から夏頃を予定しております。スケジュール的にはこのような形になっております。

## ○会長

では、次どうぞ。

## ○委員

資料Ⅰの中で、現状値と目標値とあるのが、現状値で達成している、なぜまた目標値が低いのかと一瞬思いましたが、今説明を聞いて、計画策定当初に全部目標値を立てて、今は達成していますよ、まだ達成していませんよというのがわかりました。それはもう、皆さんが言われたように、目標値の数値を上げていくとか、取り組んで欲しいというのがあります。

部落差別に関する問題提起【委員の申し出により発言の一部を削除】。

## ○事務局

同和地区があるのかないのか、その質問には、お答えしないようになっておりまして、それが余計に差別の助長に繋がるということがございますので、市民の方からの問い合わせがあつたときも、そういうふうにお伝えしておりますし、そのときに、なぜそういうふうにお考えなのかというふうなことを聞いて、いや、こういう理由やっていうことを言われたら、その理由について、職員が説明しています。

これは人権担当課にかかってくる電話だけではなくて、いろんな窓口で、やはりそういうお問い合わせがあつたりすることが考えられますので、市職員とアウトソーシングの窓口の職員には、そういう部落問題に関するお問い合わせがあつた時のマニュアルを作成して、毎年お渡ししています。

あと先ほど委員がおっしゃられたように、やはり昔習ったけれども、今の若い世代の方は、習わず、学校で勉強をせず、入庁される方も多くなっておりまして、なので、そもそもその部落問題とか部落差別を知らない方も、入庁して参ります。

なので、手引きには、部落差別っていうのがどういうものかというところから説明しておりますし、最近では新入職員には、フィールドワークの研修も実施しております。学校の教職員の方はもちろんですけれ

ども、行政職員の方も勉強するように、毎年新職の方には、研修をさせていただいております。

○委員

小学校、小さいころはやっぱりそういうのがあるというのは、なんとなく記憶には残っていますが、今ずっとこの年になるまで、別にそんな意識もしてなかった、こういうのをぱっと見たから、何かふと思ったというだけのことです。

○副会長

今の質問で、市と市の境界ってありますけれども、実際はもうそんなことってないですよ、もう行き来していますから。先日、市営住宅、新しく建設されたのですが、その白い壁に赤いペンキで部落差別の差別用語が大きく書かれたっていう現状を私も最近見て参りました。またその上に白いペンキで隠してあったのですけど。

ですから、何市とかそういうのにかかわらず、もう私たちが行き来する場所で、そういった事件がまだ、まだ残っているっていうことだけ私自身経験しましたので、お伝えしたらいいかなと思いました。

○会長

はい。ありがとうございます。

では、もう少し聞き忘れていることあったとか、このところは気づいたからとか、もう一つ聞きたいとかあったらどうぞ発言いただけますか。

○委員

この内容は僕、きっちり精査しきれてないでここに座ったままちゃんと読んでこいよという話はあるのですけれどもね。ただ、スケジュールのことで来年4月に契約もして、5月には実施して9月には成果を出したいという流れを聞きましたらね、それまでの中で、確たる意見を言い切れるかどうか分からない。わかってないことに対するそれなので。ただここで、この案が取れましたみたいな話。この資料5のですね、意識調査票の中身が案とれましたねというような話にならずに、この調査票に関する中身の件ですから、今日取れるご予定であるのかどうか分かんないですけども、当然、資料3の中で、この人権尊重のまちづくり審議会という、このプランの中にはめ込むタイミングとしては、4月までに、今日が11月なのですけども、少し時間の猶予いただけたらなと思いますもので、それはお願いとして、そういうふうに組み立てていただけたらなと思うので。

○会長

はいそれではこの調査票については、今日をスタートラインとして、年内ぐらいまでにはお読みいただいて、気になるところ、或いは加工修正すべきだと思うところ全部ご意見を事務局に出していただけますか。

○委員

実際本当にね、良い調査票にしたいからというのがね、着地点かと存じますので、申しておるわけでございます。

○会長

12月末まで、御用納めまでに見通しいただいて、まだ気になるなというところがあれば、ご提示ください。

○会長

あくまで私一委員としての所見ですけど、河内長野の人権政策のレパトリーとか水準は、僕はかなり高いものだと思って信頼しています。特に北朝鮮の拉致問題が入っているってことは特筆すべきことで、これはややもすると政治課題として受けとめる経験されるけど、人権課題だよということで承諾するということはこの審議会でもOKした話ですね。

だからそれは別に、なんのイデオロギーも関係ないわけだから、明らかに人権侵害なのだからいうことでOKですけど、他の自治体でこれが入ったのはあまり見かけません。大阪府内でこれ入っているところは、河内長野のほかにありますかね。ないと思うよ。政策課題を挙げているような啓発課題です。それぐらい

僕はやっぱり思い切っていると思います。

それから資料5の1ページ目、この(1)～(16)までヘイトスピーチまでの項目というか、柱立てがありますが、すけど、これも大阪府内では最高に数を多くピックアップしています。

普通は、女性、子ども、高齢者、障がい者、部落、外国人それから、あとインターネット、アイヌの人。性的マイノリティが最近という程度で、最近、LGBTQ が性的マイノリティに変わって、課題になってきたという程度ですね。少し先進的に取り組んでいるところであれば、HIVとか、犯罪被害者の人権とか刑務所出所者などが出てきたり最近しています。

でも、それに比べたらここはもうトップバッターみたいにしてこれだけメニュー出しているから、河内長野は大阪府内でも1番か2番の先進性を持っていると思います。

問題はね、たくさん並べてあるけど実際これ全部やっていく力があるのかというふうに言われた時に、看板は掲げているけど、商いの商品はありませんということにならないようにしてねということだけ。それだけですわ。

それと、どうしてこんなレポーターなのかと言われた時に、市で主体的に選びましたというのは非常に立派な答えになるかもしれないけど。それが少し、根拠がしんどいと思われるのだったら、僕は国際人権条約の全部の条約の批准している条約のレポーターと、国際人権条約に基づく人権理事会の勧告とかの 카테고리、そこから選んでいますというのがあてはまると思いますよ。

なお、北朝鮮の人権問題についてももちろん国連が扱っていることですが、実は皆さんあんまり触れたくないことが一つあるのですよね。日本は、女性差別撤廃条約批准しているから、国際連合の人権理事会は日本に勧告し続けており、日本がね、無視して、釈明書を出し続けている事柄があることは皆さんご承知ですか。天皇制です。

女性天皇をなぜ認めないのだって言われているのですよ。

だからあえて日本国政府はそれを政治課題にしたくないから、国際人権理事会に釈明文送って、我が国の伝統に関わる問題なので議論しないで欲しいと釈明しているのだけれども、これ先方は、そんなこと承知しませんからね、毎年のように来ています。そういうことは国内の新聞はあまり報道しないですよ。そういうことも、本当はわかった上で、政策はしないといけないと思います。

だから、北朝鮮の拉致問題を取り上げるなら、こっちもせんかいというふうな政治的意見を持っている人もおられる。でも、私は、人権はそういう政治課題ではなくてね、普遍的課題だと思うので、虚心坦懐に扱えばよいと思います。

だから、国内世論が、例えば、本当にアンケートとって、一定の世論が、別に女性が天皇なってもいいのでないかとなる時期が来るかもしれませんね。それはそれで国民が決めることだと思います、そこは。ですから、私は(13)が入っているのは良いことだと思っています。それと、これだけたくさん並べてくれているわけで、逆に感心しています。

これ以外に何か追加意見ございますか。よろしいですか。いやもうどんなご意見でも、この記述がよくわからないだとか、この記述だと誘導性があるとか、この記述は余談を与えるのでないかとかいろいろあればおっしゃってください。

○会長

それでは、次に、この計画策定に向けたスケジュール等々についても、今日の審議に入っていますが、このスケジュールどおりでよいということでもよろしいでしょうか。他に何かご意見等ございましたら、特に副会長、何か追加のご意見ありますか。

○副会長

長い期間のプランなので、これは資料2の(2)の黒い太線で、囲んだところの各施策と関連する法令等の内容改めて見直していくところですが、この間、新しい法律ができたり改正されたりがたくさんあったので、そこはもう抜け陥ることないように、注意していただきたいなという希望です。以上です。

## ○会長

はい。ありがとうございます。先ほど委員がおっしゃったのが認知症関係の法律があるよということでしたか。私も少し不勉強でその認識なかったので申し訳ありません。それを入れましょう。

それから、今少し議題に出ましたが、これだけのカテゴリーメニューが挙がっている背景には、これだけの条約を日本は批准していますよということを書いた方がいいと思います。今のままやったら国内法からスタートしているのではないかな。国際条約、日本が批准する国際条約も全部を年表にしたほうがいいかもしれませんね。そこからこれだけのメニューが出てくることが証明されると思います。

## ○会長

先ほど委員から大変貴重な部落問題に関する行政的には同和問題といいますけど、ご提起ありました。最近ね、ある団体がインターネット上で、部落地名総監を全部データアップして公開しています。だから、昔みたいに本にしているのを買うということが必要なくなってきた、ダウンロードすれば皆が見られるような状態で、これ裁判にも幾つもかかっています。もはやもう手遅れ状態に近く。新たないわゆる差別、再生産される危険性があります。先ほどおっしゃったような、どの場所がというふうになる。ただ、今もう都市型、社会化して人々の流動性が高くなっていますよね。なので、ずっとその土地に暮らしている方っていうのは、もうあまりいない状況です。出ている方も多いです。ところが、そこに新たにその住宅地が建設されたりしますと、ほんならまたそこは部落だと差別する。つまりね、増えるばかりですよ。当事者が増えていくばかり。

なので、この国では、同和問題は国民的課題だって言ったのはそういうこともあります。誰もがその当事者になる。ですから、他人事にはできない事態にもなっているというのが実態だと思います。なので、私も市民団体の理事の一端を担うつもりになったのは、自分も当事者であり、共犯者だと思っているからで。だから、みんなで考えなあかん問題だと私は思います。

他ございませんでしたら、案件5、その他について事務局さんからお願いします。

## ○事務局

- ・チラシの紹介
- ・人権に関する展示の紹介

## 5. 閉会

## ○会長

ありがとうございました。以上で議案はすべて終わりましたけれど、本日の案件全体を通して何か追加でご意見賜りたいこととかございませんでしょうか。ご質問でも構いません。はい。それではありがとうございました。以上をもちまして、人権尊重のまちづくり審議会を閉会いたします。本日は大変お疲れ様でした。

# 「河内長野市人権尊重のまちづくり審議会」会議次第

令和6年11月29日(金) 午前10時～

河内長野市役所 3階 301会議室

## 1. 開会

## 2. 市あいさつ

## 3. 委員紹介

## 4. 案件

- (1) 会長及び副会長の選出
- (2) 河内長野市人権施策推進プランの取り組み状況について
- (3) 河内長野市人権施策推進プランの次期計画について
- (4) 河内長野市人権に関する市民意識調査票の作成について
- (5) その他

## 5. 閉会

河内長野市人権尊重のまちづくり審議会（第10期）委員名簿 令和6年9月25日現在

【任期 令和6年4月1日～令和8年3月31日まで】 五十音順

|    | 選出団体等                 | 氏 名                |
|----|-----------------------|--------------------|
| 1  | 富田林人権擁護委員協議会河内長野地区委員会 | カキウチ タカシゲ<br>垣内 孝重 |
| 2  | 河内長野市企業人権協議会          | カワウラ カズヤ<br>河浦 和哉  |
| 3  | 河内長野市老人クラブ連合会         | クドウ カネヒロ<br>工藤 兼弘  |
| 4  | 河内長野市人権教育研究会          | サイトウ カズマ<br>齋藤 一馬  |
| 5  | teamあごら               | サカグチ アキ<br>坂口 朗    |
| 6  | 河内長野市心身障害児・者父母の会      | トミタ ヨシオ<br>富田 芳男   |
| 7  | 帝塚山大学名誉教授             | ナカガワ イクオ<br>中川 幾郎  |
| 8  | 一般財団法人大阪府人権協会         | ナガハシ アツミ<br>長橋 淳美  |
| 9  | 河内長野市人権協会             | ニシバタ ケイコ<br>西端 恵子  |
| 10 | 河内長野市青少年指導員連絡協議会      | ノムラ ヒデイチ<br>野村 秀一  |
| 11 | 河内長野市国際交流協会           | マスムラ ヒロコ<br>枘村 博子  |
| 12 | 河内長野市議会               | ミネ マスト<br>峯 満寿人    |
| 13 | 河内長野市議会               | ヨシタケ ヒデユキ<br>吉竹 英行 |

# 河内長野市人権施策基本方針

平成 18(2006)年9月

河 内 長 野 市

(平成 28(2016)年 3 月一部改訂)  
(令和 3 (2021)年 11 月一部改訂)

## 目 次

|                       |    |
|-----------------------|----|
| はじめに                  | 1  |
| 第1章 人権をめぐる国内外の状況      | 2  |
| 1. 国内外の人権尊重の潮流        | 2  |
| 2. 河内長野市におけるこれまでの取り組み | 3  |
| 第2章 人権施策の基本理念         | 5  |
| 第3章 人権施策の基本方向         | 7  |
| 1. 基本的視点              | 7  |
| 2. 施策の基本方向            | 8  |
| (1) 人権教育・啓発の推進        | 8  |
| (2) 指導者の養成            | 9  |
| (3) 市民や企業等の主体的な活動の支援  | 9  |
| (4) 情報の収集・提供機能の充実     | 9  |
| (5) 相談体制の整備とネットワークの構築 | 10 |
| 第4章 取り組み課題            | 11 |
| (1) 女性の人権問題           | 11 |
| (2) 子どもの人権問題          | 11 |
| (3) 高齢者の人権問題          | 12 |
| (4) 障がい者の人権問題         | 12 |
| (5) 部落差別（同和問題）        | 13 |
| (6) 外国人の人権問題          | 13 |
| (7) 感染症患者などの人権問題      | 13 |
| (8) 犯罪被害者などの人権問題      | 14 |
| (9) 情報社会の人権問題         | 14 |
| (10) 北朝鮮当局による拉致問題     | 14 |
| (11) 性的マイノリティの人権問題    | 14 |
| (12) さまざまな人権問題        | 15 |
| 第5章 推進にあたって           | 16 |
| 1. 庁内の推進体制            | 16 |
| (1) 総合調整機能の拡充         | 16 |
| (2) 職員の人権研修の推進        | 16 |
| 2. 国、大阪府、関係機関・団体等との連携 | 16 |
| 3. 市民等との連携            | 16 |
| 用語解説                  | 18 |

## はじめに

20世紀における世界大戦の反省から恒久平和を願って、国連において「世界人権宣言」(注1)が採択され、その後も国際的な人権保障の確立に向け、さまざまな取り組みが進められており、人権の尊重が国際的な潮流になっています。

わが国においても、基本的人権を保障した日本国憲法に基づき、人権に関する諸制度の整備や各施策が実施されてきました。しかしながら女性、子ども、高齢者、障がい者、部落差別(同和問題)、外国人などに加え、近年の社会情勢の進展に伴い、インターネット上での人権侵害など新たな人権にかかわる問題も生じており、人権問題の解決は社会全体の大きな課題となっています。

また、経済のグローバル化、高度情報化などが進み、ものの豊かさから心の豊かさへと人びとの生活意識も変化し、市民のニーズも複雑・多様化し、誰もが社会の一員として責任を自覚し、互いに助け合い、人権を尊重する共生社会の実現が必要不可欠となっています。

自治体行政の目標は、人権行政を市民とともに創造することであり、憲法の理念である平和主義・民主主義・基本的人権の尊重を地域社会で実現させていくことです。そのためにも、あらゆる人権課題の解決に向けての取り組みや対応などを全体の課題として、その解決のために総力を挙げて進めていくシステムづくり、すなわち日常業務をはじめすべての施策の企画から実施にいたる全過程を通じて、人権尊重の視点から推進していくことが求められています。

このような状況の中、本市においては思いやりとぬくもりのある人権尊重のまちづくりを進めるため、「人権に関する施策を推進するための指針となるべき基本方針」について、「河内長野市人権尊重のまちづくり審議会」におきまして、答申をまとめていただきました。

これからの人権行政は、市民ニーズを基礎とし総合行政としていくことが求められており、市民との協働による人権のまちづくりを実現させるため、この答申を踏まえつつ、人権を基礎とした施策を総合的かつ体系的に推進する全庁的な体制の整備と人権尊重の理念を軸とした行政運営をめざして、基本方針を策定しました。

平成 18 (2006) 年 9 月

河 内 長 野 市

(平成 28(2016)年 3 月一部改訂)  
(令和 3 (2021)年 11 月一部改訂)

## 第1章 人権をめぐる国内外の状況

### 1. 国内外の人権尊重の潮流

昭和 23(1948)年に「すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利について平等である」という「世界人権宣言」を採択することで、国際的な憲章を掲げ、その後、国際人権規約（注2）をはじめとして、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「児童の権利に関する条約」など人権に関する条約を採択するとともに、「国際婦人年」、「国際児童年」、「国際障がい者年」などの国際年を定めるなど、国際的な人権保障の確立に向けて取り組みが行われてきました。

しかし、このような国連を中心とした努力にもかかわらず、いまだ世界各地において、人権が確立されているとはいえない状況があり、解決していかなければならない問題が数多く存在しています。

このような状況の中、人権の伸長に向けた国際社会の取り組みをさらに前進させるため、平成 7(1995)年～平成 16(2004)年を「人権教育のための国連 10 年」（注3）とする決議が採択され、平成 16(2004)年 12 月には、引き続き人権教育（注4）を推進していくことを目的に、「人権教育のための世界計画」が採択されました。

また、平成 27(2015)年 9 月には、国連の総会にて「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）として、持続可能で多様性と包括性のある社会を実現すべく、17 のゴールと 169 のターゲットが設定されました。この国際目標は、貧困や保健、気候変動等多岐に渡っており、人権に関する目標も多く設定されています。前文でも、「誰一人取り残さないことを誓う」、「すべての人びとの人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女兒の能力強化を達成することをめざす」と謳われており、人権、ジェンダー、女性の視点が明確に示されています。

国内においては、基本的人権の尊重を基本理念の一つに掲げた日本国憲法が制定され、国際人権規約をはじめとして、さまざまな人権関連条約が批准されてきました。そして、平成 8(1996)年に人権擁護施策推進法が制定され、同法に基づいて人権擁護推進審議会が設置され、平成 11(1999)年に「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」の答申が出されました。これに基づき、平成 12(2000)年には、国や地方公共団体などの人権教育及び人権啓発に関する責務などを定めた「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定されました。さらに、平成 14(2002)年には、同法に基づき「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定され、平成 23(2011)年には「北朝鮮当局による拉致問題等」の事項が追加されました。

その後、国ではさまざまな人権課題を具体的に保障するため、平成 28(2016)年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）、「本

邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）、「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）を制定するなど、個別の人権課題にかかる法律が整備されました。また、この他にも、「高齢者虐待」、「男女共同参画」、「いじめ防止」など、特に取り組みを進めなければならない課題に関する法律も整備されました。

このように、社会生活のあらゆる場で人権の尊重と確立を図るための制度・法整備が進められているところです。

大阪府においては、平成 9（1997）年に「人権教育のための国連 10 年大阪府行動計画」が策定され、平成 10（1998）年には、「大阪府人権尊重の社会づくり条例」が制定されました。そして、同条例に基づき平成 13（2001）年に「大阪府人権施策推進基本方針」、さらに、人権教育の取り組みに対する計画として、平成 17（2005）年に策定された「大阪府人権教育推進計画」が、平成 27（2015）年に改定されるなど、人権尊重の基本理念を基礎に据えたさまざまな行政施策が展開されています。

また、令和元（2019）年には「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」（大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例）と「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」（大阪府性の多様性理解増進条例）が施行され、個別の人権課題ごとの取り組みが進められています。

## 2. 河内長野市におけるこれまでの取り組み

本市においては、人権意識の高揚を図るための啓発を総合的・効果的に推進するため、昭和 57（1982）年に河内長野市人権啓発推進本部を設置し、昭和 59（1984）年には、「非核平和都市宣言」を、平成 8（1996）年には、「人間尊厳の確立」をめざした「人権擁護都市宣言」を決議し、さらに、同年に策定した「河内長野市第 3 次総合計画」の中でも「思いやりとやさしさに満ちたまちづくり」を基本施策の大きな目標の一つとして掲げ、以降の本市総合計画においても、常に人権を市政の重要課題の一つとして位置付け、さまざまな取り組みを進めてきました。

部落差別（同和問題）解決のための「河内長野市同和行政基本方針」、また女性施策としての「河内長野市女性問題行動計画（かわちながの女性プラン）」の策定をはじめ、子ども・高齢者・障がい者などそれぞれの個別の課題について諸施策に取り組むとともに、平成 12（2000）年に「人権教育のための国連 10 年河内長野市行動計画」を策定し、人権教育・啓発の推進に努めています。

そしてこうした取り組みを継承し、発展させることが大切であるとの認識に立って、平成 13（2001）年には人権行政の指針とする「河内長野市思いやりとぬくもりのある人権尊重のまちづくり条例」を制定し、平成 17（2005）年にはさまざまな事業の推進を通して、人権施策を総合的かつ計画的に推進するため、河内長野市人権啓発推進本部を河内長野市人権施策推進本部へと改組しました。

また同年には、男女共同参画社会の実現をめざした「河内長野市男女共同参画推進条例」を制定するとともに、福祉の視点から見た住民の生活支援を考えていくための「地域福祉計画」を策定するなど、さまざまな人権施策にかかわる取り

組みを進めています。

さらに昭和 54(1979)年、河内長野市人権啓発推進協議会を設立し、地域に密着した市民運動としての活動を展開してきました。

今後はこれまでの取り組みや成果を踏まえ、さらなる人権尊重のまちづくりをめざして設立された「河内長野市人権協会」を中心に、関係諸団体との協力・連携関係を深め、さらに人権施策の推進に努めます。

## 第2章 人権施策の基本理念

本市においては、人権の尊重を市政運営の重要な柱としてまちづくりに努めてきており、「河内長野市第4次総合計画」においては、「共生共感都市」として、すべての市民が人権を尊重し、より豊かな生活が過ごせるようなまちづくりを進めることを基本目標として取り組んでまいりました。また、第5次総合計画においては、「一人ひとりを大切にする思いやりのあるまちの推進」を政策の柱の一つと位置づけ、一人ひとりが尊重しあえる思いやりのある関係づくりを図ることをまちづくりの方向としています。

さらに、「河内長野市思いやりとぬくもりのある人権尊重のまちづくり条例」においては、あらゆる人権侵害をゆるさず人間尊厳の確立のため市民一人ひとりが力をあわせ、思いやりとぬくもりのある、人権が尊ばれる心豊かなまちづくりの実現をめざすことを目的としています。このようなことから、今後、市が進める人権施策の基本理念として、

- 一人ひとり、誰もが尊重されるまちづくり
  - 自分らしく暮らせ、自己実現できるまちづくり
  - ともにふれあい、ともに支えあうまちづくり
- } を目標とし、

「思いやりとぬくもりのある、一人ひとりが尊重しあえる共生のまち」をめざします。

人権とは、人びとが生存と自由を確保し、その幸福を追求する権利です。すべての人が、人間として等しく持っている市民的権利であり、欠くことのできないものですが、一人ひとりが権利の主体であるという認識が希薄であるともいえます。

人権尊重とその確立は、人類普遍の原理である人間の自由と平等にかかわる基本的な問題であり、平和と民主主義を実現するための基礎となるものです。

このため、一人ひとりがかげがえのない存在であるということを認識し、多様性を尊重することが必要であり、自分の権利だけでなく、他人の権利についても深く理解するとともに、権利の行使に伴う責任を自覚し、人権を相互に尊重しあい、誰もが自分らしく暮らせる公平・公正な共生社会を実現していくことが必要です。

すなわち、個人の選択に応じたさまざまな価値観や生き方を尊重し、自己実現と社会的責任を果たすことが可能な社会の創造が必要であり、このようなまちづくりを考えたとき、まちの仕組みや日常生活の中に人権尊重の文化を創りあげることが大切です。

現在、時代の変化のなかで、行政の役割が変わってきており、行政が市民をリ

ードしていくばかりではなく、市民の活力を活かす視点から新しい役割分担を確立し、市民とのパートナーシップを構築することが求められています。人権にかかわる施策においても、すべての人が情報や市民活動の成果などを活用することのできる環境を整備するとともに、行政が市民による主体的取り組みとの有機的な連携を図ることによって、すなわち行政と市民との協働によって、地域社会全体の人権文化を豊かなものにしていくことが重要です。

また、人権にかかわる施策は個別課題ごとに推進されてきましたが、横断的な取り組み・連携が十分ではなく、総合的な視点が不足し、効果的な対応がなされなかった場合があります。今後は、高齢者、障がい者、子どもなど具体的な対象者・分野における施策を尊重するとともに、それにとらわれることなく、総合的な視点から生活の支援を考え、それぞれの施策の組み合わせによって、人権の取り組みが進展することが求められています。

一方、人びとにとって「生涯にわたって学び、自分自身の可能性を発見する」生涯学習等を通じて、地域社会のさまざまな課題を学び、自治・人権意識を高めながら、自らの生活・地域を充実・改善させることが可能です。そして一人ひとりが、人権尊重の精神を当然のこととして身につけ、日常生活において実践することにより、豊かな人権文化の創造（注5）をめざすことが必要です。

このように、人権尊重のまちづくりを市政の基本理念の一つに掲げ、誰もが幸せに暮らせる地域社会を築くため、市民ニーズを的確に把握し、市民の自主性を尊重しつつ、施策を総合的に推進することにより、「思いやりとぬくもりのある河内長野」の実現をめざします。

### 第3章 人権施策の基本方向

人権尊重のまちづくりを進めるためには、市民一人ひとりが、市民的権利として人権についての理解を深め、すべての人の人権を尊重する態度や行動を身につけるための人権教育・啓発の場を保障し、市民の主体的な活動を促進することが重要です。そして、社会参加を通じて、自立・自己実現ができるよう支援するとともに、さまざまな人権問題に関しての相談体制の充実が求められており、人権侵害を受けた場合などには、迅速に救済が行われることも必要です。

本市においても、それぞれの人権課題に応じて個別に策定された方針・計画などに基づいて、さまざまな施策などが実施されていますが、人権教育・啓発にかかる施策や市民の自立・社会参加を支援・促進するための施策および人権擁護のための制度・施策を充実させることを基本にしながら、人権施策の基本理念の目的を達成するため、個別の施策などに共通するものとして、その基本的な視点を次の通りとします。

#### 1. 基本的視点

- ①「いのち」の尊さを自覚し、互いの権利と尊厳を尊重することの大切さを理解することで、自己実現を図ることができるようにすること。
- ②多様な文化や価値観を持った人びととふれあう中で、お互いが理解しあい、ともに暮らせる地域社会をめざすようにすること。
- ③人権意識の高揚を図るため、人権侵害や差別に気づき、考え、行動する取り組みを支援するようにすること。
- ④市、市民、事業者等が連携・協働を通じて、人権に関するさまざまな課題を共有し、人権意識の高揚に役立つようにすること。
- ⑤偏見や差別の要因を取り除くため、さまざまな場や機会において啓発活動に取り組むこと。
- ⑥さまざまな課題をかかえた人が、自らの意志で課題の解決ができ、自己実現できるよう支援をすること。
- ⑦人権にかかわる問題が生じた時に、主体的な判断により解決できるよう、相談体制の整備・情報の提供に努めること。
- ⑧人権侵害を受けた時、またはそのおそれがある場合などに、迅速かつ適切な保護・救済を受けることができるようにすること。

今後、人権施策の基本理念の実現に向けて取り組む際に、共通する基本的な視点として尊重し、さまざまな施策の実施などを通じて、その具体化に努めます。また、人権施策の効果的な推進に向けて、次の項目をその基本的な方向とします。

## 2. 施策の基本方向

### (1) 人権教育・啓発の推進

人権教育・啓発は、学校、地域、家庭、職場など、さまざまな機会をとらえて推進される必要があります。その中で、人権問題を的確にとらえる感性や人権を重視する姿勢を育むことが重要です。

#### ① 幼児期及び学校教育における人権教育・啓発の推進

幼児期及び学校教育において、生命の尊さや人間として基本的に守らなければならないルールに気づかせ、思いやりの気持ちを育み、お互いを大切にする態度と人格の形成をめざす人権基礎教育・啓発に取り組むことは、その後の成長に応じた人権教育・啓発を実効的なものとするうえで、大きな役割を果たすと考えられます。

たとえば、幼児期においては一人ひとりの個性を認め合い、心豊かに育つための人格形成を基本にした養育が必要であり、児童期においては、感性をより豊かに育むとともに、行動のあり方や態度の育成についても力点を置く必要があります。このように発達段階を考慮し、興味や関心を引き出す体系的・実践的な人権教育・啓発を進めます。

学校教育においても、一人ひとりを学びの主体者として捉えることが重要であり、生涯学習の基礎となる力を育むとともに、それぞれの個性を認め合い、自分と他者の両方ともを尊重する意識を育てることが求められています。すなわち自尊感情（注6）を高め、自己実現が図れるようにすることが必要で、各学校においては発達段階に応じて、さまざまな人権教育・啓発の推進を図ります。また、家庭や地域の果たす役割も大きく、家庭や地域との連携を深め、一体となって人権教育・啓発を進めます。

#### ② 生涯学習としての人権教育・啓発の推進

人権意識を日常の市民生活に浸透させることが必要で、一人ひとりが生活の中で人権についての深い理解と、人権を尊重する態度とそれを行動に結びつけることが重要です。このため、生涯学習の視点に立って、市民との連携・協働により、さまざまな場における人権についての学習機会の充実に努めるとともに、従来の知識習得型学習とともに参加型学習も取り入れるなど、人権に関する知識が態度や行動に結びつくような、人権教育・啓発に関する機会の提供、学習資料の充実に努めていきます。

#### ③ 市職員に対する人権教育・啓発の推進

人権が尊重される社会の実現に深くかかわる立場にある市職員については、

常に人権尊重の視点をもって、職務の遂行に臨むことが重要です。そのため、すべての職員が自己の人権意識を高めるとともに、職務が市民の人権を守ることに関わり深いという認識を一層高めるため、人権研修の充実を図ります。

## **（２）指導者の養成**

市民が日頃から、普段のできごとを人権という視点で見直し、地域のさまざまな課題について、自主的・自発的に考え、その解決に取り組むことが重要であり、それを地域全体で支えていくことが大切です。このため、市民の身近なところで人権教育・啓発に取り組む指導者の役割が不可欠で、ボランティア団体などとの連携を深め、人権問題に携わるリーダーなどの養成に取り組めます。

また、団体などにおける指導者の養成に向けた自主的・主体的な取り組みを支援します。

## **（３）市民や企業等の主体的な活動の支援**

多様な文化や価値観を大切にしながら豊かな人権文化を創造するためには、市民の自主的・主体的な取り組みを通じて、地域においてさまざまな人びとがふれあい、交流することにより、相互理解を促進することが重要です。また、さまざまな課題をかかえた人びとを地域社会で支えることが必要であり、社会参加などを通じて自らのエンパワーメント（注７）を発揮し、自己実現を図ることが求められています。

すなわち、自治・人権意識を高めながら地域コミュニティを形成することが重要であり、このため、生涯学習の場の確保や整備を図るなど、市民の交流・相互理解のための自主的・主体的な活動を支援していきます。

また、市内においては河内長野市人権協会などの市民団体が、地域に根ざした人権活動や人権教育・啓発を展開することなどを通じ、人権意識豊かな人づくりにおいて中心的な役割を担っています。それとともに企業においては、河内長野市企業人権協議会などと連携し、社員に対する人権教育・啓発を充実させるなど、人権意識の向上に努めています。

このように、団体などが実施する人権教育・啓発が果たす役割は大きく、その内容を充実させるとともに、効果的な実施を図ることなどにより、さらなる発展をめざすことが望まれており、そのための支援・連携の強化に努めます。

## **（４）情報の収集・提供機能の充実**

人権教育・啓発は、学校・行政のみならず地域、家庭、企業、NPO（注８）などさまざまな主体により、対象者やニーズに応じてさまざまな機会を通じて実施されることにより、より効果を高めるものです。そのためには、現状の的確な把握は欠くことができないことであり、あらゆる機会を通じて市民意識など情報の収集・分析に努めるとともに、各実施主体に対して、必要に

応じて人権教育・啓発についての知識、手法や講師、教材、あるいは活動事例などの情報が適切に提供されることが重要です。そして情報技術の発展に伴い、さまざまな情報伝達手段を活用することなどによって、人権教育・啓発に関する情報収集・提供機能の充実を図ります。

また、市民が人権侵害にかかわる問題に直面したときに、解決のための手だてを探し出し、助言や支援などを受けながら主体的に判断して解決していくことができるよう、各種の相談機関や公的支援制度、さらにはNPOなどが行っている活動など、人権擁護に関するさまざまな支援情報を効果的に提供します。

#### **（５）相談体制の整備とネットワークの構築**

人権侵害にかかわる問題が生じた場合には、問題解決・救済につながる相談窓口が重要です。

現在、公的相談機関によるネットワーク化が図られてきており、人権救済システムが構築されつつあります。今後はそのネットワークの活用により、専門機関並びに相談機関相互の連携を強化し、問題解決・救済につながる相談体制の整備に努めるとともに、多様な相談内容に柔軟かつ迅速に対応できるよう、市における個別の相談事業相互間の連携を図ります。

また、人権にかかわる相談には、複数の要因が複雑に絡み合っている場合も少なくないことから、相談窓口では、これらの要因を解きほぐして整理し、解決のための手だてを本人が主体的に選択できるようにするため、きめ細やかな対応が求められます。そのため、河内長野市人権協会をはじめとする関係機関の協力を得て、人権にかかわる相談機能の充実や、具体的な事例研修を通じた相談員などの資質の向上を図ります。

## 第4章 取り組み課題

各種人権施策の推進にもかかわらず、人権にかかわるさまざまな問題があり、取り組むべき課題は、次のとおりです。

### (1) 女性の人権問題

法律や制度の整備が進められ、女性の人権尊重を基本に社会のあらゆる分野の活動に参画する機会の確保を図るため、さまざまな取り組みが行なわれていますが、社会通念や慣習・伝統などにおいて、性別による固定的な役割分担などが根強く残っており、職場・学校・家庭・地域などさまざまな場において、男女の地位が平等になっていないと感じている人が多いという現状があります。

また、社会経済情勢の急速な変化に伴い女性を取り巻く環境の変化、セクシュアル・ハラスメント（注9）、ストーカー行為（注10）、ドメスティック・バイオレンス（注11）など新たな課題に対する取り組みも必要となっています。

このような状況に対応するため、職場・学校・家庭・地域など社会のあらゆる分野において、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる、男女共同参画社会の実現をめざした「河内長野市男女共同参画推進条例」に掲げる基本理念に整合した施策を推進する必要があります。

すなわち、男女の人権の尊重、社会における制度または慣行についての配慮、施策等の立案及び決定への共同参画、家庭生活における活動と他の活動の両立、生涯にわたる男女の尊厳と健康への配慮、国際社会における取り組みへの考慮、男女共同参画社会実現のための教育、学習への配慮を基本理念とし、市、市民、事業者が連携して、総合的・計画的に取り組みを進めていくことが必要です。

### (2) 子どもの人権問題

子どもは、一人の人間として尊重されるべきであり、「児童の権利に関する条約」においても、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」など子どもの権利を守ることが定められています。すなわち権利の主体として、子どもの人権や自由を尊重することが重要であり、「河内長野市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子どもが生命や自分を大切に作る気持ちを育み、健全な成長が保障される環境を整えるための取り組みを推進することが必要です。また、学校における教育をはじめ、地域・家庭での教育力の向上や子育て支援についてもさらなる充実を図り、子どもの権利擁護に努める必要があります。

近年、いじめ問題をはじめ、保護者などによる児童虐待、犯罪被害などが深刻な社会問題となっていますが、学校・地域をはじめ社会全体が一体とな

って、子育て支援のためのネットワークを形成し、地域ぐるみで児童虐待などの早期発見・対応に向けた取り組みを推進することが求められています。

そして、人権教育の実施にあたっては、教育の主体性・自立性を基本に据えながら、「河内長野市人権教育基本方針」に基づき、学校教育と社会教育の連携を図るとともに、関係諸機関などと役割を分担しつつ、総合的に推進することが必要です。

### （３）高齢者の人権問題

わが国においては、平均寿命の大幅な伸びや少子化などを背景として、団塊の世代がすべて後期高齢者（75歳以上）となる令和7（2025）年には、65歳以上の高齢者人口は3,677万人、高齢化率が30.0%となることが予測されています。本市においても保健・医療・福祉の連携を図り、「河内長野市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」に整合した施策を総合的かつ一体的に推進する必要があります。

すなわち、高齢者をすべて同様に捉えることなく、変わりつつある「高齢者像」を見据え、自主性の尊重を基本に、健康の保持・増進を目標に行動力ある高齢者が、生きがいを持って豊かな生活を送ることができるよう、在宅福祉、地域福祉を確立していく必要があります。

また、高齢化の進展に伴って、寝たきりや認知症など要介護状態になる人も増加し、介護の長期化・重度化が進む中、高齢者に対するさまざまな虐待問題も含め、地域の中で尊厳をもって、安全・安心に暮らせる社会システムづくりが求められています。

### （４）障がい者の人権問題

障がいの有無にかかわらず、すべての人びとが平等に社会の構成員として生活を営むことを可能にする「ノーマライゼーション（注12）の理念」と、障がい者が人間としての尊厳を回復し生きがいを持って社会参加ができるようにする「リハビリテーション（注13）の理念」を基本とし、障がい者の「完全参加と平等」の実現をめざして、障がい者が住みなれた地域の中で、主体的に生活できることが求められています。しかし、障がいや障がい者に対する理解や認識不足から就労問題をはじめ、社会福祉施設を建設する際などに、いわゆる施設コンフリクト（注14）が発生するなど、社会生活を送る上で厳しい環境に置かれている状況があります。

そのため、「河内長野市障がい者長期計画」に基づいた施策を推進するとともに、啓発活動をさらに進め、地域住民との交流を図ることなどにより、「ノーマライゼーションの理念」などを一層定着させることが重要です。すなわち生活支援などを行うとともに、すべての人が暮らしやすいまちづくり、ものづくり、「ユニバーサルデザイン」（注15）による環境づくりが求められており、障がい者差別の解消と合理的配慮の提供を進めることなど、意識的な障壁も含め、社会におけるさまざまな障壁を取り除くことが必要です。

## （５）部落差別（同和問題）

部落差別（同和問題）は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、基本的人権にかかわる重要な課題です。

その解決については行政責任であるとともに、国民的課題でもあり、さまざまな取り組みにより、環境の改善や住民の生活向上など、差別の実態は大幅に改善されてきました。しかし、進学率の格差、不安定就労など諸問題が存在しており、また結婚・就職時における身元調査をはじめ、転居や土地購入などの際に同和地区を避けるなど、住民意識の中で差別意識の解消が十分に進んでいない実態もあり、依然として部落差別（同和問題）が解決したとはいえない状況にあります。

今後は、部落差別（同和問題）解決のため一層人権教育を進めていくとともに、「河内長野市同和行政基本方針」の趣旨を継承し、同和地区が抱える諸問題の解決に向けて、自らの課題であるという認識に立ち、取り組んでいく必要があります。

## （６）外国人の人権問題

外国人に対する就労・入居差別や在日韓国・朝鮮人に対する民族差別など、さまざまな排外的な状況が見受けられますが、さらなる国際化の進展、すなわち国際化の地域レベルでの広がりが進む中、異なったことばや習慣及び文化を持つ人びと同士として、互いの価値観を認めあい人権を尊重していくことが大切です。

近年、特定の民族や国籍の人びとを排斥する差別的言動であるヘイトスピーチが問題となっています。このような言動は、人びとに不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせたりすることから、決してあってはならないものです。

今後もしばしばさまざまな取り組みの推進を通じて、それぞれの多様性を認めあい、地域社会の中で日本人と外国人とがお互いを理解し、お互いを人間として尊重しながら、共生していくことが求められています。

## （７）感染症患者などの人権問題

H I V（注１６）やハンセン病（注１７）などの感染症などについては、その疾患に関して正しい知識と理解が、十分に進んでいないために、療養所への隔離政策がとられたハンセン病回復者が故郷に戻れない状況があるなど感染症患者・回復者やその家族などへの偏見や差別など、さまざまな人権問題が生じています。

また、令和２（2020）年以降は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、感染症患者や医療・介護従事者、その家族などに対する不当な偏見や差別などの人権問題が生じています。さらに、感染症のまん延期間の長期化により、社会的弱者などへの人権侵害事象が顕在化しています。同じ過ちを繰り返さないためにも、今後も正しい知識の普及や理解の促進により、これらの状況

を取り除いていくための取り組みを行う必要があります。

#### (8) 犯罪被害者などの人権問題

犯罪被害者やその家族に対しては、犯罪行為による直接的な被害のみならず、その後に精神的・経済的負担を強いられ、プライバシー侵害を受けるなど人権問題が生じており、人権が保護された社会の実現が必要です。

#### (9) 情報社会の人権問題

近年における情報化の進展は、利便性をもたらす一方、インターネット上での特定個人に対する誹謗・中傷など、プライバシーにかかわる人権侵害を生じさせており、プロバイダ（注18）や利用者の責務の自覚や法規制の遵守が求められています。

また、情報の果たす役割はますます高まっており、さまざまな分野において情報が大量かつ広範に保有・利用されています。なかでも個人情報とは、個人を尊重するという理念のもと、プライバシー保護の観点から、自己に関する情報を自ら実効的にコントロールできることにも配慮しつつ、「河内長野市個人情報保護条例」に照らして、新たに導入されたマイナンバーも含め、慎重に取り扱われることが必要です。

さらに、個人情報は、本市のみならず、さまざまな民間事業者によって広く取り扱われており、個人情報の保護の実効性を確保するための啓発に努める必要があります。

#### (10) 北朝鮮当局による拉致問題

1970年代から1980年代にかけての北朝鮮当局による拉致問題について、現在、日本政府は17名の日本人を拉致被害者として認定しております。このことは、わが国の主権に対する侵害であるとともに、重大な人権侵害です。国は、平成18(2006)年に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」を制定し、拉致問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めることなどの地方公共団体の責務等が定められるとともに、毎年12月10日から16日までの1週間を「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされました。

拉致問題を自分自身の問題として考え、行動することが、政府を後押しし、それが問題解決に向けた力になることから、拉致問題等についての正しい知識の普及と関心と認識を深めるための取り組みを推進していくことが必要です。

#### (11) 性的マイノリティの人権問題

「身体の性」、「性自認」、「性的指向」の3つの性を構成する要素の組み合わせによって、さまざまな性のあり方が存在します。「男」「女」だけでは表せない一人ひとり違った性のあり方があるなかで、「レズビアン」や「ゲイ」、「バイセクシュアル」、「トランスジェンダー」など、性のあり方が少数派の

人々は「性的マイノリティ（少数派）」と呼ばれています。性的マイノリティの総称としてLGBT（注19）と表されることもありますが、LGBT以外にも性的指向や性自認が明確でない人、揺れ動く人、持たない人などもいます。性のあり方は人それぞれです。

しかし、社会ではそのことが十分認識されておらず、性的マイノリティの人たちは、医療機関や、学校、職場など、日常生活のさまざまなシーンで偏見や差別、いじめなどに苦しんでいます。また、本人の了解を得ずに、公にしている性的指向などを他人に暴露するアウティングなども問題となっており、学校・地域・家庭・職場などでの啓発活動を進め、性の多様性への理解を深める取り組みが必要です。

## **(12) さまざまな人権問題**

この他にも、アイヌの人びとや野宿生活者などに対する偏見や差別、成年後見制度（注20）による保護やニート（注21）に対する支援および非識字者への学習機会の提供など人権に関わる問題が存在しており、個々の人権問題に対する理解を深めることが大切です。また、刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識も根強く、社会復帰するためには、家庭・地域社会や職場などの理解と協力が不可欠です。

さらに、多様化する現代社会においては、うつ病や統合失調症などのこころの病や、災害に伴う人権問題、職場・雇用をめぐるハラスメントなども問題となっています。

このように、人権問題は複合的に絡み合う場合もあることから、さまざまな人権問題や今後生じる新たな人権問題について、市民一人ひとりが正しい認識をもつことができるよう情報提供や啓発活動に努めるとともに、関係機関と連携した取り組みを行う必要があります。

## 第5章 推進にあたって

### 1. 庁内の推進体制

#### (1) 総合調整機能の拡充

本市における人権施策をさらに充実していくため、この人権施策基本方針に基づき、「河内長野市人権施策推進本部」、同幹事会および同人権主担者会において、これまで以上に、関係部局間の有機的な連携と調整に取り組んでいきます。そして、施策推進にあたっては現状の把握や市民の意見の収集にも努めながら、より実効性のある事業を総合的に展開するとともに、事業を外部に委託などする際にも、人権、福祉の基準を設けるなど、あらゆる施策に人権の視点を取り入れます。また、施策の実施状況の適切な進行管理を図り、効果的な施策の推進に努め、社会情勢や価値観などの変化に対する確に対応していくため、必要に応じて人権施策基本方針の内容を見直します。

#### (2) 職員の人権研修の推進

職員は人権施策を推進するため、人権問題に対する正しい理解と認識を持ち、豊かな人権感覚を身につけることが必要です。また、人権に関する取り組みは人権担当部局だけではなく、すべての部局で取り組む必要があり、現在の業務を人権の視点に立って見直すという、積極的な姿勢を育む必要があります。

このため職員に対しては、職員研修計画の一環として、体系的な人権研修を行うとともに、日常の業務に即した各職場における人権研修の充実に努めます。

### 2. 国、大阪府、関係機関・団体等との連携

人権施策を効果的に推進するには、国、大阪府や他市町村等関係機関・団体との連携強化が不可欠であり、人権課題や共通問題に適切に対応するとともに、人権施策に関する情報の交換や共有化を図るなど協力・連携を進めます。

### 3. 市民等との連携

地方分権・市民参画型社会へと時代の変革が進む中、市、市民、事業者などによる協働のまちづくりが求められており、地域の課題を共有し、人権のまちづくりに向けて、それぞれの果たすべき役割を自覚し、新たな役割分担によるパートナーシップの構築が求められています。

今後、複雑・多様化する人権課題を解決するためには、何の障がいもなく幸福が追求できる人権のまちづくりをめざして、市と市民等との橋渡しの役割を担うなど自主・自立性を持って、人権を市民運動的に幅広く積極的に取り組んでいる河内長野市人権協会などとの連携をさらに深め、市民等との

協働により人権施策の基本理念である「思いやりとぬくもりのある、一人ひとりが尊重しあえる共生のまち」をめざし、市民の誰もが自らの選択により自立し、安心して暮らすことのできる人権のまちづくりへの取り組みを進めます。

## 用語解説

### 注 1 世界人権宣言 (P 1)

1948 年の国連総会において、世界のすべての人とすべての国が人権を守っていくための共通の目標として、採択されたもの。基本的人権尊重の原則を定めたもので、世界各国の憲法や法律に取り入れられており、強い影響を及ぼしている。

### 注 2 国際人権規約 (P 2)

1966 年の国連総会において、世界人権宣言で規定された権利に法的な拘束力を持たせることを目的として採択されたもので、最も基本的かつ包括的な条約として人権保障のための国際的な基準となっている。

### 注 3 人権教育のための国連 10 年 (P 2)

1994 年の国連総会において、1995 年から 2004 年を「人権教育のための国連 10 年」とすることが決議され、各国において、人権に関する教育啓発活動が積極的に取り組まれるよう要請をしたもの。

### 注 4 人権教育 (P 2)

人権教育とは、知識と技術の伝達と態度の形成を通じて、人権文化を世界中に築くための研修や普及・広報努力であり、あらゆる発達段階・社会層の人びとが他の人の尊厳について学び、その尊厳を社会で確立するため生涯にわたりその方法と手段を学ぶことであり、その普及を推進していくことが求められている。

### 注 5 人権文化の創造 (P 6)

すべての人が人権尊重の精神を当然のこととして身につけ、日常生活の中で実践することであり、また、そのような生き方を可能にする社会的な環境や条件を整備すること。

### 注 6 自尊感情 (P 8)

自分について肯定的に感じる気持ちのことであり、人とのつながりにおいて、自分と他者の両方とも尊重する自他尊重の感情のことをいう。

### 注 7 エンパワーメント (P 9)

個々人が本来持っている能力、自己決定力などを引き出し発揮すること。問題解決の方法として、学習を進めることによって、自己の中にある潜在力を引き出し活かすこと。

### 注 8 NPO (P 9)

Non Profit Organization の略。行政、企業とは別に社会的な活動をする非営利の民

間組織のことで、利益配分を行わない団体である。法人格を持つ組織（公益法人、特定非営利活動法人等）と法人格を持たないボランティアグループなどの任意団体がある。

注 9 セクシュアル・ハラスメント (P 1 1)

職場、学校、地域などの社会的関係において、相手の意に反した性的な言動をすることにより相手の就業環境や学習環境等を害し、又は性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与えることをいう。

注 1 0 ストーカー行為 (P 1 1)

相手の意思を無視し、相手を追いかけて恋愛感情等を求め、相手に迷惑、攻撃、被害を与える行為。

注 1 1 ドメスティック・バイオレンス (D V) (P 1 1)

夫や恋人など親密な関係にある、又はあった男性から女性などに対して振るわれる暴力をいう。身体的暴力のほか、精神的、社会的、性的、経済的、子どもを巻き込んだ暴力などさまざまな形で存在している。

注 1 2 ノーマライゼーション (P 1 2)

障がい者を取り巻く環境を変えることにより、地域の中で自分らしく、生活を送ることができるようにするという考え方。

注 1 3 リハビリテーション (P 1 2)

単なる身体的な機能回復訓練のみにとどまらず、身体に障がいのある人などが、再び社会生活に復帰するために、身体的・精神的・社会的・職業的に可能な限り回復をはかる過程で行われる援助活動。

注 1 4 施設コンフリクト (P 1 2)

障がい者等の自立を進めるための基盤となる福祉施設等の設置に際し、その設置をめぐり地域住民との間に生じる摩擦のこと。

注 1 5 ユニバーサルデザイン (P 1 2)

障がい、年齢、性別など人が持つそれぞれの違いを越えて、あらゆる人が利用できるように環境や製品等をデザインすること。

注 1 6 H I V (P 1 3)

Human Immunodeficiency Virus の略。ヒト免疫不全ウイルスのことで、H I Vへの感染によっておこる病気をエイズ（後天性免疫不全症候群）という。感染力は弱く、性行為や血液感染などがH I Vの感染経路である。

注 1 7 ハンセン病 (P 1 3)

らい菌による感染症で主に末梢神経と皮膚がおかされるが、感染力が非常に弱く、感染しても発症することがまれな病気である。今日では治療法が確立されており、患者の強制隔離を義務づけた「らい予防法」は 1996 年に廃止された。

注 1 8 プロバイダ (P 1 4)

世界規模のコンピューターネットワークとの接続サービスを提供している事業者のこと。

注 1 9 L G B T (P 1 5)

性的少数者。同性愛や両性愛など性的指向において少数派である人びとや性別に違和感を覚える人びと、性同一性障害などの人びとのことをいい、一人ひとりの人格を認め合い理解をすることが求められています。

代表的な、レズビアン (lesbian、女性同性愛者)、ゲイ (gay、男性同性愛者)、バイセクシュアル (bisexual、両性愛者)、トランスジェンダー (transgender、生まれたときに割り当てられた性に苦痛や違和感を覚える、又はその性にとらわれない性のあり方を持つ人) の頭文字をとって、LGBTと総称されることもあります。

注 2 0 成年後見制度 (P 1 5)

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な人を、日常生活において法律的に保護・支援する制度。

注 2 1 ニート (P 1 5)

Not in Employment Education or Training の略。就労、進学をしておらず、また職業訓練を受けていない若者のこと。

# 河内長野市人権施策推進プラン(改訂版)

平成 28 (2016) 年 3 月策定

河 内 長 野 市

(平成 30 (2018) 年 3 月一部改訂)

(令和 3 (2021) 年 11 月一部改訂)

## 目 次

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| はじめに                            | 1  |
| 中間見直しにあたって                      | 2  |
| 第1章 河内長野市における人権尊重の基本理念と基本的視点    | 3  |
| 第1節 人権施策の基本理念                   | 4  |
| 第2節 人権施策の基本的視点                  | 5  |
| 第3節 人権施策推進プラン（改訂版）の位置づけ         | 5  |
| 第4節 持続可能な開発目標（SDGs）             | 6  |
| 第2章 河内長野市における人権尊重への取り組み課題       | 7  |
| 第1節 男女共同参画社会の実現にむけて             | 7  |
| 第2節 子どもの人権が尊重される社会の実現にむけて       | 8  |
| 第3節 生きがいにあふれた高齢社会の実現にむけて        | 10 |
| 第4節 障がいの有無にかかわらずともに生きる社会の実現にむけて | 11 |
| 第5節 部落差別（同和問題）の解決にむけて           | 12 |
| 第6節 外国人の人権を尊重する社会の実現にむけて        | 13 |
| 第7節 感染症患者などの人権が尊重される社会の実現にむけて   | 15 |
| 第8節 高度情報化社会における人権尊重の実現にむけて      | 16 |
| 第9節 多様な性のあり方が尊重される社会の実現にむけて     | 17 |
| 第10節 さまざまな人権課題の解決にむけて           | 18 |
| 第3章 河内長野市における人権尊重への基本行動計画       | 20 |
| 第1節 人権教育・啓発の推進                  | 20 |
| 第2節 指導者の養成                      | 21 |
| 第3節 市民や企業等の主体的な活動の支援            | 21 |
| 第4節 情報の収集・提供機能の充実               | 22 |
| 第5節 相談体制の整備とネットワークの構築           | 22 |
| 第4章 行動計画の推進と進行管理                | 23 |
| 第1節 行動計画推進の体制                   | 23 |
| 第2節 目標指標の設定とPDCAサイクルによる進行管理     | 23 |
| （参考資料）                          | 26 |
| 1：人権にかかわる主な条約、法律等に関する年表         | 26 |
| 2：河内長野市思いやりとぬくもりのある人権尊重のまちづくり条例 | 28 |
| 3：人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（法律第147号）  | 29 |
| 4：人権教育基本方針                      | 30 |
| 5：用語解説                          | 33 |

## はじめに

本市は、平成 8 (1996) 年 6 月 20 日に世界人権宣言(\* 1) 及び日本国憲法の理念に基づいた「人間尊厳の確立」のため、市民一人ひとりが力をあわせ、思いやりとやさしさに満ちた、人権が尊ばれる心豊かな河内長野市を築いていくため、基本的人権の大切さを認識し、人間平等の社会的基盤の確立をめざして、たゆまない努力を行うことを確認し、河内長野市を「人権擁護都市」とすることを宣言し、これを決議しました。また、平成 13 (2001) 年 3 月には、世界人権宣言及び日本国憲法の理念に基づき、すべての人の人権が尊重されるまちづくりを進めるため、「河内長野市思いやりとぬくもりのある人権尊重のまちづくり条例」を制定し、「思いやりとぬくもりのある、共生共感のまちづくり」を進めてきました。人権とは、誰もが生まれながらにして持っている権利であり、幸せに生きるために、なくてはならない最も基本的な権利だと言えます。21 世紀は人権の世紀とうたわれており、また同時に協働の時代です。人権尊重の取り組みにおいても、市民と行政が一体となって取り組むことが大切です。

このことから、人権施策を総合的に推進するために同条例により設置した「河内長野市人権尊重のまちづくり審議会」において議論を重ねていただき、審議会の答申をもとに「河内長野市人権施策基本方針」を平成 18 (2006) 年 9 月に策定し、この基本方針に基づいて人権施策を着実に実現するために、平成 20 (2008) 年 7 月「河内長野市人権施策推進プラン」を策定し、各事業に取り組んできました。

しかし、近年の人権を取り巻く状況は、子どもや高齢者に対する虐待、差別等の人権問題に加え、インターネット上での誹謗中傷やプライバシーの侵害の増加など、複雑多様化しています。また、特定の民族や国籍の人びとを排斥する差別的言動がヘイトスピーチ(\* 2) として、社会的問題になっています。

今回、平成 28 (2016) 年度からのまちづくりについて、河内長野市の将来都市像を「人・自然・歴史・文化輝くふれあいと創造のまち 河内長野」とする第 5 次総合計画を策定し、まちづくりの方向として基本目標の 1 つに『育み・学び・思いやり』の質の高いまち」と掲げ、その分野別政策として「一人ひとりを大切にする思いやりのあるまちの推進」に取り組むこととなりました。

この第 5 次総合計画と同時に「河内長野市人権施策推進プラン」を改訂し、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に向け、引き続き人権施策を市民の皆様と協働して積極的に推進してまいります。

真に人権文化が確立された河内長野市の実現にむけ、皆様のご理解とご協力をお願い致します。

平成 28 (2016) 年 3 月  
河内長野市

## 中間見直しにあたって

平成 28(2016)年 3 月に策定した「河内長野市人権施策推進プラン（改訂版）」は、令和 3(2021)年 3 月で 5 年が経過しました。この間、社会状況の変化や法制度の整備、新たに発生した課題等への対応、市の総合計画をはじめとする関係計画の策定・改定など、現在の人権をめぐる情勢の変化への対応が求められています。

そこで今般、それらの状況等を踏まえ、本プランについて、中間見直しを行いました。見直しにあたっては、「河内長野市人権尊重のまちづくり審議会」のご意見や、令和 2(2020)年度に実施した「人権に関する市民意識調査」の結果等を踏まえて取り組みました。

本市においては、今後も、「河内長野市思いやりとぬくもりのある人権尊重のまちづくり条例」に基づき、引き続き「思いやりとぬくもりのある、一人ひとりが尊重しあえる共生のまち」をめざし、市民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に向けて、本プランを推進します。

令和 3(2021)年 11 月  
河内長野市

## 第1章 河内長野市における人権尊重の基本理念と基本的視点

21世紀は「人権の世紀」といわれ、人権尊重は世界的な潮流となっています。これは、20世紀における二度の世界大戦の反省から、平和の実現にとって人権の尊重が大切であるという国際的な認識によるものです。このため国際連合（国連）は、昭和23(1948)年の世界人権宣言をはじめ、昭和40(1965)年の「人種差別撤廃条約」採択、昭和41(1966)年の「国際人権規約」（※3）採択、昭和54(1979)年の「女子差別撤廃条約」採択等、国際的な人権規範の整備に積極的に取り組んできました。その後、平成18(2006)年の「障害者権利条約」採択や平成19(2007)年の「先住民族の権利に関する国際連合宣言」採択など、人権課題の個別分野ごとの具体的な国際法の整備が進んでいます。

一方、わが国においては、日本国憲法に定められた基本的人権を具体的に保障するため、法制度の整備などさまざまな取り組みが行なわれてきました。国は、平成12(2000)年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（※4）を制定し、同法において国及び地方公共団体は、学校、地域、家庭、職域その他のさまざまな場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得できるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として、人権教育及び人権啓発を実施する責務を有するとされており、また、国民は、人権尊重の精神の涵（かん）養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならないとされています。

この法律を受け、国は、平成14(2002)年に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、人権尊重社会の早期実現に向け、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進していくこととしています。

また、近年では、障がい者・子ども・高齢者に対する虐待防止や女性・障がい者に対する雇用機会の確保等を目的とした法律（児童虐待防止法、高齢者虐待防止法、女性活躍推進法など）に加えて、障がいを理由とする差別、ヘイトスピーチ、部落差別（同和問題）の解消を目的とした法律（障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法）など、個別の人権課題ごとの法整備が進んでいます。

人権尊重や差別根絶に向けての国際的な取り組みは続けられており、わが国としても、引き続きそれに応えていく必要があります。

大阪府においては、すべての人の人権が尊重される社会をめざして、平成10(1998)年に「大阪府人権尊重の社会づくり条例」が制定されました（令和元(2019)年改正）。また、令和元(2019)年には「大阪府ヘイトスピーチ解消推進条

例」と「大阪府性の多様性理解増進条例」が施行され、大阪府においても、個別の人権課題ごとの取り組みが進められています。

本市においては、平成 8 (1996) 年 6 月 20 日に「人権擁護都市」宣言を決議し、平成 13 (2001) 年 3 月の「河内長野市思いやりとぬくもりのある人権尊重のまちづくり条例」により設置した「河内長野市人権尊重のまちづくり審議会」の答申に基づく「河内長野市人権施策基本方針」及び「河内長野市人権施策推進プラン（改訂版）」によりまちづくりに取り組んでおり、社会・経済状況の変化や法の改正等による人権施策の枠組みの変化等とともに、多様化・複雑化してきた人権課題に対応するため、人権施策を総合的かつ計画的に推進しています。

令和 2 (2020) 年に本市が実施した「人権に関する市民意識調査」では、平成 27 (2015) 年の調査と比較して、「インターネットによる人権侵害」と「性的マイノリティの人権問題」への市民の関心度が高まっています。さらに、学校や、職場、地域での人権問題についての学習経験を聞く設問においても、「子どもの人権問題」や「高齢者の人権問題」などに加えて、先の 2 つの人権問題の学習経験が増加しており、これらの結果から、人権問題の学習ニーズが多様化していることが明らかになっています。

さらに、令和 2 (2020) 年には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、「コロナ差別」、「コロナいじめ」などと呼ばれるさまざまな人権問題が発生しました。本市では、同年 10 月に、河内長野市人権協会と共同で「新型コロナウイルス感染症に関連した差別を許さないまち」を宣言し、「コロナ差別は決して許さない」との強い決意を表明しました。また、「河内長野市新型コロナウイルス感染症患者等への差別防止に関する条例」を施行し、その実効性のある取り組みを進めているところです。

このように人権尊重のまちづくりが求められるなか、「河内長野市人権施策基本方針」及び今回見直した「河内長野市人権施策推進プラン(改訂版)」に基づき、引き続き人権施策を市民の皆様と協働して積極的に推進していきます。

## 第 1 節 人権施策の基本理念

本市の人権施策の取り組みへの基本理念については、河内長野市人権施策基本方針から次のとおりとします。

人権施策の基本理念

- 一人ひとり、誰もが尊重されるまちづくり
  - 自分らしく暮らせ、自己実現できるまちづくり
  - ともにふれあい、ともに支えあうまちづくり
- } を目標とし、

「思いやりとぬくもりのある、一人ひとりが尊重しあえる共生のまち」をめざ

します。

## 第2節 人権施策の基本的視点

人権施策の基本行動計画を進める視点については、河内長野市人権施策基本方針から次のとおりとします。

- ①「いのち」の尊さを自覚し、互いの権利と尊厳を尊重することの大切さを理解することで、自己実現を図ることができるようにすること。
- ②多様な文化や価値観を持った人びととふれあう中で、お互いが理解しあい、ともに暮らせる地域社会をめざすようにすること。
- ③人権意識の高揚を図るため、人権侵害や差別に気づき、考え、行動する取り組みを支援するようにすること。
- ④市、市民、事業者が連携・協働を通じて、人権に関するさまざまな課題を共有し、人権意識の高揚に役立つようにすること。
- ⑤偏見や差別の要因を取り除くため、さまざまな場や機会において啓発活動に取り組むこと。
- ⑥さまざまな課題をかかえた人が、自らの意志で課題の解決ができ、自己実現できるよう支援をすること。
- ⑦人権にかかわる問題が生じた時に、主体的な判断により解決できるよう相談体制の整備・情報の提供に努めること。
- ⑧人権侵害を受けた時、またはそのおそれがある場合などに、迅速かつ適切な保護・救済を受けることができるようにすること。

## 第3節 人権施策推進プラン（改訂版）の位置づけ

「河内長野市思いやりとぬくもりのある人権尊重のまちづくり条例」の目的を推進するため、本プランは「人権意識の高揚を図る施策」と「人権擁護に資する施策」の総合的な推進を図るための計画とします。河内長野市第5次総合計画では、基本目標2.「『育み・学び・思いやり』の質の高いまち」、分野別政策7「一人ひとりを大切にする思いやりのあるまちの推進」を掲げており、これと整合を図りながら計画を推進します。

## 1. プランの期間

10 年間 （平成 28(2016)年度～令和 7 (2025)年度）

この推進プランの期間は、10 年間とし、最終年度を第 5 次総合計画と同じ令和 7 (2025)年度と定め、人権施策推進の進行管理を実施します。

また、本市における人権施策の実施状況や、市政を取りまく情勢、市民ニーズの変化に対応するため、随時必要な見直しを行うものとします。

## 第 4 節 持続可能な開発目標（SDGs）



本市では、平成 27(2015)年に国連サミットにおいて採択された SDGs（Sustainable Development Goals-持続可能な開発目標）（\*5）「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現をめざし、経済、社会、環境をめぐる幅広い分野の課題に対して総合的に取り組むこととしています。

本計画は、SDGs の 17 の目標のうち、次の目標の達成に向けた取り組みを推進するものです。



### 目標 1【貧困をなくそう】

あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる



### 目標 8【働きがいも経済成長も】

包括的かつ持続可能な経済成長、及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と適切な雇用を促進する



### 目標 3【すべての人に健康と福祉を】

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



### 目標 10【人や国の不平等をなくそう】

各国内及び各国間の不平等を是正する



### 目標 4【質の高い教育をみんなに】

すべての人々への包括的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



### 目標 16【平和と公正をすべての人に】

平和で包括的な社会の促進、すべての人々への司法へのアクセス提供、効果的で説明責任のある包括的な制度の構築を図る



### 目標 5【ジェンダー平等を実現しよう】

ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女子の能力強化（エンパワーメント）を行う

## 第2章 河内長野市における人権尊重への取り組み課題

人権の課題はさまざまな要因を含んでおり、個別の領域だけでなく複数の領域が連鎖していることがあります。本市では取り組むべき課題と解決への道筋を以下のように考えます。

### 第1節 男女共同参画社会の実現にむけて

○職場、学校、地域、家庭などで男女共同参画を推進し人びとの多様な個性と活力にあふれた河内長野市をめざします。

#### 【現状】

日本国憲法や世界人権宣言は男女の同権・平等を定め、「女子差別撤廃条約」は社会のさまざまな場面における女性差別の禁止を求めています。また、「男女雇用機会均等法」、「男女共同参画社会基本法」など、男女共同や女性の地位向上のためのさまざまな法律が整備されています。

長年の取り組みにより、男女共同参画は着実に前進してきましたが、今なお、積極的に取り組むべき課題や、社会情勢の変化等により生じた新たな課題等への対応が求められています。さらに、雇用の分野においては、管理職に占める女性割合が少ないことや男女間の賃金格差など、男女共同参画が十分とはいえない状況を改善するために、「女性活躍推進法」（※6）等の法整備が進められています。また、セクシュアル・ハラスメントや配偶者等からの暴力（身体への暴力だけでなく、精神的暴力や性的暴力も含む。）、ストーカー行為など、犯罪となる行為をも含む人権侵害も生じており、「配偶者暴力防止法」（※7）、「ストーカー規制法」（※8）等の法律が整備されています。

#### 【市民意識調査（令和2（2020）年実施）の結果から】

「女性に関して現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。」という問の回答として

- ・セクシュアル・ハラスメント(性的嫌がらせ)・・・・・・・・・・48.2%
- ・痴漢やストーカーなどの性的暴力・・・・・・・・・・44.1%
- ・男女の固定的な役割分担意識（「家事は女性」等）に基づく差別的取扱いを受けること・・・・42.4%
- ・職場において差別待遇（女性が管理職になりにくい等）を受けること・・・・41.7%
- ・ドメスティック・バイオレンス（配偶者やパートナーからの暴力）・・・・41.4%

の順に高い割合となっています。

## 【施策の方向性】

本市では、男女共同参画の推進を主要な施策と位置づけ、その推進に関し、基本理念並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにし、相互の連携協力の下に男女共同参画社会を実現することを目的とした「河内長野市男女共同参画推進条例」を平成 18(2006)年 1 月 1 日に施行し、人びとの多様な個性と活力にあふれた河内長野市をめざしています。また、同条例第 9 条に基づき、平成 30(2018)年 3 月に「河内長野市男女共同参画計画（第 4 期）」を策定し男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進しています。

また、同計画の基本方針の一つに「女性に対するあらゆる暴力の根絶」を掲げるとともに、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく施策の取り組みを推進します。

市民が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざし、市、市民、事業者が相互に連携、協力し、職場、学校、地域、家庭などそれぞれの場で取り組めるよう啓発、支援を行っていきます。配偶者からの暴力に対しては、「河内長野市ドメスティック・バイオレンス被害者等支援連絡会議」を設置し、関係機関との連携を密にしながらDV(\*9)の防止及びDV被害者等の支援を行っていきます。

さらに、「女性活躍推進法」に基づき、女性の職業生活における活躍を推進するための施策に取り組みます。

## 第 2 節 子どもの人権が尊重される社会の実現にむけて

○子どもが人間性・創造性豊かに、健やかに育つ環境づくりをめざします。

### 【現状】

平成元(1989)年の国連総会で、子どもの人権や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を進めることを目的とした「子どもの権利条約」(\*10)が採択され、わが国も平成 6(1994)年に、この条約を締結しました。また、「児童虐待防止法」(\*11)や「児童買春・児童ポルノ禁止法」、「出会い系サイト規制法」、「子どもの貧困対策法」(\*12)、「いじめ防止対策推進法」(\*13)など、子どもが安心して健やかに成長できる社会をつくるためのさまざまな法律が整備されています。しかし、社会経済の構造が変化し、子どもを取り巻く状況が大きく変わっており、児童虐待等が深刻な問題となっています。いじめの問題や教師による体罰も依然として大きな問題です。また、家庭状況によっては十分な教育の機会が得られなくなる等の問題があります。さらに、情報通信技術の急速な発

展や、性の商品化等により、子どもが犯罪に巻き込まれたり、いじめ等の被害者や加害者になる事態が生じています。

### 【市民意識調査（令和 2（2020）年実施）の結果から】

「子どもに関して現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。」  
という問の回答として

- ・ いじめを受けること・・・・・・・・・・・・・・・・ 71.6%
  - ・ 携帯電話・スマートフォン・SNS（\*14）等での仲間はずれや無視があったり、犯罪に巻き込まれたりすること・・・64.1%
  - ・ 虐待（身体的・心理的・性的・経済的虐待または子育ての放棄等）を受けること・・・・ 62.3%
  - ・ いじめ、体罰や虐待を見て見ぬふりをする事・・・・・・・・ 52.6%
- の順に高い割合となっています。

### 【施策の方向性】

本市では、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざす「子ども・子育て支援法」の考えを基本に、子ども及び子育て中の保護者に必要な支援を行い、妊娠、出産期から学童期に至るまでの過程を切れ目なく支援することにより、一人ひとりの子どもが健やかに育ち、社会の一員として成長することができる環境を整備することを目的とし、「河内長野市子ども・子育て支援事業計画（第2期）」を策定しています。同計画に基づき、「①子どもの生きる力の育成」「②子どもの健やかな成長支援」「③家庭における子育て・親育ちへの支援」「④地域の子育て環境づくり」を基本目標に掲げ、関係機関や市民等の協力も得ながら積極的な取り組みを今後もさらに推進します。

また、相談体制の整備や就業支援など、ひとり親家庭支援の取り組みを推進していきます。

特に重大な人権侵害である児童虐待に対しては、「河内長野市要保護児童対策地域協議会」を中心に、関係機関や他の事業との連携を図りながら、要保護児童の実態の把握、見守り方法等具体的な援助方法についての意見交換及び啓発活動を行うなど、発見からサポートにいたる総合的な虐待防止を推進します。

さらに、平成 22(2010)年 3 月に行った「河内長野市教育立市宣言」及び令和 2(2020)年 12 月に改訂した「人権教育基本方針」に基づき、人を大切にする人権感覚の豊かな子どもたちを育てるため、豊かな人間性や社会性を育む教育の一層の推進に努めていきます。なお、いじめに対しては、「河内長野市立学校いじめ防止等対策審議会」及び「いじめ問題再調査委員会設置条例」等に基づき、学校をはじめ社会が一丸となった対策を総合的かつ効果的に推進するとともに、いじめや不登校等の不安や悩みを受け止める窓口として、適応指導教室の開設、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を進め、今後も体制整備を図っていきます。

### 第3節 生きがいにあふれた高齢社会の実現にむけて

○高齢者が生きがいを持って、個人として尊厳される社会をめざします。

#### 【現状】

わが国では、平均寿命の伸びや少子化等を背景に、高齢化が急速に進行しています。本市においても、市民の総人口に占める 65 歳以上の割合は 30%を超えており、団塊の世代が 65 歳を迎えたことで超高齢化がさらに進むと予想されます。それに伴い、認知症の高齢者がいっそう増加することが見込まれています。このような実情を踏まえ、「高齢社会対策基本法」や「高齢者虐待防止法」、「高年齢者雇用安定法」の改正など、豊かな高齢社会を実現するためのさまざまな法律が整備されています。

しかし、養介護施設の従事者等による虐待、あるいは家庭における養護者による虐待など、深刻な人権侵害が生じています。また、高齢者が年齢等を理由に一律に就職や社会参加、賃貸住宅への入居の機会を奪われたり、地域社会や家族関係における高齢者の孤立、高齢者を狙った悪質商法の発生といったさまざまな問題も生じています。

#### 【市民意識調査（令和 2（2020）年実施）の結果から】

「高齢者に関して現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。」という問の回答として

- ・悪徳商法の被害が多いこと・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57.9%
- ・働く能力を発揮する機会が少ないこと・・・・・・・・・・ 35.1%
- ・病院での看護や養護施設において劣悪な処遇や虐待を受けること・・・・・・ 33.0%
- ・経済的に自立が困難なこと・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32.2%

の順に高い割合となっています。

#### 【施策の方向性】

長寿社会の理想は、誰もができる限り健康で、住み慣れたまちで生き生きとした暮らしを送れることであり、たとえ介護や何らかの支援が必要となっても、地域全体で支えあうことができる社会の創造にあります。本市では「第8期河内長野市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」を策定しており、同計画に基づき、「高齢者の尊厳と権利を守る仕組みづくり」を基本目標の一つに掲げ、施策の推進に努めております。さらに、令和3（2021）年7月に、「河内長野市認知症と共に生きるまちづくり条例」を施行し、認知症支援施策を総合的かつ計画的に推進します。

特に重大な人権侵害である高齢者虐待に対しては、地域におけるさまざまな

関係者間のネットワークの構築を図り、被虐待高齢者の早期発見、被虐待高齢者と養護者・家族に対する適切な支援が行える体制づくりを進めます。

認知症等により判断能力が不十分であることで財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支えあうため、地域包括支援センター等の関係機関と連携しながら、適切な相談支援に取り組むとともに、成年後見制度の利用促進を図り、悪質商法をはじめとした高齢者の犯罪被害防止に努めます。

こうした取り組みを引き続き実施していくとともに、高齢者が社会の一員として生き生きと暮らすために、高齢者の人権について考えていくことの大切さを啓発していきます。

## 第4節 障がいの有無にかかわらずともに生きる社会の実現にむけて

○障がい者の人権尊重に取り組み、自己実現を図れるまちづくりをめざします。

### 【現状】

障がいのある人もない人も、ともに社会の一員として生活し、お互いを理解し、支えあっていくことができる社会を実現するため、「障害者基本法」や「障害者虐待防止法」、「障害者総合支援法」、「障害者差別解消法」(\*15)、「障害者雇用促進法」など、さまざまな法律が整備されています。そして、平成26(2014)年に、わが国は障がい者の権利実現のための措置等について定めた「障害者権利条約」を締結しました。「障害者差別解消法」では、行政機関等や事業者による障がいを理由とする不当な差別的扱いを禁止するだけでなく、障がいのある人から何らかの配慮を求められた場合、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁(バリア)を取り除くために必要かつ合理的な配慮を行うことを求めています。

障がいへの理解を深めるため、引き続き、きめ細やかな啓発活動や「ともに学び、ともに育つ」教育を推進するとともに、障がいのある人に対する合理的配慮に関する周知・啓発、障がい者差別に関する相談への対応とその解消などを進めていく必要があります。

### 【市民意識調査(令和2(2020)年実施)の結果から】

「障がい者に関して現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。」という問の回答として

- ・就職・職場で不利な扱いを受けること・・・・・・・・・・48.8%
- ・職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること・・・・・・・・44.9%
- ・差別的な言動をされること・・・・・・・・・・41.0%
- ・結婚問題で周囲の反対を受けること・・・・・・・・・・36.2%

の順に高い割合となっています。

## 【施策の方向性】

本市では、「障害者基本法」に基づき、障がいのある人の自立および社会参加の支援などのための施策を推進するため、「河内長野市第3次障がい者長期計画」を策定しています。同計画では、「①共に生きる社会」「②障がいのある人の権利擁護」「③自立と社会参加」を基本方針に掲げ、障がいのある人の福祉の増進を図っています。さらに、令和3(2021)年4月には、「河内長野市手話言語条例」を施行し、手話が言語であるという認識のもと、全ての市民が、相互に人格及び個性を尊重しあいながら共生することができる地域社会をめざしていきます。

特に重大な人権侵害である障がい者虐待に対しては、障害者虐待防止センターを中心に、その他関係機関と連携して対応しています。

また、障がいのある人の社会参加を促進していくためにユニバーサルデザインの視点に立った福祉のまちづくりを進めています。

加えて、発達障がい児の社会性や自立度の向上を図るため、早期からの個別療育の場の確保など支援事業等の実施に努めるとともに、障がい児や家族への支援の充実や全体的な相談技術の向上を図るため、障がい児にかかる相談支援体制の整備を図ります。

こうした取り組みを引き続き実施していくとともに、障がいのある人もない人も、ともに自立した生活を送ることができるようお互いに理解しあい、支えあう共生社会をつくるために、差別や偏見をなくすための啓発等に取り組んでいきます。

## 第5節 部落差別（同和問題）の解決にむけて

○部落差別（同和問題）の解決にむけ、これまでの成果をふまえ、総合的に人権施策を進めます。

### 【現状】

同和問題とは、日本社会の歴史的過程で形作られた身分階層構造や歴史的、社会的に形成された人びとの意識に起因する差別が、さまざまなかたちで現れているわが国固有の重大な人権問題です。現在もなお、同和地区（被差別部落）の出身者であることなどの理由でさまざまな差別を受け、基本的人権を侵害されている人びとがいます。

これまで、問題解決のため国や地方自治体はさまざまな取り組みを行ってきましたが、依然として、公共施設等に差別落書きや貼り紙をする、インターネット上に悪質な書き込みをする、就職差別や結婚差別、土地差別につながるお

そのある身元調査・土地調査等を行うといった事例が起こっています。

#### 【市民意識調査（令和2（2020）年実施）の結果から】

「部落差別等の同和問題に関して現在、どのような人権問題が起きていると思いますか」という問の回答として

- ・結婚問題で周囲の反対を受けること・・・・・・・・・・53.0%
- ・就職・職場で不利な扱いを受けること・・・・・・・・・・30.0%
- ・身元調査をされること・・・・・・・・・・29.8%
- ・差別的な言動をされること・・・・・・・・・・27.1%

の順に高い割合となっています。

#### 【施策の方向性】

差別意識の解消にむけて、市民一人ひとりの部落差別（同和問題）についての理解と認識が深まるよう、さまざまな啓発や相談に取り組んでいくとともに、学校教育及び生涯学習を通じて、部落差別（同和問題）の解決にむけた取り組みを推進していきます。また、就職差別をなくすための啓発事業など、国や府と連携した取り組みを行うとともに、企業等と連携した啓発活動などの取り組みを行っていきます。

「同和問題は憲法に保障された基本的人権にかかわる課題であり、その早急な解決は国の責務であり、同時に国民的課題である」と記載した同和对策審議会答申や、「部落差別が現存するかぎり、同和行政は積極的に推進されなければならない」との大阪府同和对策審議会答申の基本認識に沿うとともに、「部落差別解消推進法」（＊16）の趣旨に基づき、部落差別（同和問題）の完全解決を図るための取り組みを継続していきます。

## 第6節 外国人の人権を尊重する社会の実現にむけて

○外国人とともに生きる異文化理解、多文化共生のまちづくりをめざします。

#### 【現状】

国際的な人的・物的交流の増大と情報通信の発達、国境を越えた情報交流を活性化させ、国際的な相互依存の関係を深めています。日本においても、外国人と隣りあって暮らす社会が現実化しており、外国人との共生は地域社会にとって切り離せない課題になっています。経済のグローバル化・国際化の進展に伴って交流が進む一方、言語、文化、習慣、価値観などの相互理解が不十分であることに起因し、外国人が日常生活に支障をきたしたり、外国人と日本人の間に誤解やトラブルが生じるといった問題があります。

また、外国人に対する偏見や差別などの人権問題も生じており、特に、日本と朝鮮をめぐる歴史的経緯から、日本において永住者として生活せざるを得なかったり、その後さまざまな事情により引き続き日本に住み続けている在日韓国・朝鮮人に対する誹謗中傷や差別的事案なども見受けられます。

さらに、近年では、特定の人種・民族の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチが発生しています。人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせたりすることから、ヘイトスピーチへの対処が課題となっています。

わが国は、「人種差別撤廃条約」を締結しています。人種、皮膚の色、民族等の違いによるあらゆる差別をなくすための取り組みが必要です。

#### 【市民意識調査（令和2（2020）年実施）の結果から】

「日本に居住している外国人に関して現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。」という問の回答として

- ・就職・職場で不利な扱いを受けること・・・・・・・・・・36.9%
- ・風習や習慣等の違いが受け入れられないこと・・・・・・・・30.3%
- ・差別的な言動をされること・・・・・・・・・・26.6%
- ・職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること・・・・・・22.3%

の順に高い割合となっています。

#### 【施策の方向性】

外国人と日本人がお互いを尊重しあいながら共生できる多文化共生社会を築くためには、私たち一人ひとりが、それぞれの文化や生活習慣を尊重し、多様性を受け入れていくことが大切です。そして、外国人を特別な存在としてではなく、地域の担い手、地域社会の一員として一緒に生活できるための環境を整備していく必要があります。

また、在日韓国・朝鮮人に対する偏見や差別の解消にむけた取り組みについては、その歴史的経緯や社会的背景について正しく認識するための啓発に努めます。

ヘイトスピーチは、一人ひとりの人権が尊重され豊かで安心して生活できる成熟した社会を実現する観点からあってはならないことであり、「ヘイトスピーチ解消法」（※17）や「大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例」の趣旨に基づき、国・大阪府等と連携した啓発を進めていきます。

本市では、「河内長野市国際化・多文化共生ビジョン」（令和2（2020）年3月策定）に基づき、国際交流協会を中心とした市民レベルの幅広い事業を展開することにより、国際交流・国際協力の促進を図っていきます。また、在住外国

人が安心して生活できるよう、さまざまな相談や情報提供などの生活環境の整備に取り組むとともに、今後増えると予想される来訪外国人との交流や受け入れ体制の充実に取り組みます。

今後も、多様な文化や価値観を理解しあい、外国人との対等な関係を築きながら支えあってともに暮らす多文化共生のまちづくりをめざしていきます。

## 第7節 感染症患者などの人権が尊重される社会の実現にむけて

○正しい情報と知識による冷静な行動で人とのつながりを大切にします。

### 【現状】

H I V（ヒト免疫不全ウイルス）（\*18）やハンセン病（\*19）等の感染症に対する正しい知識と理解は、いまだ十分とはいえない状況にあります。

H I Vは、性的接触に留意すれば、日常生活で感染することはほとんどありません。また、治療法の進歩により、仮にH I Vに感染したとしても、早期発見・早期治療により、エイズ発症を予防し、他人への感染リスクを大きく低下させることができます。しかし、正確な情報が十分には伝わっておらず、死に至る病であった時代の認識にとどまっている場合が少なくなく、偏見や差別を招く一因となっています。

ハンセン病は、現在では感染することも、発病することもほとんどありません。治る病気であるにもかかわらず、国によるハンセン病患者に対する隔離政策によって、その患者は強制的に隔離されてきた歴史があります。平成8（1996）年により「らい予防法」は廃止され、国による隔離政策は終了しましたが、この過ちは、ハンセン病患者に対する偏見や差別を強め、元患者やその家族は現在も苦しみ続けています。

新型コロナウイルス感染症は、令和2（2020）年以降、わが国でも感染拡大し、新型コロナウイルスを恐れるあまり、感染者や医療・介護従事者、その家族などに対する偏見や差別などの人権問題が発生しています。さらに、この感染症のまん延期間の長期化により、社会的弱者等への人権侵害事象が顕在化しています。国においては、令和3（2021）年2月13日に「新型インフルエンザ等対策特別措置法を一部改正する法律」が施行され、新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別を防止するための規定が設けられました。

### 【施策の方向性】

感染症はウイルスなど、見えない、わからない存在が原因であり、未知なる存在は恐れや不安を生じさせます。その恐れや不安は身を守るために必要な感

情ですが、時として、思い込みや誤った情報により、偏見や差別として現れ、人びとの信頼関係や社会のつながりを自ら壊してしまいます。過去の感染症から学ぶべきことはたくさんあります。同じ過ちを繰り返さないためにも、今後ともH I Vやハンセン病問題等の正しい知識と理解を深める教育・啓発を進めます。

また、本市では「新型コロナウイルス感染症に関連した差別は決して許さない」との強い決意のもと、「新型コロナウイルス感染症に関連した差別を許さないまち宣言」を河内長野市人権協会と共同で令和2(2020)年10月16日に発出しました。令和2(2020)年11月30日には「河内長野市新型コロナウイルス感染症患者等への差別防止に関する条例」を施行し、市の責務、市民の責務、事業者の責務を明記しました。引き続き、新型コロナウイルス感染症に関連した差別を防止する取り組みを推進し、感染症患者等の人権が尊重される社会の実現をめざします。

## 第8節 高度情報化社会における人権尊重の実現にむけて

○子どもから大人まで一人ひとりの情報モラルを高めます。

### 【現状】

インターネットが普及した結果、市民生活の利便性は向上しましたが、安易な情報の受発信が可能となり、プライバシーの侵害やフェイクニュースの拡散、匿名性を悪用した特定の個人・団体への誹謗中傷、差別を助長・誘発する行為などが発生しています。近年では、SNS等を悪用した児童買春や児童ポルノなど、重大かつ悪質な犯罪も起こっています。

また、個人がSNSを利用し、多数の人びとが情報発信者になったことで、情報の信ぴょう性を確認することが極めて難しくなり、差別を助長するような情報が掲載されています。そして、それに同調した圧力はヘイトスピーチとしてさらに差別を深めるなど、現実の世界へも影響を与えています。

### 【市民意識調査（令和2〈2020〉年実施）の結果から】

「インターネットによる人権侵害に関して現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。」という問の回答として

- ・ 他人を誹謗中傷する情報が掲載されること・・・78.0%
- ・ ラインやツイッターなどによる交流が犯罪を誘発する場となっていること・・・52.0%
- ・ プライバシーに関する情報が掲載されること・・・50.5%
- ・ 他人に差別をしようとする気持ちを起こさせたり、それを助長するような情報が掲載されること・・・48.3%

の順に高い割合となっています。

## 【施策の方向性】

高度情報化社会は、私たちの生活にさまざまな有益性をもたらしました。その恩恵があらぬ方向へと進まないよう、ネット社会における人権の確立が求められています。

本市では、子どもから大人まで一人ひとりが情報の受発信者としてのモラルと人権意識を高め、インターネット上のさまざまな情報を主体的に読み解くとともに自分なりに表現できる能力（メディア・リテラシー（※20））の向上に努め、インターネットの利用者が加害者にも被害者にもならないよう啓発に取り組めます。

また、「プロバイダ責任制限法」（※21）や業界の自主規制（インターネット接続サービス等に係る事業者の対応に関するガイドライン等）に基づき、憲法が保障する表現の自由に配慮しながらも、本市にかかわる人権を侵害する悪質な情報に対して、関係機関と連携を図りながら、適切に対応していきます。

## 第9節 多様な性のあり方が尊重される社会の実現にむけて

○性の多様性への理解を深め、個性が尊重される社会をめざします。

### 【現状】

「身体の性」、「性自認」、「性的指向」の3つの性を構成する要素の組み合わせによって、さまざまな性のあり方が存在します。「男」「女」だけでは表せない一人ひとり違った性のあり方があるなかで、「レズビアン」や「ゲイ」、「バイセクシュアル」、「トランスジェンダー」など、性のあり方が少数派の人々は「性的マイノリティ（少数派）」と呼ばれています。性的マイノリティの総称としてLGBT（※22）と表されることもありますが、LGBT以外にも性的指向や性自認が明確でない人、揺れ動く人、持たない人などもあります。性のあり方は人それぞれです。

日本における性的マイノリティの割合は、国や民間の研究機関などによって、統計データが出ていますが、調査方法や定義にばらつきがあり、割合に差異が見られます。大切なのは数字の多少ではありません。性的マイノリティの人が身近にいるのだと認識し、何に困っているかを一緒に考える意識や態度を身に着けることが求められます。

性的マイノリティの人権問題についての社会の理解は、まだ十分に進んでいないとはいえません。偏見や差別が根強く、多くの当事者が生きづらさを感じています。性的マイノリティの人がいじめを経験したり、自死を考えたりしたことがあるとの調査結果もあります。また、本人の了解を得ずに、公にしていな

い性的指向などを他人に暴露するアウティングなども問題となっています。

### 【市民意識調査（令和 2（2020）年実施）の結果から】

「性的マイノリティに関して現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。」という問の回答として

- ・差別的な言動をされること・・・・・・・・・・・・・・・・・・41.0%
- ・職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること・・・・・・・・36.9%
- ・就職・職場で不利な扱いを受けること・・・・・・・・・・33.2%

の順に高い割合となっています。

### 【施策の方向性】

本市では、平成 31(2019)年 3 月に「性的マイノリティに配慮した窓口対応等の手引き」を作成し、職員として、性的マイノリティについての正しい理解を深めています。今後も職員研修を実施し、より良い公共サービスの提供に努めます。

また、大阪府では、令和元(2019)年 10 月に「大阪府性の多様性理解増進条例」を施行し、令和 2(2020)年 1 月からは「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」を開始しました。本市では同制度の利活用促進の観点から、市営住宅への入居要件を拡充しました。今後も、制度の利活用を進めるとともに、学校・地域・家庭・職場等での啓発活動を推進し、性の多様性への理解を深め、一人ひとりが尊重される社会をめざします。

## 第 10 節 さまざまな人権課題の解決にむけて

○北朝鮮当局による拉致問題、ホームレスの人権、犯罪被害者やその家族の人権、災害に伴う人権問題、アイヌの人々の人権など、さまざまな人権課題が正しく理解され、人権が尊重されるよう解決に努めます。

### 【現状】

北朝鮮当局による拉致問題は、わが国の喫緊の国民的課題であり、平成 18(2006)年 6 月に施行された「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」に基づき、関心と認識を深める取り組みがなされています。

生活困窮者や、依然として社会問題となっているホームレスについては、自立支援のための法律が整備されています。

犯罪被害者やその家族に対する、マスメディアによる行き過ぎた取材、報道のあり方などについて、社会的関心が高まっており、適切な方策を講じることが課題になっています。

多様化する現代社会においては、こころの病や、職場・雇用をめぐるハラスメント、災害に伴う人権問題、アイヌの人々の人権課題など、さまざまな人権課題、さらに今後生じる新たな人権課題について、状況に応じた取り組みが求められます。

#### 【市民意識調査（令和2（2020）年実施）の結果から】

「関心のある人権課題」についての問の回答として

- |                           |                    |
|---------------------------|--------------------|
| ・北朝鮮当局によって拉致された被害者等…20.4% | ・ホームレス・・・・・・・・4.4% |
| ・犯罪被害者等・・・・・・・・13.0%      | ・刑を終えて出所した人・・・4.1% |
| ・アイヌの人々・・・・・・・・2.7%       |                    |

となっています。

#### 【施策の方向性】

北朝鮮当局による拉致問題については、国や大阪府と連携しながら啓発に努めます。

生活困窮者やホームレスの自立支援については、平成27(2015)年度から施行された「生活困窮者自立支援法」（※23）などに基づく取り組みを進めます。

犯罪被害者やその家族の人々の人権については、正しい理解と認識を深める必要があり、偏見にとらわれた見方をされないよう啓発に努めます。

その他、こころの病やハラスメント、災害時の人権問題、アイヌの人々への偏見・差別など、さまざまな人権課題について、人権尊重の視点から議論を深め、偏見と差別をなくすためにあらゆる機会を通じて教育や啓発の推進に努めます。

人権問題は複合的に絡みあう場合もあることから、今後生じる新たな人権問題についても、市民一人ひとりが正しい認識をもつことができるよう情報提供や啓発活動に努めるとともに、関係機関と連携して人権課題の解決にむけて取り組んでいきます。

### 第3章 河内長野市における人権尊重への基本行動計画

本プランの推進に関する基本行動を進めるに際しては、次の3つの点に特に留意することとします。

①新たな人権問題に対応する

新たな人権問題や国等の立法措置に適切に対応し人権施策の推進に努める。

②人権教育のさらなる充実

複雑・複合化する人権課題への対処や新たな人権課題を学習できるよう、人権教育や研修の内容を工夫・充実する。

③人権情報の効果的な提供

受け手のニーズを把握し、情報通信技術を活用し効果的な情報提供ができるよう工夫する。

上記の点をふまえ、取り組むべき各人権課題について次のとおり人権施策を押し進めます。

#### 第1節 人権教育・啓発の推進

本市における人権教育、人権啓発は、人権教育基本方針及び同和教育基本方針などに基づいて、以下の柱に沿って進めます。

##### 1：幼児期及び学校教育における人権教育・啓発の推進

幼児期及び学校教育においては、生命の尊さや人間として基本的に守らなければならないルールに気づかせ、思いやりの気持ちを育み、お互いを大切にできる態度と人格の形成をめざして生涯学習の基礎となる力を育む人権教育・啓発に取り組みます。

①児期から心豊かに育つため人格形成を基本とする養育をします。

②感性をより豊かに育むとともに、個性を認めあい、自分と他者の両方を尊重する意識を育みます。

③各学校において発達段階に応じ、さまざまな人権教育・啓発の推進を図ります。

④家庭や地域の連携を深め、一体の人権教育・啓発を進めます。

##### 2：生涯学習としての人権教育・啓発の推進

一人ひとりが生活の中で人権について深い理解を示し、人権を尊重する態度で行動するように、市民が人権意識を日常生活に浸透するような取り組み

をします。

- ①生涯学習の視点で、市民との連携・協働により、さまざまな場における人権についての学習機会の充実に努めます。
- ②知識習得型学習・参加型学習により人権に関する知識が態度や行動に結びつくように、機会の提供、学習資料の充実に図ります。

### **3：市職員に対する人権教育・啓発の推進**

人権が尊重される社会の実現にむけ、職員に対する研修を実施し、人権尊重の態度や行動を身につけるよう努めます。

- ①常に人権尊重の視点をもって職務を遂行するように研修の充実に図ります。
- ②人権施策推進本部を活用し、全庁的に職員の人権意識を高揚します。

## **第2節 指導者の養成**

### **1：地域での市民の自主的・自発的活動**

市民が日頃から、普段のできごとを人権という視点で見直し、地域のさまざまな課題について、自主的・自発的に考え、解決に取り組むことを支援します。

- ①ボランティア団体などとの連携を深め、人権問題に携わるリーダー養成に取り組めます。
- ②各種団体などにおける指導者の養成にむけた自主的・主体的な取り組みを支援します。

## **第3節 市民や企業等の主体的な活動の支援**

### **1：自治・人権意識を高揚させた地域コミュニティの形成**

多様な文化や価値観を大切にする豊かな人権文化を創造するため、市民の自主的・主体的な取り組みを通じて、さまざまな人びとが交流し相互理解できる活動を支援します。

- ①生涯学習の場や機会の確保、整備を図ります。
- ②市民の交流・相互理解のための自主的・主体的な活動を支援します。

### **2：団体等における人権教育・啓発の推進**

市民団体・企業が実施する人権教育・啓発活動の内容充実に図ります。

- ①市民団体が実施する地域に根ざした人権意識豊かなひとづくりを目的とした活動を支援します。
- ②企業における社員に対する人権教育・啓発の充実を図ることを支援します。
- ③市、市民団体、企業の連携強化を図ります。

## 第4節 情報の収集・提供機能の充実

### 1：市民の状況把握と対応

人権教育・啓発は、学校・行政のみならず地域、家庭、企業、NPO（\*24）などさまざまな主体により、対象者やニーズに応じてさまざまな機会で行われています。今後も人権教育・啓発に関する情報収集・提供機能の充実を図ります。

- ①実施団体に対しての人権教育・啓発についての知識、手法や講師、教材活動事例などの情報提供をします。
- ②市民に対して、各種の相談機関や公的支援制度、NPOの活動など、人権に関するさまざまな支援情報を提供します。
- ③各種の相談を通じて市民の状況を的確に把握し、適切な対応を図ります。

## 第5節 相談体制の整備とネットワークの構築

### 1：人権相談体制の整備と拡充

人権にかかわる困りごとや悩みがある時、市民が適切な助言や指導を受けることができるよう人権相談体制の充実を図ります。複雑化、多様化する人権課題について、相談が解決や救済、保護につながるよう、助言や専門機関、NPOの紹介、情報提供等を行うとともに国・大阪府など関係機関との連携や庁内相談事業相互の連携強化により、取り組みを進めていきます。

- ①各分野別人権相談窓口の拡充を図り、解決のための助言や専門機関の紹介など、人権を救済、保護するために相談機能の充実に努めます。また、必要な情報提供の充実に努めます。
- ②相談員等の資質向上や各種相談に関する情報提供の充実を図ります。
- ③外国語や手話通訳等、相談者が必要とする言語での対応の充実に努めます。

## 第4章 行動計画の推進と進行管理

### 第1節 行動計画推進の体制

#### 1：庁内における推進体制

人権施策を総合的に推進していくには横断的な取り組み・連携が重要であり、各部局が協力しながら施策を推進していかなければなりません。したがって、庁内の横断的な組織である人権施策推進本部などの積極的な活用により、総合的かつ効果的な施策の推進に努めます。

また、市が行うすべての業務は何らかの形で人権と関わりがあるため、職員の人権意識の向上は不可欠です。人権の視点に立って業務に取り組む姿勢を育むため、体系的な人権研修等を実施します。

#### 2：国、大阪府、近隣自治体との連携体制

人権施策を効果的に推進するとともに、行政区域を越えて発生する人権問題などに対応するため、国及び大阪府並びに近隣自治体と有機的な連携を構築します。また、国、大阪府に対して、制度・財政面での適切な支援を求めます。

#### 3：市民等との連携

人権施策を効果的に推進していくためには、市民、関係団体、事業者などとの協働による連携した取り組みが重要です。

今後、複雑・多様化する人権課題を解決するためには、市と市民等との橋渡しの役割を担うなど自主・自立性を持って、人権尊重のまちづくりに幅広く積極的に取り組んでいる河内長野市人権協会などの関係機関と情報交換を緊密にし、それぞれの役割に応じた連携体制を強化します。

### 第2節 目標指標の設定とPDCAサイクルによる進行管理

#### 1：目標指標の設定

本プランを推進するため、「第2章 河内長野市における人権尊重への取り組み課題」の各課題について目標指標を設定することとします。  
(別紙)「人権尊重への取り組み課題に関する目標指標」

#### 2：PDCAサイクルによる進行管理

目標指標に基づく施策の達成状況の確認を行うとともに、PDCAサイク

ルに基づく進行管理により、関連する施策や事業の実施状況などを確認しながら効果的・効率的な施策の推進に努めます。

なお、社会情勢の変化等に対応して随時必要な見直しを行うこととします。

## (別紙)「人権尊重への取り組み課題に関する目標指標」

### ○全体目標

| 項目(目標指標)                             | 当初値(H27) | 現状値(R1) | 目標値(R7) |
|--------------------------------------|----------|---------|---------|
| 「人権の尊重と平和意識の高揚」に関する市民満足度<br>※満足度を上げる | 7.2%     | 7.9%    | 10.0%   |

### ○人権尊重への各取り組み課題に関する目標指標

#### □男女共同参画社会の実現にむけて

| 項目(目標指標)           | 当初値(H27) | 現状値(R1) | 目標値(R7) |
|--------------------|----------|---------|---------|
| 市が設置する審議会等への女性の参画率 | 29.5%    | 30.3%   | 40.0%   |

#### □子どもの人権が尊重される社会の実現にむけて

| 項目(目標指標)        | 当初値(H27) | 現状値(R1) | 目標値(R7) |
|-----------------|----------|---------|---------|
| 児童虐待防止啓発研修会参加人数 | —        | 212人    | 300人    |

#### □生きがいにあふれた高齢社会の実現にむけて

| 項目(目標指標)      | 当初値(H27) | 現状値(R1) | 目標値(R7) |
|---------------|----------|---------|---------|
| 成年後見制度等利用相談件数 | 60件      | 186件    | 100件    |

#### □障がいの有無にかかわらずともに生きる社会の実現にむけて

| 項目(目標指標)       | 当初値(H27) | 現状値(R1) | 目標値(R7) |
|----------------|----------|---------|---------|
| 就労継続支援事業所の平均工賃 | 12,110円  | 16,488円 | 20,000円 |

#### □部落差別(同和問題)の解決にむけて

| 項目(目標指標)               | 当初値(H27) | 現状値(R1)        | 目標値(R7)        |
|------------------------|----------|----------------|----------------|
| 部落差別(同和問題)に関する講座等の参加者数 | 230人     | 1,731人<br>(累計) | 3,000人<br>(累計) |

#### □外国人の人権を尊重する社会の実現にむけて

| 項目(目標指標)   | 当初値(H27) | 現状値(R1) | 目標値(R7) |
|------------|----------|---------|---------|
| 国際交流活動参加者数 | 5,627人   | 6,310人  | 6,000人  |

#### □さまざまな人権課題の解決にむけて

| 項目(目標指標)          | 当初値(H27) | 現状値(R1) | 目標値(R7) |
|-------------------|----------|---------|---------|
| 人権・平和意識啓発事業への参加者数 | 1,196人   | 1,298人  | 1,300人  |

## (参考資料)

### 1：人権にかかわる主な条約、法律等に関する年表

#### <世界>

昭和 23(1948)年：「世界人権宣言」

昭和 40(1965)年：「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」(\*25)

昭和 41(1966)年：「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」

「市民的及び政治的権利に関する国際規約」

(両方をあわせて通称「国際人権規約」)

昭和 54(1979)年：「女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃に関する条約(「女子差別撤廃条約」)」

平成元(1989)年：「児童の権利に関する条約(「子どもの権利条約」)」

平成 7～16(1995～2004)年：「人権教育のための国連 10 年行動計画」(\*26)

平成 16(2004)年：「人権教育のための世界計画」

平成 17(2005)年 1 月～：「人権教育のための世界プログラム」

平成 19(2007)年：「国連障害者の権利条約」

#### <国内>

昭和 21(1946)年：「日本国憲法」

昭和 40(1965)年：「同和対策審議会答申」

昭和 44(1969)年：「同和対策事業特別措置法」

昭和 57(1982)年：「地域改善対策特別措置法」

昭和 62(1987)年：「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」

平成 8(1996)年：「人権擁護施策推進法」

平成 11(1999)年：「男女共同参画社会基本法」

平成 12(2000)年：「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」

「ストーカー規制法」

「児童虐待防止法」

平成 13(2001)年：「配偶者暴力防止法」

平成 17(2005)年：「個人情報保護に関する法律」(\*27)

平成 21(2009)年：「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」(\*28)

平成 25(2013)年：「いじめ防止対策推進法」

「障害者差別解消法」

「子どもの貧困対策法」

「生活困窮者自立支援法」  
平成 27(2015)年：「女性活躍推進法」  
平成 28(2016)年：「部落差別解消推進法」  
「ヘイトスピーチ解消法」  
令和元(2019)年：「アイヌ民族支援法」

#### <大阪府>

昭和 60(1985)年：「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例  
(部落差別調査等規制等条例)」  
平成 9(1997)年：「人権教育のための国連 10 年大阪府行動計画」  
平成 10(1998)年：「大阪府人権尊重の社会づくり条例」  
平成 11(1999)年：「人権教育基本方針・人権教育推進プラン」  
平成 13(2001)年：「おおさか男女共同参画プラン」  
「大阪府人権施策推進基本方針」  
平成 14(2002)年：「大阪府男女共同参画推進条例」  
「大阪府在日外国人施策に関する指針」  
「大阪府人権保育基本方針」  
平成 17(2005)年：「大阪府人権教育推進計画」  
平成 27(2015)年：「大阪府人権教育推進計画（改定）」  
令和元(2019)年：「大阪府人権尊重の社会づくり条例（一部改正）」  
「大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例」  
「大阪府性の多様性理解増進条例」

#### <河内長野市>

昭和 49(1974)年：「河内長野市同和教育基本方針」  
平成 11(1999)年：「河内長野市同和行政基本方針」  
平成 12(2000)年：「人権教育のための国連 10 年河内長野市行動計画」  
平成 13(2001)年：「河内長野市思いやりとぬくもりのある人権尊重のまちづくり条例」  
平成 15(2003)年：「河内長野市人権教育基本方針」  
平成 18(2006)年：「河内長野市男女共同参画推進条例」  
「河内長野市人権施策基本方針」  
平成 20(2008)年：「河内長野市人権施策推進プラン」  
平成 21(2009)年：「河内長野市人権保育基本方針」  
平成 22(2010)年：「河内長野市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱」  
「河内長野市各種相談事業推進会議設置規程」  
平成 27(2015)年：「河内長野市立学校いじめ防止等対策審議会及びいじめ問題

再調査委員会設置条例」

平成 28(2016)年：「河内長野市人権施策推進プラン(改訂版)」

令和 2(2020)年：「河内長野市新型コロナウイルス感染症患者等への差別防止に関する条例」

令和 3(2021)年：「河内長野市手話言語条例」

「河内長野市認知症と共に生きるまちづくり条例」

## 2：河内長野市思いやりとぬくもりのある人権尊重のまちづくり条例

(目的)

第1条 この条例は、全ての人間が基本的人権を享有し、尊重されることを基本理念とする世界人権宣言及び日本国憲法の下において、あらゆる人権侵害をゆるさず人間尊厳の確立のため市民一人ひとりが力をあわせ、思いやりとぬくもりのある、人権が尊ばれる心豊かなまちづくりの実現をめざすことを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、必要な人権啓発に関する施策を推進するとともに、市民の人権意識の普及・高揚に努めるものとする。

(市民の役割)

第3条 市民は、互いに基本的人権を尊重し、人権意識の普及・高揚をめざす人権に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(体制の充実)

第4条 市は、基本的人権を尊重した明るく住み良いまちづくりを推進するため、市民との協働及び国、大阪府、人権啓発関係団体等との連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

(審議会)

第5条 この条例の目的を達成するため、河内長野市人権尊重のまちづくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の組織、運営その他審議会について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

公布日：平成13年3月28日

### 3：人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（法律第147号）

（目的）

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条、又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他の人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

（基本理念）

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行わなければならない。

（国の責務）

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（基本計画の策定）

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

（年次報告）

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する

施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

公布日：平成12年12月6日

## 4：人権教育基本方針

### 河内長野市人権教育基本方針

世界人権宣言（1948年）は、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である」と人権の大切さを宣言し、また、日本国憲法も、「基本的人権を保障し、人種、信条、性別、社会的身分または門地によって差別されない」ことを明記し、そのための条件・環境づくりに取り組んでいる。

人権という普遍的文化の構築、人権が尊重される社会の実現は、すべての人びとの願いであり、人権は、すべての人びとが、人として、いきいきと生活する上で不可欠のものである。

すべての人びとの人権が保障されるためには、一人ひとりが自分自身をかけがえのない存在として大切に思うと同時に、他のすべての人を尊い存在として受け入れることが何よりも重要である。

本市では、平成13年に「河内長野市思いやりとぬくもりのある人権尊重のまちづくり条例」を制定し、人権が尊ばれる心豊かなまちづくりの実現をめざし、人権に関わるさまざまな取り組みをおこなっているところである。しかしなが

ら、我が国固有の人権問題である同和問題は解決へ向けて進んでいるものの依然として課題が残されており、また、子どもの貧困問題、性的マイノリティの人権問題、グローバル化、情報化の進展に伴う新たな課題が生起するなど、人権に関する課題は非常に多様化・複雑化している状況において、人権教育のさらなる深化が必要とされている。そのためには、世界の人権教育の潮流や人権に関する国際的な条約に学びながら、人権文化の創造のための先駆的な役割を果たしてきた同和教育の成果を、人権に関するあらゆる問題の解決に生かしていくことが必要である。さらに、さまざまな人権問題を解消するためには、国際的に発展してきた系統的・継続的な学習の観点や手法を取り入れ、民間団体とも協力して、人権教育の一層の浸透を図りながら、教育のあらゆる活動の場を通して、人権文化を構築する主体者づくりをめざすことが重要である。

河内長野市教育委員会は、こうしたことを踏まえ、教育の主体性を保ちつつも、人権教育の積極的な推進をめざすための基本方針を次のとおり定める。

#### 1. 豊かな人権感覚を持つ人間の育成をめざす人権教育

人権および人権問題に関する正しい理解と認識を深め、自己の課題として人権問題の解決に取り組むとともに、豊かな人権感覚と実践力を持った主体性のある人間の育成をめざして、教育のあらゆる場面において、人権教育を推進する。

#### 2. 人と人とのつながりを豊かにする人権教育

社会の変化に伴い、人権に関するさまざまな諸課題が新たに生まれる可能性がある現実を認識し、すべての人びとの自立、自己実現とともに、豊かな人間関係づくりが図られるよう人権教育を推進する。

#### 3. 地域社会のつながりを深め生涯学習の基礎となる人権教育

市民一人ひとりが主体的に、諸活動を通じて、人権および人権問題の理解と認識を深めるとともに、多様な文化・習慣・価値観などを尊重し合う豊かな地域社会、ふるさとづくりをめざした人権教育を推進する。

#### 4. 人権教育を推進する人材の育成

人権教育を推進するため、人権に関する深い知識とそれに基づく実践力を身につけた人材の育成を図るとともにその活用に努める。

本方針の実施にあたっては、教育の主体性・自立性を基本に据えながら、関係諸機関および諸団体との役割を分担しつつ、横断的総合的に推進しなければならない。

平成15年11月1日  
令和2（2020）年12月28日改訂

## 河内長野市同和教育基本方針

昭和49年3月29日制定

日本国憲法は、生命、自由および幸福追求に対する国民の権利を尊重し、さらに、すべての国民は、法のもとに平等であることを保障している。

しかし、今なお日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造にもとづく差別により、基本的人権が完全に保障されておらず、経済的、社会的、文化的に低位な状態におかれている国民がいる。

これらの問題は、民主主義がいまだに徹底していないことにもとづくものである。これを解決するには、すべての市民が国民的課題として取り組まなければならない。そのために、国および地方公共団体の責務として、差別の実態を科学的にとらえ、積極的に差別からの解放に努めねばならない。本市においては、このことを強く認識し、市および市民の共通の責任において、本問題解決のため、本市同和教育基本を定め、より強力にその推進をはかることを決意するものである。

1. 日本国憲法、教育基本法の精神にのっとり、同和対策審議会答申の趣旨にもとづいて、人権尊重の精神に徹し、差別の実態を正しく把握して、不合理な部落差別をなくする科学的認識を育て、実践力を身につけた民主的な人間の育成を期する。
2. 部落差別を含む、すべての差別をなくするために、市内のすべての学校園ならびに地域社会において、同和教育を推進し、すべての人々が部落問題を正しく認識し、この国民的課題をみずからの課題として解決にあたるように努める。
3. 日常の家庭生活において、民主的な家庭関係を確立するとともに、特に子どもの教育において、基本的人権の尊重の精神を具現し、差別を見ぬく力を育てる。
4. 日常の学校教育の実践において、人間の尊厳を体得させ差別を許さぬ人間を育成するとともに、すべての児童、生徒の可能性を最大限に伸ばし得るよう、教育諸条件の整備をはかり、教育の機会均等と進路の保障に努める。
5. 日常の市民生活を通して、あらゆる差別の実態を明らかにし、その打破に努めるよう、青年、成人を対象とする学級講座、集会などにおいて社会同和教育の研修を積極的に進める。

本方針の実施にあたっては、教育の主体性をたもち、学校教育、社会教育および家庭教育の連けいをはかるとともに、関係諸機関および諸団体との連けいをいっそう密にして、総合的に推進する。

## 5：用語解説

### (※1) 世界人権宣言 P.1

昭和 23(1948)年 12 月国際連合第 3 回総会で採択されました。

前文と 30 の条文からなり、第 1 条では、「すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつその尊厳と権利について平等である。」と述べられています。人権を確立することが世界の恒久平和への道であるという基本精神に立ったものです。いかなる差別もなくし、全世界のあらゆる場所において、すべての人びとが享有すべき人権と基本的自由を定めています。

### (※2) ヘイトスピーチ P.1

特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動。

### (※3) 国際人権規約 P.3

法的拘束力のない宣言に対し、拘束力をもつ条約として生まれ、わが国においては、昭和 54(1979)年 9 月に発効しました。「民族の自決権」「内外の平等」「男女の平等」を基本とした社会権規約(A 規約)と「居住、移転の自由」「児童の権利」などを含む自由権規約(B 規約)および選択議定書から成り立っています。

### (※4) 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 P.3

この法律においては、人権教育を人権に満ちた社会を創造することを目標とする教育活動で、人権啓発を国民の間に人権尊重の理念を普及させ、それに対する国民の理解を深めることを目的とする啓発研修、講演、映画、ワークショップ等定義されています。

### (※5) SDGs P.6

平成 27(2015)年 9 月に国際連合の総会において、採択された持続可能な世界を実現するための 17 のゴール(目標)と 169 のターゲットで構成された、令和 12(2030)年までの開発目標です。

前文では「誰一人取り残さないことを誓う」、「全ての人々の人権を実現し、ジェンダー平等と全ての女性と女兒の能力強化を達成することを目指す」など、人権、ジェンダー、女性の視点が明確に示されています。

### (※6) 女性活躍推進法 P.7

平成 27(2015)年 8 月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成 27 年法律第 64 号)」「(女性活躍推進法)が成立しました。

豊かで活力ある社会の実現を図るためには、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍することが一層重要なことから、「女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供と活用」「職業生活と家庭生活との両立を図るための環境整備」「本人の意思が尊重されるべきこと」を基本原則に、女性の職業生活の活躍を推進するため、国・地方公共団体・事業主の責務が定められています。

#### (＊7) 配偶者暴力防止法 P.7

平成 13(2001)年 10 月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(配偶者暴力防止法)」が施行されました。配偶者からの暴力を犯罪と位置づけ、被害者を保護する法律です。保護命令には、暴力をふるう配偶者が被害者に近づくことを禁じる接近禁止命令と、加害者を一定期間立ち退かせる退去命令があります。

平成 16(2004)年 2 月に改正法が施行され、「配偶者からの暴力」の定義を身体に対する暴力同様、精神的暴力・性的暴力も対象となるように拡大するとともに、配偶者に限った保護の対象を離婚した元配偶者と子どもに、また退去命令期間も 2 ヶ月に拡大されました。

平成 20(2008)年 1 月に改正法が施行され、生命等に対する脅迫を受けた場合も対象に加え、面会の要求、夜間の電話、被害者の親族等への接近等を禁止するなど、保護命令制度が拡充されました。

#### (＊8) ストーカー規制法 P.7

平成 12(2000)年 5 月に「ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)」が成立しました。

特定の人物に対して「つきまとい・面会の要求・無言電話」等、反復して行うことも「ストーカー行為」として、規制の対象となっています。

#### (＊9) DV(ドメスティック・バイオレンス) P.8

家庭内の暴力。配偶者や恋人など親密な関係である(あった)者から振るわれる暴力のことで、身体的暴力、精神的暴力、経済的暴力、社会的暴力、性的暴力などに分けられています。

#### (＊10) 子どもの権利条約 P.8

子どもの人権や自由を尊重し、子どもの保護と援助を進めることを目的とした条約。

#### (＊11) 児童虐待防止法 P.8

平成 12(2000)年 5 月に「児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)」成立した法律です。「何人も、児童に対し、虐待をしてはならない」と定め「児童虐待が児童の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えることにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進することを目的とする」とした法律で、平成 16(2004)年 4 月に改正法が成立しました。改正法では、予防や早期発見とともに児童の自立支援等も盛り込み、虐待を受けたと「思われる」場合にまで通告義務範囲が拡大されました。

#### (＊12) 子どもの貧困対策法 P.8

平成 25(2013)年 6 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成 25 年法律第 64 号）」（子どもの貧困対策法）が成立しました。

「子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。」とした法律で、基本理念及び必要な事項を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務を明らかにしています。

#### (＊13) いじめ防止対策推進法 P.8

平成 25(2013)年 6 月に「いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）」が成立しました。

「いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。)のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。」とした法律で、基本理念及び必要な事項を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務を明らかにしています。

#### (＊14) SNS P.9

ソーシャル・ネットワーキング・サービス。友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービス。

#### (＊15) 障害者差別解消法 P.11

平成 25(2013)年 6 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）」（障害者差別解消法）が成立しました。

「障害者基本法の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。」とした法律で、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置などについて定められています。

#### (＊16) 部落差別解消推進法 P.13

平成 28(2016)年 12 月に「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）が成立し施行されました。この法律は、現在もなお部落差別が存在することを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下に、部落差別の解消に関する基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、地方公共団体はこれら施策の推進に努めることとしています。

#### (＊17) ヘイトスピーチ解消法 P.14

平成 28(2016)年 6 月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が成立し施行されました。この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取り組みについて、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、地方公共団体はこれら施策の推進に努めることとしています。

(＊18) H I V P.15

H I Vは、ヒト免疫不全ウイルスのことであり、H I Vへの感染によっておこる病気をエイズ(A I D S、後天性免疫不全症候群)といいます。

一般的にウイルスに汚染された血液製剤の投与、性行為、母子感染がH I Vの感染経路とされています。免疫機能が低下し、免疫不全をおこす病気ですが、感染力は非常に弱く、H I Vについての正しい知識をもつことや、差別・偏見をなくすることが重要です。

(＊19) ハンセン病 P.15

ハンセン病は“らい菌”によって起こる病気です。

感染力は極めて弱く、医学の進歩により、現代では外来治療において、化学療法を中心とした治療を行えば確実に治癒する病気となっています。

かつてのあやまった隔離政策等によって、今も大きな人権課題になっています。

(＊20) メディア・リテラシー P.17

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。

(＊21) プロバイダ責任制限法 P.17

インターネット上の情報の流通による、名誉毀損やプライバシー侵害などの権利侵害に対処するため平成13(2001)年11月に制定されました。「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」で、「プロバイダの損害賠償責任」を情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知った時に限定して認めることで、最近のインターネットその他の高度情報通信ネットワークの情報表現の自由に配慮しています。他方では、自己の権利を侵害されているとする者が発信者情報の開示を請求することができる権利についても定めたものです。

(＊22) L G B T P.17

レズビアン(lesbian、女性の同性愛者)、ゲイ(gay、男性の同性愛者)、バイセクシュアル(bisexual、両性愛者)、トランスジェンダー(transgender、こころと身体の性が一致しない人等)の頭文字をとったもので、性的マイノリティの総称のひとつ。

#### ( \*23) 生活困窮者自立支援法 P.19

平成 25(2013)年 12 月に「生活困窮者自立支援法(平成 25 年法律第 105 号)」が成立しました。

「生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする。」とした法律で、必要な事項を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務を明らかにしています。

#### ( \*24) NPO P.22

Non Profit Organization(非営利組織)の略で、企業などの営利団体とは異なり、自発的に公益的な活動を行う民間の組織、団体。その活動は、医療、福祉、環境保全、まちづくり、国際交流など多岐にわたります。

法人格を持つ組織(特定非営利活動法人など)と、法人格を持たない組織(ボランティアグループなどの任意団体)があります。

#### ( \*25) あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約 P.26

昭和 40(1965)年 12 月に国連総会において採択された条約。

この条約は、あらゆる形態及び表現による人種差別を全世界から速やかに撤廃し、人種間の理解を促進し、あらゆる形態の人種隔離と差別のない国際社会を築くための早期の実際的措置の実現を当事国に求めています。

#### ( \*26) 人権教育のための国連 10 年行動計画 P.26

国連は、平成 7 (1995)年～平成 16(2004)年までの 10 年を「人権教育の国連 10 年」と決議しました。人権教育は世界人権宣言の目的を強化・促進し、人権という普遍的文化をあらゆる場所で築いていこうとするものです。わが国においては、平成 7 (1995)年 12 月に内閣にこのための推進本部を設置し、平成 9 (1997)年 7 月には国内行動計画がとりまとめられました。

この行動計画では、「学校教育、社会教育、企業その他一般社会など、あらゆる場で人権教育を推進するとともに、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題などの人権問題を重要課題としてとらえ、法の下の平等と個人の尊重という普遍的な視点から取り組む」としています。

#### ( \*27) 個人情報保護に関する法律 P.26

「個人情報保護に関する法律(個人情報保護法)」は、平成 15(2003)年 5 月に成立し、公布され、平成 17(2005)年 4 月に全面施行されました。

この法律は、だれもが安心して I T 社会の便益を享受するための制度的基盤として個人情報 の有用性に配慮しながら、個人の権利利益を保護することを目的として、民間事業者の皆様が、個人情報を取り扱う上でのルールを定めたものです。

( \* 28 ) ハンセン病問題の解決の促進に関する法律 P.26

「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(ハンセン病問題基本法)」は、平成 20(2008)年 6 月に成立し、公布され、平成 21(2009)年 4 月に施行されました。

この法律は、ハンセン病の患者であった者等の「福祉の増進、名誉の回復等、現在も存在する問題の解決の促進」に関し、基本理念及び必要な事項を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務を明らかにしています。

○河内長野市思いやりとぬくもりのある人権尊重のまちづくり条例

平成13年3月28日

条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、全ての人間が基本的人権を享有し、尊重されることを基本理念とする世界人権宣言及び日本国憲法の下において、あらゆる人権侵害をゆるさず人間尊厳の確立のため市民一人ひとりが力をあわせ、思いやりとぬくもりのある、人権が尊ばれる心豊かなまちづくりの実現をめざすことを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、必要な人権啓発に関する施策を推進するとともに、市民の人権意識の普及・高揚に努めるものとする。

(市民の役割)

第3条 市民は、互いに基本的人権を尊重し、人権意識の普及・高揚をめざす人権に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(体制の充実)

第4条 市は、基本的人権を尊重した明るく住み良いまちづくりを推進するため、市民との協働及び国、大阪府、人権啓発関係団体等との連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

(審議会)

第5条 この条例の目的を達成するため、河内長野市人権尊重のまちづくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の組織、運営その他審議会について必要な事項は、市長が別に

定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

# ○河内長野市人権尊重のまちづくり審議会規則

平成 1 3 年 3 月 2 8 日

規則第 1 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、河内長野市思いやりとぬくもりのある人権尊重のまちづくり条例（平成 1 3 年河内長野市条例第 3 号）第 5 条の規定に基づき、河内長野市人権尊重のまちづくり審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第 2 条 審議会は、河内長野市の人権施策を推進するために、市長の諮問に応じ、調査、審議及び答申し、並びに人権に関する諸課題について調査及び審議するものとする。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 2 0 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 人権関係団体関係者
- (4) 市民
- (5) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を統括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、別に定める部署において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成14年3月29日規則第9号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年9月30日規則第43号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成１６年１２月２０日規則第４８号）

この規則は、公布の日から施行する。

# 『河内長野市人権施策推進プラン(改訂版)』

## 令和5年度 取り組み状況

「思いやりとぬくもりのある、一人ひとりが  
尊重しあえる共生のまち」をめざして

令和6年 11 月

河内長野市総合政策部人権推進課

## 人権施策の基本理念

本プラン（計画期間：平成28年度～令和7年度）では、次の3つを目標として、基本理念の実現をめざしてまいります。

- 一人ひとり、誰もが尊重されるまちづくり
- 自分らしく暮らせ、自己実現できるまちづくり
- とともにふれあい、ともに支えあうまちづくり



### [基本理念]

「思いやりとぬくもりのある、一人ひとりが尊重しあえる共生のまち」

をめざします。

## 河内長野市における人権尊重への取り組み課題

### 1. 男女共同参画社会の実現にむけて

- ・職場、学校、地域、家庭などで男女共同参画を推進し人びとの多様な個性と活力にあふれた河内長野市をめざします。

### 2. 子どもの人権が尊重される社会の実現にむけて

- ・子どもが人間性・創造性豊かに、健やかに育つ環境づくりをめざします。

### 3. 生きがいにあふれた高齢社会の実現にむけて

- ・高齢者が生きがいを持って、個人として尊厳される社会をめざします。

### 4. 障がいの有無にかかわらずともに生きる社会の実現にむけて

- ・障がい者の人権尊重に取り組み、自己実現を図れるまちづくりをめざします。

### 5. 部落差別（同和問題）の解決にむけて

- ・部落差別（同和問題）の解決にむけ、これまでの成果をふまえ、総合的に人権施策を進めます。

### 6. 外国人の人権を尊重する社会の実現にむけて

- ・外国人とともに生きる異文化理解、多文化共生のまちづくりをめざします。

### 7. 感染症患者などの人権が尊重される社会の実現にむけて

- ・正しい情報と知識による冷静な行動で人とのつながりを大切にします。

### 8. 高度情報化社会における人権尊重の実現にむけて

- ・子どもから大人まで一人ひとりの情報モラルを高めます。

### 9. 多様な性のあり方が尊重される社会の実現にむけて

- ・性の多様性への理解を深め、個性が尊重される社会をめざします。

### 10. さまざまな人権課題の解決にむけて

- ・北朝鮮当局による拉致問題、ホームレスの人権、犯罪被害者やその家族の人権、災害に伴う人権問題、アイヌの人々の人権など、さまざまな人権課題が正しく理解され、人権が尊重されるよう解決に努めます。

## 「人権尊重への取り組み課題に関する目標指標」の状況

### ○全体目標

|                          | 計画時(H27) | 現状値(R5) | 目標値(R7) |
|--------------------------|----------|---------|---------|
| 「人権の尊重と平和意識の高揚」に関する市民満足度 | 7.2%     | 8.2%    | 10.0%   |

### ○人権尊重への各取り組み課題に関する目標指標

#### □男女共同参画社会の実現において

|                    | 計画時(H27) | 現状値(R5) | 目標値(R7) |
|--------------------|----------|---------|---------|
| 市が設置する審議会等への女性の参画率 | 29.5%    | 32.4%   | 40.0%   |

#### □子どもの人権が尊重される社会の実現において

|                 | 計画時(H27) | 現状値(R5) | 目標値(R7) |
|-----------------|----------|---------|---------|
| 児童虐待見守り件数       | 283 件    | 274 件   | 205 件   |
| 児童虐待防止啓発研修会参加人数 | —        | 120 人   | 300 人   |

※後期指標として「児童虐待防止啓発研修会参加人数」を新指標に設定。

#### □生きがいにあふれた高齢社会の実現において

|               | 計画時(H27) | 現状値(R5) | 目標値(R7) |
|---------------|----------|---------|---------|
| 成年後見制度等利用相談件数 | 60 件     | 117 件   | 100 件   |

#### □障がいの有無にかかわらずともに生きる社会の実現において

|                     | 計画時(H27) | 現状値(R5)  | 目標値(R7)  |
|---------------------|----------|----------|----------|
| 就労継続支援事業所の平均工賃(円/月) | 12,110 円 | 23,075 円 | 20,000 円 |

#### □部落差別(同和問題)の解決において

|                        | 計画時(H27) | 現状値(R5)     | 目標値(R7)     |
|------------------------|----------|-------------|-------------|
| 部落差別(同和問題)に関する講座等の参加者数 | 230 人    | 3,366 人(累計) | 3,000 人(累計) |

#### □外国人の人権を尊重する社会の実現において

|            | 計画時(H27) | 現状値(R5) | 目標値(R7) |
|------------|----------|---------|---------|
| 国際交流活動参加者数 | 5,627 人  | 8,324 人 | 6,000 人 |

#### □さまざまな人権課題の解決において

|                   | 計画時(H27) | 現状値(R5) | 目標値(R7) |
|-------------------|----------|---------|---------|
| 人権・平和意識啓発事業への参加者数 | 1,196 人  | 2,708 人 | 1,300 人 |

思いやりとぬくもりのある、一人ひとりが尊重しあえる共生のまちをめざして

| 目標指標                     | 計画時(H27) | 現状値(R5) | 目標値(R7) |
|--------------------------|----------|---------|---------|
| 「人権の尊重と平和意識の高揚」に関する市民満足度 | 7.2%     | 8.2%    | 10.0%   |

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 現状と方向性 | <p>○近年の人権を取り巻く状況は、子どもや高齢者に対する虐待、差別等の人権問題に加え、インターネット上での誹謗中傷やプライバシーの侵害の増加など、複雑多様化しています。</p> <p>○障害者差別解消法や、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法など、個別の人権課題ごとの法整備が進んでいます。</p> <p>○今後も「河内長野市思いやりとぬくもりのある人権尊重のまちづくり条例」に基づき、引き続き、「思いやりとぬくもりのある、一人ひとりが尊重しあえる共生のまち」をめざし、市民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現をめざします。</p> |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

| 主な取り組み             | 取り組み概要                                                              | 令和5年度実施内容                                                                                                                                                                                                                                                        |
|--------------------|---------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 総括的な人権啓発           | ・本市の人権施策を効果的・効率的に進めるため、河内長野市人権協会と連携し、各種人権課題に関連した取り組みを総括的な視点から実施する。  | <p>・憲法週間、人権週間における該当啓発（横断幕、幟旗の設置）</p> <p>・庁舎内市民サロン等での啓発パネル展示（ハンセン病問題、拉致問題、性的マイノリティ、インターネット上の人権侵害、シトラスリボンプロジェクト、SDGs、障害者差別解消法、部落差別解消推進法、ヘイトスピーチ解消法などに関連したポスターや資料）</p> <p>・人権啓発映像「わたしは今、こう思う。」の市庁舎での放映、市公式YouTubeでの配信</p> <p>・人権ふれあい講座（小中学校及び公民館）13事業（延べ2,098人）</p> |
| 総括的な人権擁護           | <p>・人権問題など自らが解決の主体となるための助言や情報提供を行う。</p> <p>・人権擁護委員による人権相談を実施する。</p> | <p>・河内長野市人権協会による人権あれこれ相談<br/>開庁日 9:00-17:30 73件</p> <p>・人権擁護委員の相談<br/>開庁日の毎週火曜 10:00-13:00 5件</p>                                                                                                                                                                |
| 行政改革における人権尊重の視点の反映 | ・庁内各課の取り組み状況を調査・集約し、本市の様々な行政サービスにおいて、人権尊重の視点を反映し、人権行政の推進を図る。        | <p>・庁内各課の取り組み状況 176事業（32課）</p> <p>・庁内各種文書におけるUDフォントの使用</p>                                                                                                                                                                                                       |

|            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取り組みの成果・課題 | <p>【課題】「人権の尊重と平和意識の高揚」に関する市民満足度が依然として低く、また、質問に対し「わからない」と答えた人が32.0%と高く推移している。一方で、「不満」と答えた人の割合が3.0%と他の項目に比べて低い結果となっている。</p> <p>【成果】人権啓発映像「わたしは今、こう思う。」の放映することによって、本市のめざす「思いやりとぬくもりのある、一人ひとりが尊重しあえる共生のまち」の周知し、人権尊重に向けた環境が整ってきている。</p> <p>【成果】庁内各種文書にUDフォントを使用するなど、人権尊重の視点による変化が少しずつ起こっており、人権行政の推進に向けた環境が整ってきている。</p> |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|        |                                                                                                                |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 今後の方向性 | ・今後も「河内長野市思いやりとぬくもりのある人権尊重のまちづくり条例」に基づき、引き続き、「思いやりとぬくもりのある、一人ひとりが尊重しあえる共生のまち」をめざし、市民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現をめざします。 |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 1. 男女共同参画社会の実現に向けて

| 目標指標               | 計画時 (H27) | 現状値 (R5) | 目標値 (R7) |
|--------------------|-----------|----------|----------|
| 市が設置する審議会等への女性の参画率 | 29.5%     | 32.4%    | 40.0%    |

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 現状と方向性 | <p>○男女共同参画や女性の地位向上のための様々な法律が整備される中、今なお、男女格差等の課題が生じており、市民が、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現をめざします。市、市民、事業者が相互に連携、協力し、家庭・職場・学校・地域などそれぞれの場で取り組めるよう啓発、支援を行います。</p> <p>○DVやストーカー行為を防止・規制する法律が整備される中、配偶者からの暴力に対して、ドメスティック・バイオレンス被害者等支援連絡会議を設置し、関係機関との連携を密にしながらDVの防止及びDV被害者等の支援を行います。</p> |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

| 主な取り組み          | 取り組み概要                                                                                                                                       | 令和5年度実施内容                                                                                                                                      |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 男女共同参画にかかる人権啓発  | ・性別にかかわらず多様な生き方が選択でき、社会のあらゆる分野で共に参画し、利益を享受できるよう市民意識の醸成を図るため、研修会の実施、講座や講演会の開催など啓発活動を推進する。                                                     | ・職員研修 テーマ:「職場における男女共同参画-『男性の育休』から考える-」 講師: 異 真理子 参加者 対面: 77 人、WEB: 589 人<br>・市民講座3講座 参加者 41 人                                                  |
| 男女共同参画計画の推進     | ・「河内長野市男女共同参画審議会」を設置し、男女共同参画計画の施策に関する重要事項の調査・審議を行い、男女共同参画計画を総合的かつ計画的に推進する。                                                                   | ・男女共同参画審議会の開催<br>(第4期計画の取り組み、配偶者からの暴力の被害者等に対する支援状況報告、男女共同参画に関する市民意識調査の結果報告)                                                                    |
| 市民団体との男女共同参画の推進 | ・男女共同参画社会の形成を目指す市民団体 team あごらに啓発事業を委託し、男女共同参画に関する意識改革のための啓発を行う。                                                                              | 男女共同参画週間講演会&第31 回おんなとおとこのワイワイあごら「今こそ、ジェンダーレボリューション!〜世界の流れにキャッチ・アップ〜」池田 理代子 6/24 107 人<br>・あごらシネマクラブ 延べ 258 人<br>・天野山金剛寺多宝塔のパープルライトアップ          |
| 男女共同参画にかかる人権擁護  | ・専門カウンセラーによる女性のための相談等を実施するとともに、DV の根絶に向け、関係機関・団体等との連携を図り、相談・支援及び支援者に向けた研修会を行うなど人権擁護への取り組みを推進する。また、孤独・孤立で不安を抱える女性を対象に居場所づくり(講座)や生理用品の提供を実施した。 | ・女性のための相談 84 件(第2・4 水、第3 土、女性相談員を配置 年 108 枠)<br>・DV被害者等支援連絡会議研修会<br>・女性のための電話相談 18 件<br>・居場所づくり講座 5 回 101 名<br>・生理用品の無償配布 174 セット(市内 15 カ所で配布) |

|            |                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取り組みの成果・課題 | <p>【成果】男女共同参画推進講座(IRIS との講座)のアンケートにおいて、86.0%の人が理系女子や理系に対するイメージの変化があったと答えており、参加者の意識に変化が見られた。</p> <p>【成果】天野山金剛寺多宝塔のパープルライトアップ等を実施し、広く市民に啓発するとともに、居場所づくり(講座)事業や生理用品の無償配布を契機とした女性相談事業を実施することで潜在的な相談ニーズの掘り起こしができた。</p> <p>【課題】審議会などへの女性の参画率を向上するためには、団体推薦などで委員を選出する「あて職」において女性の登用を進める必要がある。</p> |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|        |                                                                                                                                                                                                                                          |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 今後の方向性 | <p>・誰もが個性と能力を活かすことができる社会をめざして、男女共同参画計画(第4期)に基づき、市民・事業者・行政が一体となった取り組みを推進する。</p> <p>・市が設置する審議会等への女性の参画率の向上のために、さらなる意識啓発や、地域活動団体や市内の事業者における意思決定過程への女性の参画促進を働きかけるなどの取り組みを進める。</p> <p>・女性に対する暴力を許さない意識の啓発と環境づくり、DV被害者が安心して相談できる体制の整備を進める。</p> |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 2. 子どもの人権が尊重される社会の実現に向けて

### 後期指標

| 目標指標            | 計画時(H27) | 現状値(R5) | 目標値(R7) |
|-----------------|----------|---------|---------|
| 児童虐待防止啓発研修会参加人数 | —        | 120人    | 300人    |

※後期指標として「児童虐待防止啓発研修会参加人数」を新指標に設定。

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 現状と方向性 | <p>○子どもが安心して健やかに成長できる社会の実現に向けた様々な法律が整備される中、児童虐待に対して、関係機関や他の事業との連携を図りながら、要保護児童の実態の把握、見守り方法等具体的な援助方法についての意見交換及び啓発活動を行うなど、発見からサポートにいたる総合的な虐待防止を推進します。</p> <p>○「河内長野市教育立市宣言」に基づき、人を大切にする人権感覚の豊かな子どもたちを育てるため、豊かな人間性や社会性を育む教育の一層の推進に努めます。</p> <p>○子どもがいじめ等の被害者や加害者になる事態が生じている中、いじめに対しては、「河内長野市立学校いじめ防止等対策審議会及びいじめ問題再調査委員会設置条例」等に基づき、学校をはじめ社会が一丸となった対策を総合的かつ効果的に推進します。</p> |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

| 主な取り組み          | 取り組み概要                                                                                                                  | 令和5年度実施内容                                                                                                                     |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 総合的な虐待防止の推進     | ・市内で発生する児童虐待について、地域の各関係機関や団体間における連携・連絡を密にし、適切に対応する。                                                                     | ・要保護児童対策地域協議会代表者会議 1回、実務者会議 12回、事例検討会議 44回<br>・児童虐待防止啓発研修会 120人                                                               |
| 学校教育における支援体制の整備 | ・互いの違いを認め合える仲間づくり・集団づくりを推進するための取り組みを行う。<br>・いじめや不登校に対応するため、スクールカウンセラー（児童生徒・保護者・教員対象）やハートフルアシスタントを派遣・配置し、児童・生徒等の心のケアを行う。 | ・スクールソーシャルワーカー：各校に派遣（3人、年間270回、延べ1216時間）<br>・スクールカウンセラー：9名で全中学校区を対応、市全体に2人配置（年間30回）<br>・ハートフルアシスタント：5人で全7中学校区を対応、カウンセラー、教員と連携 |

|            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取り組みの成果・課題 | <p>【成果】要保護児童対策地域協議会を通じて、関係機関との連携が進み、児童虐待の早期発見と防止が図られ、要保護児童の世帯について、見守り等の支援が促進された。</p> <p>【成果】スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の配置により、「チーム学校」の機能が充実し、いじめや不登校の発見と早期の対応につながった。</p> <p>【成果】河内長野市児童虐待防止ハンドブックを作成し、関係機関との連携や見守り・支援の強化を図ることで、連携体制が構築され、早期対応につながった。</p> <p>【成果】不登校児童生徒に対して、各学校や子ども教育支援センター分館において、1人1台学習者用端末を活用した活動を取り入れるなど、不登校児童生徒への学習保障やつながりづくりの取り組みを進めた。</p> <p>【課題】今後もすべての児童生徒にとって、居場所のある学校づくりを進める必要がある。</p> <p>【課題】妊娠期から子育て期までの継続的な支援について、「子ども家庭総合支援拠点」により、切れ目のない支援体制を整える必要がある。</p> |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|        |                                                                                                                                                                                                                                         |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 今後の方向性 | <p>・すべての児童生徒にとって、居場所のある学校づくりを行うことで、いじめの早期発見や不登校児童生徒への早期の対応を図る。</p> <p>・子育て支援事業との連携により、子育て世帯の孤立防止や相談体制の強化を図ることで児童虐待の未然防止に努める。</p> <p>・全国的な傾向ではあるが、本市でも小中学校ともに不登校児童生徒が増加しており、不登校を含む様々な生徒指導上の課題に学校が組織的に対応できるよう、教員研修や人材配置などの対応強化を図っていく。</p> |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

### 3. 生きがいにあふれた高齢社会の実現に向けて

| 目標指標          | 計画時 (H27) | 現状値 (R5) | 目標値 (R7) |
|---------------|-----------|----------|----------|
| 成年後見制度等利用相談件数 | 60 件      | 117 件    | 100 件    |

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 現状と方向性 | <p>○介護保険法改正に伴い、自立支援・重度化防止に視点を置いた介護予防・日常生活支援総合事業を推進し、要介護認定高齢者の上昇を抑えます。</p> <p>○養介護施設の従事者や家庭における養護者による虐待など、深刻な人権侵害が起こる中、高齢者虐待に対しては、地域におけるさまざまな関係者間のネットワークの構築を図り、被虐待高齢者の早期発見、被虐待高齢者と養護者に対する効果的な支援が行える体制づくりを進めます。</p> <p>○認知症等により判断能力が低下した人の保護を図るため、認知症サポーターの養成を推進することで、地域の支え手の増加を図るとともに、地域包括支援センター等の関係機関と連携しながら、適切な相談支援に取り組めます。</p> <p>○高齢者の孤立や悪徳商法などの様々な問題が生じている中、成年後見制度の利用促進を図り、悪質商法をはじめとした高齢者の犯罪被害防止に努めます。</p> |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

| 主な取り組み        | 取り組み概要                                                                      | 令和5年度実施内容                            |
|---------------|-----------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| 地域包括支援センターの運営 | ・市内3カ所に地域包括支援センターを設置（委託）し、高齢者からの相談を受けることで、成年後見制度等の紹介や高齢者虐待の早期発見と防止に努める。     | ・相談件数 196 件<br>（虐待、成年後見制度等権利擁護に係るもの） |
| 地域福祉の支援       | ・判断能力が不十分な人の権利を擁護するため、事情により制度の利用が困難な場合は市長による成年後見審判の請求を行う。                   | ・市長申立て件数 4 件                         |
| 地域福祉の推進       | ・地域の身近なところに福祉の総合的な相談窓口（いきいきネット相談支援センター）を設置し、相談業務を行う。                        | ・市内8カ所設置<br>・相談件数 2,095 件            |
| 在宅高齢者の支援      | ・河内長野市地域ケア推進事業実行委員会が地域包括ケアシステムの構築を目指し多職種専門職や関係機関と連携、予防、医療、介護、福祉等の啓発イベントを実施。 | ・いきいきフェスタ<br>来場者数：約 350 人            |
| 高齢者の生きがいづくり   | ・高齢者が住みなれた地域で健康を維持し、いきいきとした生活を送るために、生きがいづくりと社会参加を促進するための啓発を実施する。            | ・いきいき情報誌の作成、支援 年 2 回発行               |

|            |                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取り組みの成果・課題 | <p>【成果】「第8期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、各種施策・事業を実施し、高齢者と養護者に対する効果的な支援が行える体制づくりを進めることで、深刻な人権侵害の抑止効果が高まった。</p> <p>【成果】各地域包括支援センターに配置した認知症地域支援推進員を中心に認知症支援体制づくりを進めることで、認知症は身近なものだという認識の向上が促進された。</p> <p>【課題】医療・介護・福祉の連携推進や介護予防の推進、地域における支え合い活動の取組みを進め、地域包括ケアシステムの更なる深化を図る必要がある。</p> |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|        |                                                                                                                                                                          |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 今後の方向性 | <p>・高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、自立支援・重度化防止に向けた介護予防事業を推進するとともに、地域における認知症高齢者の多様な支援事業の実施に取り組む。</p> <p>・地域福祉計画に基づき、相談・支援体制の充実、地域福祉活動の担い手育成、地域での支え合い活動を推進し、地域共生社会の実現に向けて取り組む。</p> |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

#### 4. 障がいの有無にかかわらずともに生きる社会の実現に向けて

| 目標指標                 | 計画時 (H27) | 現状値 (R5) | 目標値 (R7) |
|----------------------|-----------|----------|----------|
| 就労継続支援事業所の平均工賃 (円/月) | 12,110 円  | 23,075 円 | 20,000 円 |

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 現状と方向性 | <p>○「障害者差別解消法」が施行され、障がいを理由とする不当な差別的扱いが禁止される中、障がい者虐待に対しては、障害者虐待防止センターを中心に、その他関係機関と連携して対応します。</p> <p>○地域を土台とした支援の基盤を作るとともに、個人や世帯が抱える複合的な課題に包括的に対応し、解決を図る支援体制などの整備をすすめます。</p> <p>○障がいのある人もない人も、ともに自立した生活を送ることができるようお互いに理解し合い、支え合う共生社会をつくるため、差別や偏見をなくすための啓発等に取り組みます。</p> |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

| 主な取り組み           | 取り組み概要                                                                  | 令和5年度実施内容                                                                                                                                                           |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 障がい者の人権にかかる啓発    | ・障がい者への正しい理解と認識を深めるため、障がい者団体等と連携するなど周知及び啓発を行う。                          | <p>・障がい者週間(12/3～9)にかかる就労支援事業所の授産品販売や事業所の紹介</p> <p>・「共に生きるまちづくりをめざして」映画上映会及び講演会 延べ270人</p> <p>・人権ふれあい講座(学校、公民館)5事業 延べ777人</p>                                        |
| 地域生活支援           | ・障がい者等からの生活や就労相談等に応じ、必要な情報提供等の便宜の供与や必要な支援を行うほか、関係機関と連携して障がい者虐待の防止に取り組む。 | <p>・ピアセンターかわちながの:相談件数 16 件、利用延べ人数 296 人</p> <p>・相談支援室れんげのおか:相談件数 12 件、利用延べ人数 222 人</p> <p>・相談支援りんく:相談件数 19 件、利用延べ人数 45 人</p> <p>・こころっと:相談件数 86 件、利用延べ人数 1,024 人</p> |
| 法定給付・手続きにおける生活支援 | ・障がい者(児)に対して、介護給付費等や訓練等給付費や障がい児通所給付費等を支給し生活を支援する。                       | <p>障害者総合支援法等の支給件数実績</p> <p>介護給付費等:12,916 件</p> <p>訓練等給付費: 9,952 件</p> <p>障がい児通所給付費等:12,959 件</p>                                                                    |
| 自立・社会参加の促進       | ・障がい者の就労環境の向上をめざし、就労継続支援事業での工賃を上げるため、障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進する。           | <p>障害者就労施設等からの物品等の調達実績。</p> <p>R2 1,620,980 円</p> <p>R3 1,185,050 円</p> <p>R4 1,005,987 円</p> <p>R5 1,129,134 円</p>                                                 |

|            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取り組みの成果・課題 | <p>【成果】障がい福祉等サービスの利用については、利用希望者に対する相談支援を適切に行なったことにより、通所系サービスである就労継続支援B型や共同生活援助及び障がい児通所支援の利用実績が増え、利用しやすい環境が整ってきている。</p> <p>【成果】「発達障がいの人のこと、もっと知ってください」をテーマとした市民講座等を実施し、意識啓発を図ることで、障がい者差別解消に向けた環境が整ってきている。</p> <p>【課題】障がいに対する理解や障がい福祉制度の周知が進み、障がい者の自立と社会参加は進んできているが、地域社会全体で障がい者を支える体制整備は整っていない状況である。</p> |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|        |                                                                          |
|--------|--------------------------------------------------------------------------|
| 今後の方向性 | ・今後は、障がい者が地域で安心して暮らしていくことができるように、複合的な課題などの解決を図る支援体制の整備のさらなる取り組みを引き続き進める。 |
|--------|--------------------------------------------------------------------------|

## 5. 部落差別（同和問題）の解決にむけて

| 目標指標                   | 計画時（H27） | 現状値（R5）     | 目標値（R7）     |
|------------------------|----------|-------------|-------------|
| 部落差別（同和問題）に関する講座等の参加者数 | 230 人    | 3,366 人(累計) | 3,000 人(累計) |

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 現状と方向性 | <p>○情報化の進展に伴って部落差別（同和問題）に関する状況の変化が生じており、部落差別（同和問題）に関する差別意識の解消にむけて、市民一人ひとりの部落差別（同和問題）についての理解と認識が深まるよう、さまざまな啓発や相談に取り組んでいくとともに、学校教育及び生涯学習を通じて、部落差別（同和問題）の解決にむけた取り組みを推進します。</p> <p>○就職差別や結婚差別などにつながる身元調査等が起こっており、啓発事業など、国や府と連携した取り組みを行うとともに、企業等と連携した啓発活動などの取り組みを行います。</p> |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

| 主な取り組み             | 取り組み概要                                                                       | 令和 5 年度実施内容                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|--------------------|------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 部落差別（同和問題）に関する人権啓発 | ・部落差別（同和問題）についての理解と認識が深まるよう、河内長野市人権協会や河内長野市企業人権協議会等と連携し、さまざまな啓発活動に取り組む。      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規採用職員研修（部落差別） 39 人</li> <li>・各種研究集会への参加 25 人</li> <li>・人権ふれあい講座（学校）「部落問題についての当事者のお話」72 人</li> <li>・大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例の周知（広報 10 月号）</li> <li>・就職差別撤廃キャンペーン（庁舎内）幟旗、啓発品（河内長野駅前）横断幕の設置</li> <li>・庁舎内市民サロン等での啓発パネル展示（部落差別解消推進法）</li> </ul> |
| 部落差別（同和問題）に関する人権擁護 | ・人権相談を実施し、自らが解決の主体となるための助言や情報提供を行うとともに、インターネット上の差別書き込みをモニタリングし、差別書き込みの抑止を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・河内長野市人権協会による人権あれこれ相談 開庁日 9:00-17:30 73 件</li> <li>・モニタリング実施回数 24 回</li> <li>・同和地区の問い合わせ対応などをまとめた市職員向けマニュアルの一部改訂の実施</li> </ul>                                                                                                                 |
| 人権教育の推進            | ・小中学校における人権教育を推進するため、教職員への人権研修会等を実施する。                                       | ・人権教育講座「わたしと部落問題」<br>講師：糺山 彩、荒川 実来                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 住民基本台帳の不正取得の防止     | ・住民票の写し等の不正取得による個人の権利の侵害を防止するため、住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度を実施する。                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・登録者数 459 人（R6.3 月末）</li> <li>・通知件数 29 件（R5 年度）</li> </ul>                                                                                                                                                                                     |

|            |                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取り組みの成果・課題 | <p>【成果・課題】部落差別（同和問題）に関する職員研修のアンケート記述のなかに「寝た子を起こすな」論に関する意見が見受けられ、市職員の意識の課題が把握できた。フォローアップ研修などの検討が必要である。</p> <p>【成果】インターネット上の部落差別（同和問題）に対する法整備や削除基準の策定に向けて、インターネット上の悪質な書き込みデータの蓄積を行い、ネット上の部落差別解消に関する立法事実を積み上げた。</p> <p>【課題】今後も、部落差別が現存していることなど部落差別についての意識啓発を工夫しながら実施していく必要がある。</p> |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|        |                                                         |
|--------|---------------------------------------------------------|
| 今後の方向性 | ・部落差別解消推進法の趣旨を踏まえて、部落差別の解消に向けての啓発や教育、相談の取り組みを今後も継続して行う。 |
|--------|---------------------------------------------------------|

## 6. 外国人の人権を尊重する社会の実現において

| 目標指標       | 計画時 (H27) | 現状値 (R5) | 目標値 (R7) |
|------------|-----------|----------|----------|
| 国際交流活動参加者数 | 5,627 人   | 8,324 人  | 6,000 人  |

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 現状と方向性 | <p>○外国人と隣り合って暮らす社会が現実化しており、国際交流協会を中心とした市民レベルの幅広い事業を展開することにより、国際交流・国際協力の促進を図ります。</p> <p>○外国人と日本人の間に誤解やトラブルが生じるといった問題があり、在住外国人が安心して生活できるよう、さまざまな相談や情報提供などの生活環境の整備に取り組むとともに、今後増えると予想される来訪外国人との交流や受け入れ体制の充実に取り組みます。</p> <p>○外国人に対する偏見や差別などの問題も生じており、特に、在日韓国・朝鮮人に対する偏見や差別の解消にむけた取り組みについては、その歴史的経緯や社会的背景について正しく認識するための啓発に努めます。</p> |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

| 主な取り組み       | 取り組み概要                                                                                                                                              | 令和 5 年度実施内容                                                                                                                                                                                                                                        |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 国際交流・国際協力の促進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際交流協会を中心とした国際交流・国際協力を支援する。</li> <li>・多文化共生の観点をふまえ、在住外国人が本市で安心して地域社会で地域住民とともに生活ができるよう交流事業や支援を行う。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本語サロンや多文化共生事業 参加者合計数 8,324 人</li> <li>・外国人のためのオンライン相談の実施</li> <li>・「KIFA レポート」の作成</li> <li>・生活ガイドブック作成翻訳</li> </ul>                                                                                       |
| 外国人の人権に関する啓発 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人の人権問題についての理解と認識が深まるよう、河内長野市人権協会や各種団体と連携し、さまざまな啓発活動に取り組む。</li> </ul>                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際化・多文化共生職員研修「やさしい日本語のワークショップ」</li> <li>・「大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例」啓発推進月間の周知（広報 11 月号）</li> <li>・新規採用職員研修（外国人の人権）</li> <li>・庁舎内市民サロン等での啓発パネル展示（ヘイトスピーチ解消法）</li> <li>・人権ふれあい講座（学校）「ウクライナ難民当事者からのお話」213 人</li> </ul> |

|            |                                                                                                                                                                                                                                             |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取り組みの成果・課題 | <p>【成果】講座や講演会などの事業を通して、ネットワークづくりや異文化を知る機会・情報交換の場を提供することで、外国人がより身近な存在であると感じられる環境が整ってきている。</p> <p>【成果】外国人のためのオンライン相談などを実施し、増加している訪日外国人や外国人市民の相談窓口の充実に図り、安心して生活できる環境が整ってきている。</p> <p>【課題】在住外国人への相談・情報提供を進めるとともに、地域住民との交流・理解促進・啓発に努める必要がある。</p> |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|        |                                                                                                                                                                                                                     |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 今後の方向性 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・在住外国人が安心して生活できるよう相談・情報提供の充実に図る。</li> <li>・国際交流協会との連携を図りながら、幅広い分野での国際交流活動を支援する。</li> <li>・「河内長野市国際化・多文化共生ビジョン」などに基き、ヘイトスピーチや外国人に対する人権侵害について、工夫を重ねながら啓発と情報提供を継続する。</li> </ul> |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 7. 感染症患者などの人権が尊重される社会の実現に向けて

|        |                                                                                                                                                                                       |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 現状と方向性 | <p>○HIVやハンセン病等の感染症に対する正しい知識と理解は未だ十分とはいえず、今後ともHIVやハンセン病問題等の正しい知識と理解を深める教育・啓発を進めます。</p> <p>○新型コロナウイルスの感染拡大により、感染症患者等に対する偏見や差別などの人権問題が発生するとともに、まん延期間の長期化により、社会的弱者等への人権侵害事象が顕在化しています。</p> |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

| 主な取り組み           | 取り組み概要                                                                       | 令和5年度実施内容                                                                                                      |
|------------------|------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 感染症患者などの人権に関する啓発 | ・HIVやハンセン病問題、新型コロナウイルス感染症等の正しい理解と認識が深まるよう、河内長野市人権協会や各種団体と連携し、さまざまな啓発活動に取り組む。 | <p>・令和5年度ハンセン病問題講演会（大阪府主催）への出席</p> <p>・庁舎内市民サロン等で啓発パネル展示（ハンセン病問題、STOP!コロナ差別、シトラスリボンプロジェクト）</p>                 |
| 感染症患者などに関する人権擁護  | ・人権相談を実施し、自らが解決の主体となるための助言や情報提供を行うとともに、インターネット上の差別書き込みをモニタリングし、差別書き込みの抑止を図る。 | <p>・河内長野市人権協会による人権あれこれ相談<br/>開庁日 9:00-17:30 73件</p> <p>・モニタリング実施回数 24回</p> <p>・市町村ハンセン病回復者等相談支援窓口担当者会議への出席</p> |

|            |                                                                                                                                                                                                                                                          |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取り組みの成果・課題 | <p>【成果】ハンセン病問題をテーマにした講演会への参加や、啓発パネル展示を実施し、感染症患者等に関する人権啓発を継続して実施することで、過去から現在へその取り組みをつなげている。</p> <p>【成果】月2回、インターネット上の掲示板等で本市や本市民を対象とする「コロナ差別」等に関連した書き込みのモニタリングを実施することで、差別書き込みの抑止効果が高まった。</p> <p>【課題】HIVやハンセン病問題等の正しい知識と理解を深める教育・啓発を今後も継続して実施していく必要である。</p> |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|        |                                                                                                          |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 今後の方向性 | <p>・新型コロナウイルス感染症に関連した差別防止を推進するため啓発や教育、相談の取り組みを今後も継続して行う。</p> <p>・HIVやハンセン病問題等の正しい知識と理解を深める教育・啓発を進める。</p> |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 8. 高度情報化社会における人権尊重の実現に向けて

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 現状と方向性 | <p>○インターネット上において、プライバシーの侵害やフェイクニュースの拡散、匿名性を悪用した特定の個人・団体への誹謗中傷、差別を助長・誘発する行為が発生しています。</p> <p>○情報の信ぴょう性を確認することが極めて難しくなり、差別を助長する情報に同調した圧力がヘイトスピーチとしてさらに差別を深めるなど、現実の世界へも影響しています。</p> <p>○子どもから大人まで一人ひとりが情報の受発信者としてのモラルと人権意識を高め、インターネットの利用者が加害者にも被害者にもならないよう啓発に取り組めます。</p> <p>○「プロバイダ責任制限法」や業界の自主規制に基づき、憲法が保障する表現の自由に配慮しながらも、本市にかかわる人権を侵害する悪質な情報に対して、関係機関と連携を図りながら、適切に対応していきます。</p> |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

| 主な取り組み          | 取り組み概要                                                                                                                                                             | 令和5年度実施内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 高度情報化社会における人権啓発 | ・インターネット上における人権尊重の実現に向けて、インターネット上における人権侵害の現状と課題を正しく認識するための人権啓発を進めるとともに、各種人権問題（特に部落差別（同和問題）、ヘイトスピーチ、性的マイノリティ、障がい）に関する理解と認識が深まるよう、河内長野市人権協会や各種団体と連携し、さまざまな啓発活動に取り組む。 | <p>・職員人権研修「インターネットと差別意識・人権侵害」辻 大介 720 人</p> <p>・広報かわちながの 7 月号特集記事「インターネットと人権」の掲載</p> <p>・インターネットを活用した人権啓発 SNS での発信、市ホームページへの掲載、市公式 YouTube での配信</p> <p>・新規採用職員研修（部落差別）39 人</p> <p>・「共に生きるまちづくりをめざして」映画上映会及び講演会 延べ 270 人</p> <p>・庁舎内市民サロン等で啓発パネル展示（部落差別解消推進法、ヘイトスピーチ解消法、障害者差別解消法）</p> <p>・性的マイノリティに配慮した窓口対応等の浸透に向けた職場研修 621 人</p> |
| 高度情報化社会における人権擁護 | ・インターネット上における人権尊重の実現に向けて、インターネット上における人権侵害の現状を把握するとともに、相談があった際には、自らが解決の主体となるための助言や情報提供を行う。                                                                          | <p>・河内長野市人権協会による人権あれこれ相談 開庁日 9:00-17:30 73 件</p> <p>・モニタリング実施回数 24 回</p>                                                                                                                                                                                                                                                         |

|            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取り組みの成果・課題 | <p>【成果】インターネット上の人権侵害に対する法整備や削除基準の策定に向けて、インターネット上の悪質な書き込みデータの蓄積を行い、ネット上の人権確立に関する立法事実を積み上げた。</p> <p>【成果】インターネット上で表れる人権侵害をなくすために、各種人権問題（特に部落差別（同和問題）、ヘイトスピーチ、性的マイノリティ、障がい）に関する理解と認識を深めることで、ネット上の人権確立に向けた環境が整ってきている。</p> <p>【課題】今後も、子どもから大人まで一人ひとりの情報モラルを高めるとともに、人権感覚を豊かにするための教育・啓発を実施していく必要がある。</p> |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|        |                                                                                                                            |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 今後の方向性 | ・インターネットを利用する市民が被害者にも加害者にもならないように、人権を侵害する悪質な情報に対して、大阪府や法務局などの関係機関と連携を図りながら、適切に対応するとともに、様々な人権問題について、正しい知識と理解を深めるため、啓発に取り組む。 |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 9. 多様な性のあり方が尊重される社会の実現に向けて

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 現状と方向性 | <p>○性的マイノリティの人権問題についての社会の理解は、まだ十分に進んでいるとは言えず、偏見や差別が根強く、多くの当事者が生きづらさを感じています。また、本人の了解を得ずに、公にしている性的指向などを他人に暴露するアウティングなども問題となっています。</p> <p>○市職員向けに「性的マイノリティに配慮した窓口対応等の手引き」を作成し、職員として性的マイノリティについての正しい理解を深めています。</p> <p>○本市での「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」の利活用を進めるとともに、学校・地域・家庭・職場等での啓発活動を推進し、性の多様性への理解を深めます。</p> |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

| 主な取り組み           | 取り組み概要                                                            | 令和5年度実施内容                                                                                                                                                                                                                                                  |
|------------------|-------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 性的マイノリティに関する人権啓発 | ・性的マイノリティの人権問題についての理解と認識が深まるよう、河内長野市人権協会や各種団体と連携し、さまざまな啓発活動に取り組む。 | <p>・人権を考える市民の集い 講演会：「LGBTってなんだろう？～性の多様性を知ってありのままの自分を生きる～」藤原 直、映画上映会「カラコエの花」145人</p> <p>・性的マイノリティに配慮した窓口対応等の浸透に向けた職場研修 621人</p> <p>・職員人権研修(性的マイノリティ) 55人</p> <p>・人権ふれあい講座(学校)1事業(453人)</p> <p>・庁舎内市民サロン等で啓発パネル展示(大阪府性の多様性理解増進条例、大阪府パートナーシップ宣誓証明制度のポスター)</p> |
| 人権教育の推進          | ・小中学校における人権教育を推進するため、教職員への人権研修会等を実施する。                            | ・夏季人権教育研究集会【全体会】「私の感じた困難とSOGIE」講師：よっさん、みゅっちいさん                                                                                                                                                                                                             |

|            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取り組みの成果・課題 | <p>【成果】作成した手引きを活用し、性的マイノリティに配慮した窓口対応等の浸透に向けた職場研修を実施するとともに、性的マイノリティ当事者の講座を実施することで、市職員の理解を深まり、窓口対応の向上につながっている。</p> <p>【成果】「大阪府性の多様性理解増進条例」や「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」について、ポスターの掲示や市ホームページ等で周知することで、性の多様性についての理解と認識が広まってきている。</p> <p>【成果】小中学校の教職員を対象に研修会を実施することで、学校現場における理解と認識が深まり、生徒対応等の充実につながっている。</p> <p>【課題】今後も引き続き、学校・家庭・地域・職場等での性の多様性についての理解を深める必要がある。</p> |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|        |                                                                                 |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 今後の方向性 | ・本市での「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」の利活用の検討を進めるとともに、性の多様性に関する啓発活動を推進し、一人ひとりの人権が尊重される社会をめざす。 |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------|

## 10.さまざまな人権課題の解決に向けて

| 目標指標              | 計画時(H27) | 現状値(R5) | 目標値(R7) |
|-------------------|----------|---------|---------|
| 人権・平和意識啓発事業への参加者数 | 1,196人   | 2,708人  | 1,300人  |

|        |                                                                                                                                                                                                                                    |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 現状と方向性 | <p>○北朝鮮当局による拉致問題、生活困窮者やホームレスの自立支援、犯罪被害者やその家族、アイヌの人々の人権などのさまざまな人権課題について、人権尊重の視点から議論を深め、偏見と差別をなくすためにあらゆる機会を通じて教育や啓発の推進に努めます。</p> <p>○今後生じる新たな人権問題についても、市民一人ひとりが正しい認識をもつことができるよう情報提供や啓発活動に努めるとともに、関係機関と連携して人権課題の解決に向けて取り組んでまいります。</p> |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

| 主な取り組み          | 取り組み概要                                                                                    | 令和5年度実施内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| さまざまな人権課題に関する啓発 | ・北朝鮮当局による拉致問題、生活困窮者やホームレスの自立支援、犯罪被害者やその家族、アイヌの人々の人権などのさまざまな人権課題について、あらゆる機会を通じて教育や啓発を推進する。 | <p>・北朝鮮人権侵害問題啓発週間におけるアニメ「めぐみ」の放映(市庁舎内、庁内ネット環境内)、デジタルサイネージでの周知(大阪府協力)、キックス屋上のライトアップ 12/8～18(青色)</p> <p>・アニメ「めぐみ」・拉致被害者家族ビデオメッセージ上映会(大阪府・全市町村共催)</p> <p>・「河内長野市犯罪被害者等支援条例」の制定</p> <p>・犯罪被害者週間における広報紙での周知</p> <p>・庁舎内市民サロン等での啓発パネル展示(北朝鮮当局による拉致問題、犯罪被害者やその家族、アイヌの人々の人権に関するポスターや資料)</p> <p>・人権講演会 映画「みちくさ -天国に一番遠い場所-」上映と監督トークショー 151人</p> |
| さまざまな人権課題に関する擁護 | ・人権相談を実施し、自らが解決の主体となるための助言や情報提供を行う。                                                       | <p>・河内長野市人権協会による人権あれこれ相談<br/>開庁日 9:00-17:30 73件</p> <p>・人権擁護委員の相談<br/>開庁日の毎月2・4火 10:00-13:00 5件</p>                                                                                                                                                                                                                                    |

|            |                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取り組みの成果・課題 | <p>【成果】市庁舎1階エントランスにおいて、北朝鮮人権侵害問題啓発週間中にアニメ「めぐみ」の放映に加えて、市職員に対しても、アニメ「めぐみ」の視聴を促すなど、拉致被害を風化させないための取り組みを推進することで、早期解決への機運を醸成した。</p> <p>【成果】「河内長野市犯罪被害者等支援条例」を制定することで、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減を図るとともに、市民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与した。</p> <p>【課題】様々な人権課題に対して、相談体制の整備と意識啓発の推進が必要である。</p> |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|        |                                                                                                            |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 今後の方向性 | <p>・さまざまな人権課題について、工夫を重ねながら啓発と情報提供を継続する。</p> <p>・新たな人権課題に対して、適切な相談ができるように相談体制の整備を図り、市民の意識啓発に向けた活動を推進する。</p> |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 河内長野市人権施策推進プラン（第3期）の策定について（骨子案）

### 1. 策定事由

河内長野市人権施策推進プラン（改訂版）が令和8（2026）年3月に計画期間の満了を迎えるにあたり、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に向けた人権施策のさらなる推進を図るため、次期計画である「河内長野市人権施策推進プラン（第3期）」（以下、「第3期プラン」という。）を策定するものです。

### 2. 検討内容（案）について

#### （1）河内長野市第6次総合計画の考え方を反映

「河内長野市人権施策推進プラン」と同時期に期間満了を迎える河内長野市第5次総合計画の次期計画内容を反映し、人権施策を市全体で総合的かつ横断的に推進する必要がある。

⇒ 「河内長野市人権施策基本方針」の基本理念や基本的視点は変更せず、継続して施策を実施していくとともに、新たに令和8（2026）年度から開始する河内長野市第6次総合計画の内容を反映し、人権施策を市全体で総合的かつ横断的に推進する。

#### （2）社会の潮流や近年施行した法令等の反映

こども基本法（2023）や、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性理解増進法（2023）、女性支援法（2024）、障害者差別解消法改正法（2024）などの法律が施行されるとともに、大阪府においても、インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例（2023）などの条例制定も進み、人権に関する法令等に動きが見受けられる。

⇒ 現状を踏まえて、第3期プランの各施策と関連する法令等の内容を改めて見直し、反映する方向で検討する。

#### （3）市民意識調査実施による本市の現状把握及び、結果の反映

前回実施した令和2（2020）年度市民意識調査の結果からの経年比較など、令和7（2025）年度において、人権に関する市民意識調査を実施し、本市の現状と課題を把握する必要がある。

⇒ 市民意識調査の結果から見えてきた本市の現状と課題を第3期プランにおける各種人権問題への取り組み課題に反映する方向で検討する。

人権施策推進プラン(第3期)策定に向けたスケジュール(案)

資料3

令和6年9月20日現在

| 項目            | 令和6年度           |                                    |     |    |    |    | 令和7年度            |    |                  |    |      |                                                         |      |                                                   |     |    |    |    |    | R8                                 | 備考 |
|---------------|-----------------|------------------------------------|-----|----|----|----|------------------|----|------------------|----|------|---------------------------------------------------------|------|---------------------------------------------------|-----|----|----|----|----|------------------------------------|----|
|               | 10月             | 11月                                | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月               | 5月 | 6月               | 7月 | 8月   | 9月                                                      | 10月  | 11月                                               | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 |                                    |    |
| 人権尊重のまちづくり審議会 |                 | 審議会 11/29<br>(第3期プラン骨子案、市民意識調査案報告) |     |    |    |    |                  |    |                  |    |      | 審議会① 9月<br>(諮問・基本方針一部改訂案<br>・第3期プラン素案 審議<br>市民意識調査集計報告) |      | 審議会② 10月<br>(基本方針一部改訂案・第3期プラン素案 審議<br>市民意識調査集計報告) |     |    |    |    |    |                                    |    |
| 事務局           | 人権施策プラン(第3期)案検討 |                                    |     |    |    |    |                  |    |                  |    |      |                                                         |      |                                                   |     |    |    |    |    | ■人権施策推進プラン(第3期)案検討<br>■パブリックコメント実施 |    |
|               | 第6次総合計画 基本計画    |                                    |     |    |    |    |                  |    |                  |    |      |                                                         |      |                                                   |     |    |    |    |    | ■第6次総合計画基本計画                       |    |
|               | パブリックコメント       |                                    |     |    |    |    |                  |    |                  |    |      |                                                         |      |                                                   |     |    |    |    |    |                                    |    |
| 市民意識調査        | 市民意識調査案作成       |                                    |     |    |    |    | 委託契約<br>4/1～4/30 |    | 調査実施<br>5/1～5/30 |    | 中間集計 |                                                         | 結果公表 |                                                   |     |    |    |    |    | ■調査実施<br>■中間集計<br>■結果公表            |    |

# 令和7(2025)年度「人権に関する市民意識調査」の 設問設定に関する基本的な考え方について

## 1. はじめに

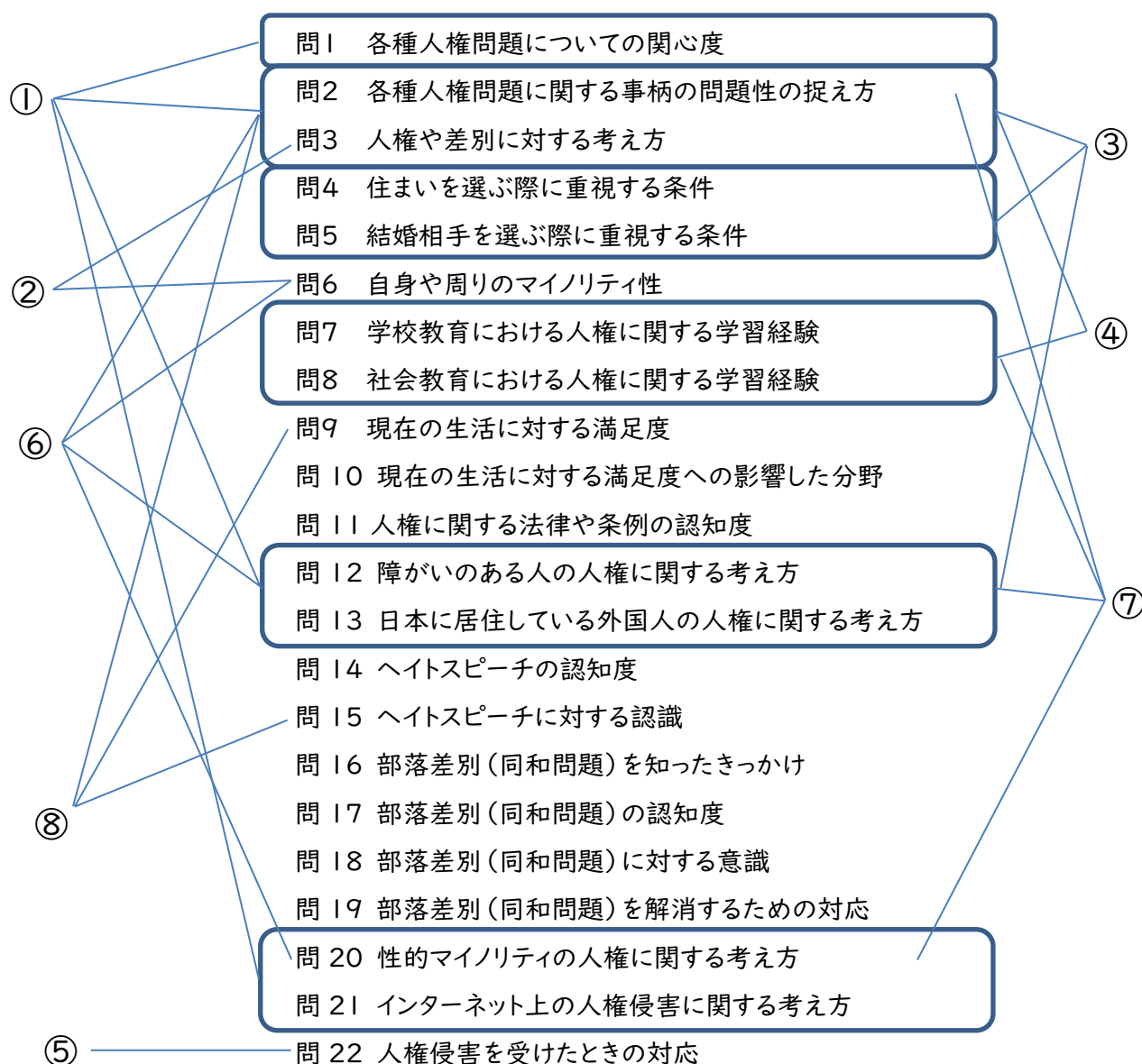
今回の「人権に関する市民意識調査」を実施するにあたり、本市における人権意識の課題及び社会一般的人権意識の課題を抽出した。その課題から見えてきた設問に関する考え方をもとに設問とクロス集計を設定した。そして、意識調査の結果から6つの施策の必要性を可視化し、第3期プランに反映することを目標とする。

## 2. 人権意識の課題と設問に関する考え方について

|   | 本市における人権意識の課題                                                                                       | 設問に関する考え方                                                                                   |
|---|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① | 内閣府実施の「人権擁護に関する世論調査」(令和4(2022)年11月)と比べて関心度の低い人権問題が多い現状があること                                         | 各種人権問題に対する関心度を確認する設問とその関心度の低さが人権意識にどのような影響を与えているのかを確認する。                                    |
| ② | 「差別の原因には、差別される人の側に問題があることが多い」と考える人が26.7%、「差別されている人は、まず、自分たちが世の中に受け入れられるよう努力することが必要だ」と考える人が39.1%いること | 経年比較をするとともに、マイノリティとの関係性を確認する設問とクロス集計することでマイノリティとの出会いが「当事者に責任がある」という意識にどのような影響を与えているのかを確認する。 |
| ③ | 住まいや結婚を考える際に、個人の属性に対して忌避意識をもつ人が一定数いること                                                              | 経年比較をするとともに、それぞれの人権問題に対する考え方が忌避意識にどのような影響を与えているのかを確認する。                                     |
| ④ | 人権に関する学習経験が人権意識にどのような影響を与えているのか確認できていないこと                                                           | 学習経験が人権意識にどのような影響を与えているのかを確認する。                                                             |
| ⑤ | 人権侵害を受けたときに「我慢する」人、「何もしないでそのままにする」人が合わせて6.1%いること、また「市役所に相談する」が26.9%であること                            | 令和2(2020)年度実施の本市意識調査の結果と経年比較をする。                                                            |

|   | 一般的に課題とされる意識の問題                    | 設問設定に関する考え方                                       |
|---|------------------------------------|---------------------------------------------------|
| ⑥ | 「見えない」「わからない」などの恐れや不安からくる差別の問題     | マイノリティ当事者との関係性が忌避意識にどのような影響を与えているのかを確認する。         |
| ⑦ | アンコンシャス・バイアスや「こうあるべき」論からくる差別の問題    | 学習経験がアンコンシャス・バイアスや「こうあるべき」論にどのような影響を与えているのかを確認する。 |
| ⑧ | 逆差別、マジョリティ側が差別を受けているという考えからくる差別の問題 | 生活に関する満足度が逆差別の意識にどのような影響を与えているのかを確認する。            |

### 3. 設定した設問とクロス集計について



① 問1と問2、3、12、13、20、21

② 問3と問6

③ 問4、5と問2、3、12、13

④ 問7、8と問2、3

⑤ 令和2（2020）年度調査との経年比較

⑥ 問6と問2、3、12、13、20

⑦ 問7、8と問2、12、13、20

⑧ 問9と問2、3、15

### 4. 市民意識調査の結果と第3期プランへの反映目標について

上記の市民意識調査の結果から、「人権問題への関心度を高める取り組みの必要性」「マイノリティとの出会いを創出する取り組みの必要性」「人権問題に関する学習機会の提供の必要性」「学習機会の見直しの必要性」「相談窓口の充実等の必要性」「行政サービスを推進するにあたっての方向性」などを可視化し、第3期プランの内容に反映する。

## 河内長野市 人権に関する市民意識調査票(案)

人権に関する意識や考え方についておうかがいします。

問 1 あなたは、次の人権問題について、関心がありますか。(○はそれぞれに1つ)

| 項 目                          | 関心がある | どちらかと言えば<br>関心がある | どちらかと言えば<br>関心はない | 関心はない |
|------------------------------|-------|-------------------|-------------------|-------|
| (1) 女性の人権問題                  | 1     | 2                 | 3                 | 4     |
| (2) こどもの人権問題                 | 1     | 2                 | 3                 | 4     |
| (3) 高齢者の人権問題                 | 1     | 2                 | 3                 | 4     |
| (4) 障がい者の人権問題                | 1     | 2                 | 3                 | 4     |
| (5) 部落差別(同和問題)               | 1     | 2                 | 3                 | 4     |
| (6) 日本に居住している外国人の人権問題        | 1     | 2                 | 3                 | 4     |
| (7) HIV陽性者等の人権問題             | 1     | 2                 | 3                 | 4     |
| (8) ハンセン病患者・回復者等の人権問題        | 1     | 2                 | 3                 | 4     |
| (9) 犯罪被害者等の人権問題              | 1     | 2                 | 3                 | 4     |
| (10) インターネットによる人権侵害          | 1     | 2                 | 3                 | 4     |
| (11) アイヌの人々の人権問題             | 1     | 2                 | 3                 | 4     |
| (12) 刑を終えて出所した人の人権問題         | 1     | 2                 | 3                 | 4     |
| (13) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権問題 | 1     | 2                 | 3                 | 4     |
| (14) ホームレスの人権問題              | 1     | 2                 | 3                 | 4     |
| (15) 性的マイノリティの人権問題 ※[注]①     | 1     | 2                 | 3                 | 4     |
| (16) ヘイトスピーチ ※[注]②           | 1     | 2                 | 3                 | 4     |

※[注]① 「性的マイノリティ」とは、LGBT(レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダー)など、恋愛や性愛の対象が同性の人や、出生時に判定された性と自認する性が異なる人などの総称として用いています。

② 「ヘイトスピーチ」とは、一般に憎悪に基づく差別的な言動のことを言いますが、この調査では、特定の人種や民族であることを理由として、日本社会から追い出そうとしたり、人格をおとしめたり、危害を加えようとするなどの不当な差別的言動として用いています。

問 2 あなたは、次のような事柄について、人権上問題があると思いますか。

(○はそれぞれに 1 つ)

| 項 目                                           | 問題があると思う | どちらかと言えば問題があると思う | どちらかと言えば問題はないと思う | 問題はないと思う | わからない |
|-----------------------------------------------|----------|------------------|------------------|----------|-------|
| (1) 職場で顔を合わせるたびに「まだ結婚しないのか」と言うこと              | 1        | 2                | 3                | 4        | 5     |
| (2) 親の世話や介護は、女性の役割だと考えること                     | 1        | 2                | 3                | 4        | 5     |
| (3) こどもが3歳になるまでは、母親は育児に専念するほうがいいと考えること        | 1        | 2                | 3                | 4        | 5     |
| (4) 中学生の携帯電話やスマートフォンの使用を保護者の判断で制限すること         | 1        | 2                | 3                | 4        | 5     |
| (5) 保護者がこどものしつけのために、ときには体罰が必要だと考えること          | 1        | 2                | 3                | 4        | 5     |
| (6) いじめ問題は、いじめを受けるこどもにも原因があると考えること            | 1        | 2                | 3                | 4        | 5     |
| (7) 家族が不在の際、介護が必要な高齢者を家から出られなくすること            | 1        | 2                | 3                | 4        | 5     |
| (8) 視覚障がい者との会話ではテレビや映画、風景などは意識して話題にしないようにすること | 1        | 2                | 3                | 4        | 5     |
| (9) 結婚する際、興信所や探偵業者などを使って相手の出自を調べること           | 1        | 2                | 3                | 4        | 5     |
| (10) 同じマンションに住む外国人とは生活文化が異なるので、付き合わないようにすること  | 1        | 2                | 3                | 4        | 5     |
| (11) HIV 陽性者やハンセン病回復者とは一緒に食事や入浴をしないこと         | 1        | 2                | 3                | 4        | 5     |
| (12) 痴漢の被害者に「あなたにも問題があったのではないか」と言うこと          | 1        | 2                | 3                | 4        | 5     |
| (13) SNS やインターネットのサイトに他人の誹謗中傷を書き込むこと          | 1        | 2                | 3                | 4        | 5     |
| (14) 公園でホームレスが近づいてきたので、足早に立ち去ること              | 1        | 2                | 3                | 4        | 5     |
| (15) 職場で性的マイノリティであることを公表している人と席が隣になることを嫌がること  | 1        | 2                | 3                | 4        | 5     |
| (16) 街頭などで、特定の国の出身の人々について、「日本から出て行け」と言うこと     | 1        | 2                | 3                | 4        | 5     |

問 3 人権や差別をめぐるいろいろな考え方がありますが、あなたの考えに最も近いのはどれですか。(○はそれぞれに1つ)

| 項 目                                                       | そう思う | どちらかと言え<br>ばそう思う | どちらかと言え<br>ばそう思わない | そう思わない | わからない |
|-----------------------------------------------------------|------|------------------|--------------------|--------|-------|
| (1) 差別は人間として恥ずべき行為であり、私たち一人ひとりが差別しない人にならなければならない          | 1    | 2                | 3                  | 4      | 5     |
| (2) 差別されている人は、まず、自分たちが世の中に受け入れられるよう努力することが必要だ             | 1    | 2                | 3                  | 4      | 5     |
| (3) 差別問題に関心な人にも、差別問題についてきちんと理解してもらうことが必要である               | 1    | 2                | 3                  | 4      | 5     |
| (4) 差別の原因には、差別される人の側に問題があることも多い                           | 1    | 2                | 3                  | 4      | 5     |
| (5) 差別をなくすために、行政は努力する必要がある                                | 1    | 2                | 3                  | 4      | 5     |
| (6) どのような手段を講じて、差別を完全になくすことは無理だ                           | 1    | 2                | 3                  | 4      | 5     |
| (7) 差別を受けてきた人に対しては、格差をなくすために行政の支援が必要だ                     | 1    | 2                | 3                  | 4      | 5     |
| (8) 差別に対して抗議や反対をすることによって、かえって問題が解決しにくくなる                  | 1    | 2                | 3                  | 4      | 5     |
| (9) 差別は法律で禁止する必要がある                                       | 1    | 2                | 3                  | 4      | 5     |
| (10) 差別を受けた人との交流や協働を進めていくことは重要である                         | 1    | 2                | 3                  | 4      | 5     |
| (11) 人権問題とは、差別を受ける人の側の問題であって、自分には関係がない                    | 1    | 2                | 3                  | 4      | 5     |
| (12) 北朝鮮当局による拉致問題は、国と国の問題なので、私たちにできることはない                 | 1    | 2                | 3                  | 4      | 5     |
| (13) 認知症はだれもがなりうるものであり、家族や身近な人になることなどを含め、多くの人にとって身近なものである | 1    | 2                | 3                  | 4      | 5     |
| (14) 同和問題は、そっとしておけば自然となくなる問題だから、教育や啓発はしないほうがいい            | 1    | 2                | 3                  | 4      | 5     |

住まいのことや結婚相手に対する意識や考え方についておうかがいします。

問 4 あなたが家を買ったり借りたりする際に重視する(した)立地条件は何ですか。

(○はいくつでも)

|   |                               |    |                      |
|---|-------------------------------|----|----------------------|
| 1 | 都心部、最寄り駅や幹線道路へのアクセス           | 6  | 校区の教育水準や学力レベルの評判     |
| 2 | 公共施設や商業、医療施設、公園や緑地などの状況       | 7  | 近隣に低所得者が多いと言われていないか  |
| 3 | 日照・眺望など                       | 8  | 近隣に外国籍住民が多いと言われていないか |
| 4 | 周辺の住宅の状況<br>(戸建て/集合、持ち家/賃貸など) | 9  | 近隣に同和地区があると言われていないか  |
| 5 | 地域のイメージ                       | 10 | その他(具体的に: )          |

問 5 結婚相手を考える際に、気になること(なったこと)はどんなことですか。①あなたご自身の結婚の場合と、②お子さんの結婚の場合とに分け、気になる項目を選んでください。お子さんがいらっしゃる方も「いる」と想定してお答えください。

(①及び②のそれぞれについて○はいくつでも)

| ①あなたご自身の結婚の場合 |                     | ②あなたのお子さんの結婚の場合 |                     |
|---------------|---------------------|-----------------|---------------------|
| 1             | 人柄、性格               | 1               | 人柄、性格               |
| 2             | 容姿                  | 2               | 容姿                  |
| 3             | 趣味や価値観              | 3               | 趣味や価値観              |
| 4             | 仕事に対する相手の理解と協力      | 4               | 仕事に対する相手の理解と協力      |
| 5             | 家事や育児の能力や姿勢         | 5               | 家事や育児の能力や姿勢         |
| 6             | 経済力                 | 6               | 経済力                 |
| 7             | 学歴                  | 7               | 学歴                  |
| 8             | 職業                  | 8               | 職業                  |
| 9             | 家柄                  | 9               | 家柄                  |
| 10            | 離婚歴                 | 10              | 離婚歴                 |
| 11            | 国籍・民族               | 11              | 国籍・民族               |
| 12            | 相手やその家族に障がい者がいるかどうか | 12              | 相手やその家族に障がい者がいるかどうか |
| 13            | 相手やその家族の宗教          | 13              | 相手やその家族の宗教          |
| 14            | ひとり親または親がいない家庭かどうか  | 14              | ひとり親または親がいない家庭かどうか  |
| 15            | 同和地区出身者かどうか         | 15              | 同和地区出身者かどうか         |
| 16            | その他(具体的に: )         | 16              | その他(具体的に: )         |
| 17            | 特に気になる(気になった)ことはない  | 17              | 特に気になる(気になった)ことはない  |

あなた自身の経験や生活についておうかがいします。

問 6 あなたのまわりには次のような人がいますか。(○はそれぞれに 1 つ)

| 項 目          | 自分自身が<br>そうである | 家族が<br>そうである | 親しい友人<br>にいる | 知人<br>にいる | 出会ったことは<br>あるが、関わっ<br>たことがない | 出会ったことが<br>ない |
|--------------|----------------|--------------|--------------|-----------|------------------------------|---------------|
| (1) 外国人      | 1              | 2            | 3            | 4         | 5                            | 6             |
| (2) 同和地区出身者  | 1              | 2            | 3            | 4         | 5                            | 6             |
| (3) 障がい者     | 1              | 2            | 3            | 4         | 5                            | 6             |
| (4) 性的マイノリティ | 1              | 2            | 3            | 4         | 5                            | 6             |

問 7 あなたは、学校で、次にあげる人権学習を受けたことがありますか。(○はいくつでも)

| 項 目                              | 小学校で<br>受けた | 中学校で<br>受けた | 高校で<br>受けた | 大学、短大、専門<br>学校で受けた | はっきりと<br>おぼえていない | 受けたことは<br>ない |
|----------------------------------|-------------|-------------|------------|--------------------|------------------|--------------|
| (1) 女性の人権問題                      | 1           | 2           | 3          | 4                  | 5                | 6            |
| (2) こどもの人権問題                     | 1           | 2           | 3          | 4                  | 5                | 6            |
| (3) 高齢者の人権問題                     | 1           | 2           | 3          | 4                  | 5                | 6            |
| (4) 障がい者の人権問題                    | 1           | 2           | 3          | 4                  | 5                | 6            |
| (5) 部落差別(同和問題)                   | 1           | 2           | 3          | 4                  | 5                | 6            |
| (6) 日本に居住している<br>外国人の人権問題        | 1           | 2           | 3          | 4                  | 5                | 6            |
| (7) 感染症患者などの人権問題                 | 1           | 2           | 3          | 4                  | 5                | 6            |
| (8) 犯罪被害者などの人権問題                 | 1           | 2           | 3          | 4                  | 5                | 6            |
| (9) インターネットによる人権侵害               | 1           | 2           | 3          | 4                  | 5                | 6            |
| (10) 北朝鮮当局によって拉致された<br>被害者等の人権問題 | 1           | 2           | 3          | 4                  | 5                | 6            |
| (11) 性的マイノリティの人権問題               | 1           | 2           | 3          | 4                  | 5                | 6            |

問 8 あなたは、最近 5 年間で、次にあげる人権問題に関するイベント、講演会、研修会、学習会などに参加したことがありますか。(○はそれぞれに 1 つ)

| 項 目                          | 1<br>回<br>だけ<br>参加<br>した | 2<br>回<br>～<br>4<br>回<br>く<br>ら<br>い<br>参<br>加<br>し<br>た | 5<br>回<br>以<br>上<br>参<br>加<br>し<br>た | い<br>参<br>加<br>し<br>た<br>こ<br>と<br>が<br>な<br>い |
|------------------------------|--------------------------|----------------------------------------------------------|--------------------------------------|------------------------------------------------|
| (1) 女性の人権問題                  | 1                        | 2                                                        | 3                                    | 4                                              |
| (2) こどもの人権問題                 | 1                        | 2                                                        | 3                                    | 4                                              |
| (3) 高齢者の人権問題                 | 1                        | 2                                                        | 3                                    | 4                                              |
| (4) 障がい者の人権問題                | 1                        | 2                                                        | 3                                    | 4                                              |
| (5) 部落差別(同和問題)               | 1                        | 2                                                        | 3                                    | 4                                              |
| (6) 日本に居住している外国人の人権問題        | 1                        | 2                                                        | 3                                    | 4                                              |
| (7) 感染症患者などの人権問題             | 1                        | 2                                                        | 3                                    | 4                                              |
| (8) 犯罪被害者などの人権問題             | 1                        | 2                                                        | 3                                    | 4                                              |
| (9) インターネットによる人権侵害           | 1                        | 2                                                        | 3                                    | 4                                              |
| (10) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権問題 | 1                        | 2                                                        | 3                                    | 4                                              |
| (11) 性的マイノリティの人権問題           | 1                        | 2                                                        | 3                                    | 4                                              |

問 9 あなたは全体として現在の生活にどの程度満足していますか。「全く満足していない」を0点、「非常に満足している」を10点とすると、何点くらいになると思いますか。(〇は1つ)

| 0 点 | 1 点 | 2 点 | 3 点 | 4 点 | 5 点 | 6 点 | 7 点 | 8 点 | 9 点 | 10 点 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| 1   | 2   | 3   | 4   | 5   | 6   | 7   | 8   | 9   | 10  | 11   |

問 10 次の(1)～(13)の分野について、あなたの現在の満足や不満に大きく影響しているものはどれですか。特にあてはまるものを3つまで選んでください。(〇は3つ)

- 1 「家計と資産」(例:世帯収入、世帯支出、借金、生活の程度、将来の負担など)
- 2 「雇用環境と賃金」(例:就業形態、給料の額、労働環境、失業のリスクなど)
- 3 「住宅」(例:居住形態、住宅の利便性、周辺環境、近隣との人間関係など)
- 4 「仕事と生活(ワークライフバランス)」  
(例:労働時間、家族との団らんに使う時間、家事・育児・介護などに使う義務的な時間など)
- 5 「健康状態」(例:睡眠、食事、ストレス、医療費の負担、健康不安など)
- 6 「あなたご自身の教育水準・教育環境」(例:自分の学歴、教育の質、教育費など)
- 7 「交友関係やコミュニティなど社会とのつながり」(例:友人、同僚、仲間、SNS、地域活動など)
- 8 「政治・行政・裁判所への信頼性」(例:裁判所の判断、マスコミの報道、参画機会など)
- 9 「生活を取り巻く空気や水などの自然環境」(例:気候、水質、騒音、悪臭、緑の豊かさなど)
- 10 「身の周りの安全」(例:災害への対応、犯罪リスク、インフラの老朽化、いじめや虐待のリスクなど)
- 11 「子育てのしやすさ」(例:子育て支援サービス、教育費、勤め先の育休、産休の取りやすさなど)
- 12 「介護のしやすさ・されやすさ」(例:介護サービスの質、介護休暇の取りやすさなど)
- 13 「生活の楽しさ・面白さ」(例:趣味や生きがいなどの充実、ボランティア活動への参加など)
- 14 その他(具体的に: )
- 15 特にない
- 16 わからない

## 人権に関する法律や条例についておうかがいします。

問 11 あなたは、次の法律や条例、制度について知っていますか。(○はそれぞれに 1 つ)

| 項 目                                                  | 内 容(趣旨)<br>を知っている | あることは<br>知っている | 知らない |
|------------------------------------------------------|-------------------|----------------|------|
| (1) 障害者差別解消法(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)                 | 1                 | 2              | 3    |
| (2) ヘイトスピーチ解消法(本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律) | 1                 | 2              | 3    |
| (3) 部落差別解消推進法(部落差別の解消の推進に関する法律)                      | 1                 | 2              | 3    |
| (4) 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律        | 1                 | 2              | 3    |
| (5) 大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例              | 1                 | 2              | 3    |
| (6) 大阪府パートナーシップ宣誓証明制度                                | 1                 | 2              | 3    |
| (7) 河内長野市思いやりとぬくもりのある人権尊重のまちづくり条例                    | 1                 | 2              | 3    |
| (8) 河内長野市男女共同参画推進条例                                  | 1                 | 2              | 3    |

## 障がいのある人の人権についておうかがいします。

問 12 障がいのある人の人権に関して、次のような意見があります。それぞれについて、1 から 4 のいずれかであなたのお考えに最も近いものに○をつけてください。(○はそれぞれに 1 つ)

| 項 目                                                              | そう思う | どちらかといえば<br>そう思う | あまりそう思わない | そう思わない |
|------------------------------------------------------------------|------|------------------|-----------|--------|
| (1) 障がいがあることを理由に、乗り物への乗車や入店を断られるのは問題だ                            | 1    | 2                | 3         | 4      |
| (2) 企業には障がい者の法定雇用率が定められているが、利益が第一なのだから、雇用が進まなくても仕方がない            | 1    | 2                | 3         | 4      |
| (3) 災害などの緊急時に、障がいのある人の対応があとまわしになるのは問題だ                           | 1    | 2                | 3         | 4      |
| (4) 職場環境や勤務条件などを障がいに合わせて働きやすくするための配慮は当然だ                         | 1    | 2                | 3         | 4      |
| (5) 障がいのある人が結婚したり、子どもを育てることに周囲が反対するのは問題だ                         | 1    | 2                | 3         | 4      |
| (6) 自宅近くに障がい者の作業所やグループホームの建設計画が持ち上がったら、それに反対する                   | 1    | 2                | 3         | 4      |
| (7) 障がいのある人が地域で生活することについて、周囲の理解が得られないのは問題だ                       | 1    | 2                | 3         | 4      |
| (8) 障がい者施設では、本人の意思に反して行動を制限することもある必要だ                            | 1    | 2                | 3         | 4      |
| (9) 障がいのある人となない人が生活のあらゆる場面で、互いに分か<br>り合おうとすることで、共に生きる社会づくりが進んでいく | 1    | 2                | 3         | 4      |

日本に居住している外国人の人権についておうかがいします。

問 13 日本に居住している外国人の人権に関して、次のような意見があります。それぞれについて、  
1 から 4 のいずれかであなたのお考えに最も近いものに○をつけてください。  
(○はそれぞれに 1 つ)

| 項 目                                                   | そう思う | どちらかといえば<br>そう思う | あまりそう思わない | そう思わない |
|-------------------------------------------------------|------|------------------|-----------|--------|
| (1) 外国人だからという理由で、賃貸住宅への入居を断られても仕方がない                  | 1    | 2                | 3         | 4      |
| (2) 日本の学校に通う外国人の子どもたちに、自分の国や民族の言葉を学習する機会を保障する必要がある    | 1    | 2                | 3         | 4      |
| (3) 雇用者が外国人従業員に、職場では通称名（日本名）の使用を強制しても問題はない            | 1    | 2                | 3         | 4      |
| (4) 日本に住んでいる以上、日本の文化や生活習慣などに合わせることは当然だ                | 1    | 2                | 3         | 4      |
| (5) 外国籍であっても、自治体の住民であるからには地方参政権を認め、投票できるようにする必要がある    | 1    | 2                | 3         | 4      |
| (6) 外国人住民が増えているので、福祉などのサービスを受けやすくするために、多言語による情報提供が必要だ | 1    | 2                | 3         | 4      |
| (7) 外国人労働者が増えると、地域の治安や風紀が悪くなる                         | 1    | 2                | 3         | 4      |
| (8) 共生のためには、地域における交流を積極的に進めるべきである                     | 1    | 2                | 3         | 4      |

問 14 特定の民族や国籍の人々を排除する不当な差別的言動が、一般に「ヘイトスピーチ」と呼ばれています。あなたは、このようなヘイトスピーチについて、見聞きしたことはありますか。  
(○はいくつでも)

1 デモや集会、街宣活動などで直接見たり聞いたりしたことがある

2 インターネット上の書き込みを直接見たことがある

3 テレビ・ラジオや新聞、インターネットなどの報道で見たり聞いたりしたことがある

4 ポスターや冊子などで見たことがある

5 家族、友人などから聞いたことがある

6 その他(

7 見聞きしたことがない →問 16 へお進みください

→問 15 へお進みください

問 14 で「1～6」のいずれかに回答された方におたずねします。

問 15 ヘイトスピーチについて、見聞きしてどのように思いましたか。(○はいくつでも)

1 不愉快で許せないと思った

2 日本に対する印象が悪くなったと思った

3 自分には関係ないと思った

4 ヘイトスピーチをされる側に問題があると思った

5 「表現の自由」の範囲内のものだと思った

6 その他(

7 何も思わなかった

**部落差別（同和問題）についておうかがいします。**

(○は1つだけ)

- 1 父母や家族から聞いた
  - 2 近所の人から聞いた
  - 3 学校の友達から聞いた
  - 4 学校の授業で教わった
  - 5 職場の人から聞いた
  - 6 講演会、研修会などで聞いた
  - 7 府や市町村の広報紙などで読んだ
  - 8 テレビ、映画、新聞、雑誌、書籍などで知った
  - 9 インターネットのサイトなどで知った
  - 10 近くに同和地区があった
  - 11 自分の身近で同和問題に関する差別があった
  - 12 その他(具体的に: )
  - 13 なんとなく知っている
  - 14 部落差別(同和問題)については知らない
- 問 16 へお進みください
- 問 19 へお進みください

問 17 あなたは、部落差別（同和問題）に関して現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。（○はいくつでも）

- 1 結婚問題で周囲の反対を受けること
- 2 就職・職場で不利な扱いを受けること
- 3 差別的な言動をされること
- 4 差別的な落書きをされること
- 5 身元調査をされること
- 6 インターネットを利用して差別的な情報が掲載されること
- 7 えせ同和行為（同和問題を口実に企業や官公庁に不当な要求をする行為）がなされること
- 8 その他（具体的に： ）
- 9 特にない
- 10 わからない

問 18 あなたは、現在もなお社会の中で部落差別（同和問題）が存在するのは、なぜだと思いますか。（○はいくつでも）

- 1 部落差別の知識がなかったり、無関心だったりする人がいるから
- 2 落書きやインターネット上などで差別意識を助長する人がいるから
- 3 これまでの教育や啓発が十分ではなかったから
- 4 昔からある偏見や差別意識を、そのまま受け入れる人が多いから
- 5 地域社会や家庭において話題となるから
- 6 同和地区の住民が行政から優遇されていると思う人が多いから
- 7 えせ同和行為などにより「同和は怖い問題である」と思うから
- 8 部落差別はもはや存在しない
- 9 その他(具体的に: )
- 10 特にない
- 11 わからない

問 19 あなたは、部落差別（同和問題）を解消するために、今後どうすればよいと思いますか。  
（○はいくつでも）

- 1 人権尊重の意識を一人ひとりがもっと自覚すべき
- 2 行政がもっと積極的に教育・啓発、相談体制の充実などの施策を講ずべき
- 3 特別なことをする必要はなく、自然になくなっていくのを待つべき
- 4 インターネットにおける差別的な書込みをする人を処罰すべき
- 5 えせ同和行為をする人を処罰すべき
- 6 差別する人や差別を助長する人を処罰すべき
- 7 その他(具体的に: )
- 8 特にない
- 9 わからない

ここからは、すべての方におたずねします。

## 性的マイノリティの人権についておうかがいします。

問 20 性的マイノリティ※〔注〕①の人権に関して、次のような意見があります。それぞれについて、1 から 4 のいずれかであなたのお考えに最も近いものに○をつけてください。

(○はそれぞれに 1 つ)

| 項 目                                        | そう思う | どちらかといえば<br>そう思う | あまりそう思わない | そう思わない |
|--------------------------------------------|------|------------------|-----------|--------|
| (1) 同性同士の結婚も認められるのは当然だ                     | 1    | 2                | 3         | 4      |
| (2) 同性愛者や性別不合のある人がいる職場では働きたくない             | 1    | 2                | 3         | 4      |
| (3) もし、自分のこどもが同性愛者であっても、親としてこどもの側に立ち、力になる  | 1    | 2                | 3         | 4      |
| (4) 企業は、社員のパートナーが同性であっても、配偶者として処遇する必要がある   | 1    | 2                | 3         | 4      |
| (5) 学生の制服は性別に関係なくスカート、ズボン（パンツ）を自由に選べるほうがいい | 1    | 2                | 3         | 4      |
| (6) 男性同性愛者には女性的な人が多い                       | 1    | 2                | 3         | 4      |
| (7) 女性同性愛者には男性的な人が多い                       | 1    | 2                | 3         | 4      |
| (8) 性別不合のために戸籍の性別変更を望む人は、同性愛者である           | 1    | 2                | 3         | 4      |
| (9) 自分の身内には同性愛者はいてほしくない                    | 1    | 2                | 3         | 4      |

※〔注〕① 「性的マイノリティ」とは、LGBT（レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダー）など、恋愛や性愛の対象が同性の人や、出生時に判定された性と自認する性が異なる人などの総称として用いています。

## インターネットによる人権侵害についておうかがいします。

問 21 インターネットによる人権侵害に関して、次のような意見があります。それぞれについて、1 から 4 のいずれかであなたのお考えに最も近いものに○をつけてください。

(○はそれぞれに 1 つ)

| 項 目                                                   | そう<br>思う | そう<br>思う<br>どちらか<br>といえ<br>ば | あ<br>ま<br>り<br>そ<br>う<br>思<br>わ<br>な<br>い | そ<br>う<br>思<br>わ<br>な<br>い |
|-------------------------------------------------------|----------|------------------------------|-------------------------------------------|----------------------------|
| (1) 表現の自由を守るよりも、SNS 上での誹謗中傷の書き込みや拡散行為をなくすほうが大切だ       | 1        | 2                            | 3                                         | 4                          |
| (2) 捜査対象になっている未成年者の名前や顔写真がインターネット上に掲載されるのは仕方がないことだ    | 1        | 2                            | 3                                         | 4                          |
| (3) インターネット上の差別的書き込みを行政が把握し、プロバイダーへの情報停止・削除を求めるべきだ    | 1        | 2                            | 3                                         | 4                          |
| (4) 誰かにとって有益な情報なら、情報の発信元がわからなくても、積極的に情報を広めるほうがいい      | 1        | 2                            | 3                                         | 4                          |
| (5) インターネット上に同和地区の所在地リストを乗せることは、部落差別を助長する深刻な問題行為だ     | 1        | 2                            | 3                                         | 4                          |
| (6) 差別や誹謗中傷など、人権侵害を扇動するような書き込みを行った人に対しては、処罰をする法整備が必要だ | 1        | 2                            | 3                                         | 4                          |

## 人権侵害を受けたときの対応についておうかがいします。

問 22 もし、あなたやあなたの家族が人権侵害を受けたら、どのように対応しますか。

(○はいくつでも)

|                         |                  |
|-------------------------|------------------|
| 1 我慢する                  | 2 相手に抗議する        |
| 3 身近な人(家族や友人、教師など)に相談する | 4 人権問題に詳しい人に相談する |
| 5 弁護士に相談する              | 6 市民団体に相談する      |
| 7 法務局や人権擁護委員に相談する       | 8 市役所に相談する       |
| 9 警察に相談する               | 10 何もしないでそのままにする |
| 11 その他(具体的に: )          |                  |

あなたご自身についておうかがいします。

A 性別をおたずねします。(自認する性別の番号に○は1つだけ)

|   |    |   |    |   |               |   |       |
|---|----|---|----|---|---------------|---|-------|
| 1 | 女性 | 2 | 男性 | 3 | 女性・男性では答えられない | 4 | 選択しない |
|---|----|---|----|---|---------------|---|-------|

B 年齢をおたずねします。( )内に数字を記載してください。

|       |
|-------|
| 満( )歳 |
|-------|

C あなたの家族構成はどれですか。(○は1つだけ)

|   |              |   |        |   |         |
|---|--------------|---|--------|---|---------|
| 1 | 単身(ひとりぐらし)世帯 | 2 | 夫婦のみ世帯 | 3 | 親子2世代世帯 |
| 4 | 親子孫3世代世帯     | 5 | その他( ) |   |         |

D あなたは、現在どこ(小学校区)に住んでおられますか?(○は1つだけ)

|    |         |    |              |    |          |
|----|---------|----|--------------|----|----------|
| 1  | 長野小学校区  | 2  | 小山田小学校区      | 3  | 天野小学校区   |
| 4  | 高向小学校区  | 5  | 三日市小学校区      | 6  | 天見小学校区   |
| 7  | 川上小学校区  | 8  | 千代田小学校区      | 9  | 楠小学校区    |
| 10 | 加賀田小学校区 | 11 | 石仏小学校区       | 12 | 美加の台小学校区 |
| 13 | 南花台小学校区 | 14 | わからない(住所は: ) |    |          |

E あなたの職業は何ですか。(○は1つだけ)

|   |           |   |            |   |                    |
|---|-----------|---|------------|---|--------------------|
| 1 | 会社員・公務員   | 2 | 自営業        | 3 | 自由業(医師、弁護士など専門的職業) |
| 4 | パート・アルバイト | 5 | 家事専業       | 6 | 学生                 |
| 7 | 無職        | 8 | その他(具体的に ) |   |                    |

F あなたが日常的に利用する主なメディアは何ですか。(○はいくつでも)

|   |     |   |       |   |                       |
|---|-----|---|-------|---|-----------------------|
| 1 | 新聞  | 2 | 書籍、雑誌 | 3 | インターネット(パソコン・スマートフォン) |
| 4 | ラジオ | 5 | テレビ   | 6 | その他( )                |

問 23 河内長野市の人権問題や今後の人権教育・啓発について、ご意見・ご要望がありましたら、下の空欄に自由にお書きください。

|  |
|--|
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |

記入欄が不足する場合は次ページもご利用ください。

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and extend across the width of the page. There is a solid vertical line on the left side, creating a margin. The paper appears to be from a notebook or a standard ruled document.

～以上、ご協力ありがとうございました～

ご記入いただいた調査票は、無記名のまま同封の返信用封筒（切手は不要）に入れて、  
●月●日（ ）までにご投函ください。